

富士見市総合計画

第5次基本構想 後期基本計画

平成29年度～平成32年度

はじめに



富士見市は、昭和 47 年 4 月に市制を施行し、本年で 45 周年の節目を迎えました。市制施行以来、市政の基本方針である基本構想を定めており、現在の第 5 次基本構想では、将来都市像として「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市～人と人との絆と和地域が主役のまちづくり～」を掲げております。この将来都市像を着実に実現していくため、平成 29 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 5 次基本構想・後期基本計画を策定いたしました。

現在、本市の人口は微増傾向にありますが、中長期的には人口減少を想定しており、今後は、持続可能で、さらに発展できる富士見市をつくり上げていく必要があります。この後期基本計画には、子育て環境や福祉施策の充実、農業や商工業の振興、安全安心なまちづくりや土地利用の推進など、未来を見据えた施策を盛り込んでおります。これら一つひとつの施策を着実に推進し、「誰もが住みたい、住み続けたい、選ばれるまち富士見市」を目指してまいります。

結びに、後期基本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、地域説明会やパブリックコメントにおきまして、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまに、心より感謝申し上げます。

市民の皆さまにおかれましては、一緒に富士見市の未来をつくっていくため、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 4 月 富士見市長 星野光弘

目 次

第 1 部 序論

富士見市第 5 次基本構想・後期基本計画策定にあたって	2
-----------------------------	---

第 2 部 後期基本計画

第 1 章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち	13
第 1 節 子育て支援の充実	14
第 2 節 子どもの教育の充実	24
第 3 節 青少年の健全育成支援	36
第 2 章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち	41
第 1 節 健康づくりの推進	42
第 2 節 地域医療体制の充実	50
第 3 節 地域福祉の充実	52
第 4 節 高齢者福祉の充実	56
第 5 節 障がい者福祉の充実	64
第 6 節 社会保障の充実	72
第 3 章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	77
第 1 節 人権の尊重	78
第 2 節 生涯にわたる学習・教育環境の充実	82
第 3 節 市民文化の創造	88
第 4 節 スポーツ・レクリエーションの推進	92
第 5 節 文化財の保存と活用	96
第 4 章 にぎわいと活力をつくる人のまち	101
第 1 節 農業の振興	102
第 2 節 商工業の振興	108
第 3 節 勤労者福祉の充実	114
第 4 節 地域活性化の推進	116
第 5 章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち	121
第 1 節 計画的な土地利用の推進	122
第 2 節 水と緑の保全と活用	128
第 3 節 循環型社会の形成と生活環境の保全	132
第 4 節 市街地の整備	136
第 5 節 道路・交通環境の整備	140

第6節	上下水道の整備	146
第7節	防災・防犯対策の充実	152
第8節	消費生活・市民相談の充実	160
第6章	市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち	163
第1節	市民自治の推進	164
第2節	計画的な総合行政の推進	170
第3節	健全な財政運営	176
第4節	広域行政の推進	180

第3部 第5次基本構想

第1章	本市の将来像	184
第2章	施策の大綱	192

第4部 資料

財政見通し【中期財政計画（平成29年1月策定）】	202
策定の経過	204
富士見市総合計画審議会条例	207
富士見市総合計画審議会名簿	209
富士見市総合計画審議会への諮問及び答申	210
第14回 市民意識調査の概要	211

第 1 部 序論

富士見市第5次基本構想・後期基本計画 策定にあたって



1. 策定の概要

平成23年度から第5次基本構想がスタートし、前期基本計画及び中期基本計画に基づくまちづくりを推進してきましたが、ららぽーと富士見の開業や新たな制度の開始など、変化の激しい時代に速やかに対応するため、中期基本計画を見直し、後期基本計画（平成29～32年度）を策定しました。

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本構想 将来都市像実現のための施策の大綱を定めたもの	← 10年間 →									
基本計画 基本構想で定めたまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策を体系的に定めたもの	← 前期5カ年 →					← 中期5カ年 →			← 後期4カ年 →	
			見直年次				見直年次			
実施計画 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して実施するもの	← 3カ年 →		← 3カ年 →			← 毎年ローリング →				



2. 策定の視点

(1) 中期基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理・反映

- ・中期基本計画の進捗状況を適切に評価し、計画を推進する上での課題を整理・反映させるなど、将来都市像の実現に向けて必要な施策を検討しました。

(2) 社会状況の変化などに迅速かつ柔軟に対応した計画の策定

- ・多様化する行政課題や市民ニーズ等を的確に把握し、社会状況の変化が著しい今日の状況に迅速かつ柔軟に対応した計画としました。

(3) 市民意見を反映させた計画の策定

- ・総合計画審議会を設置するとともに、地域説明会、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映した計画としました。

(4) 実現性・実効性の高い計画の策定

- ・中期財政計画や人口ビジョン等の将来予測を踏まえ、優先的に取り組んでいく施策を選択し、実現性・実効性の高い計画としました。

(5) 新たな計画等を取り込んだ計画の策定

- ・富士見市キラリと輝く創生総合戦略など、新たな計画等を取り込み、第6次基本構想へとつながる計画としました。



3. 策定体制

(1) 庁内体制**①庁議 事務局：政策企画課**

計画策定にあたっての方針や基本的な方向性について決定しました。

②後期基本計画検討委員会（各部長） 事務局：政策企画課

- ・中期基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理を行いました。
- ・後期基本計画に反映すべき、中期基本計画策定後の国・県等の制度改正、社会状況の変化や市民ニーズ等を確認しました。
- ・上記を踏まえ、基本計画案を検討しました。

③計画策定アドバイザー（長野 基 氏 首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 准教授）

- ・指標設定や評価方法などについてアドバイスをいただき、後期基本計画に活かしました。

(2) 市民参加**①総合計画審議会（団体推薦及び公募により委員 12 人）**

ア 市民の視点から以下の作業を行いました。

- ・中期基本計画の進捗状況等の評価と課題の整理
- ・後期基本計画に反映すべき、中期基本計画策定後の国・県等の制度改正、社会状況の変化や市民ニーズ等の確認

イ 上記を踏まえ、基本計画案を検討しました。

②市民意識調査

これまでの調査項目による経年変化の把握のほか、第5次基本構想策定における主要施策を考慮し、実施しました（平成27年7月実施）。

③地域説明会

基本計画案のパブリックコメントに合わせ、市内7箇所において基本計画案の説明会を開催しました（平成28年11・12月実施、参加者数168人）。

④パブリックコメント

市民の意見を伺い、計画に反映するようにしました（平成28年11月～12月実施、意見件数101件）。

⑤その他情報提供等

広報・ホームページなどにより情報提供しました。

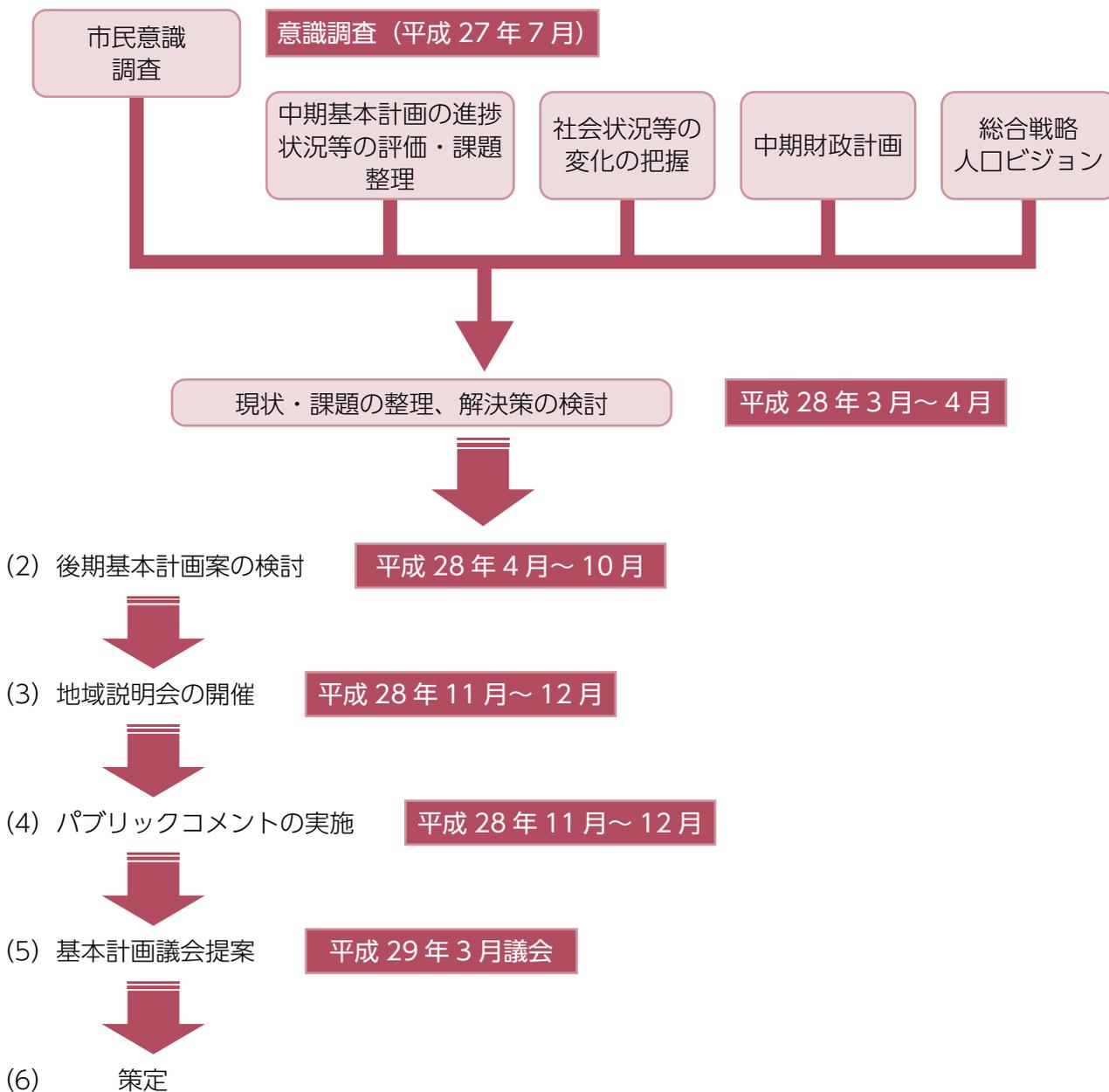
(3) 議会

後期基本計画案について、説明・意見交換会を実施しました。また、議会基本条例に基づき、平成29年3月議会に提案し、原案どおり可決されました。



4. 策定手順（概略）

(1) 中期基本計画の進捗状況等の評価・課題整理、制度改正などの社会状況の変化や市民ニーズ等の把握



第 2 部 後期基本計画

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援の総合的な推進
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) ひとり親家庭への自立支援
- (4) 地域との連携による子育て支援の充実
- (5) 保育環境の充実
- (6) 放課後児童の健全育成
- (7) 子育て親子の健康支援
- (8) 児童相談の充実
- (9) 子どもの貧困対策の総合的な推進

第2節 子どもの教育の充実

- (1) 教育内容の充実
- (2) 学力の向上
- (3) 心の教育の充実
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- (6) 安全・安心な教育環境の整備
- (7) 教職員の資質向上
- (8) 大学との教育連携
- (9) 教育相談体制の充実
- (10) 不登校児童生徒の支援
- (11) 学校給食の充実
- (12) 学校施設・備品の充実
- (13) 幼児教育・高校入学などの支援

第3節 青少年の健全育成支援

- (1) 青少年関係団体の育成支援
- (2) 青少年の自主的な活動に対する支援
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 子ども・若者への支援

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) がん検診の推進
- (3) 感染症などの予防の充実
- (4) 子育て親子の健康支援（再掲）
- (5) 介護予防対策の推進

第2節 地域医療体制の充実

- (1) 医療機関との連携
- (2) 救急医療体制の充実

第3節 地域福祉の充実

- (1) 地域福祉活動の推進と意識啓発
- (2) 災害時における要配慮者の支援
- (3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援

第4節 高齢者福祉の充実

- (1) 生きがいづくりの支援
- (2) 社会参加・就労の支援
- (3) 在宅等高齢者支援の充実
- (4) 地域包括ケアシステムの充実
- (5) 介護保険施設の整備
- (6) 介護予防対策の推進（再掲）
- (7) 介護保険制度の円滑な運用

第5節 障がい者福祉の充実

- (1) 自立支援の推進
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就労支援の充実
- (4) 施設の整備・運営の支援
- (5) 意識啓発の推進
- (6) 療育支援の充実
- (7) 児童相談の充実（再掲）

第6節 社会保障の充実

- (1) 社会的自立の支援
- (2) 国民年金制度の周知の充実
- (3) 国民健康保険事業の安定運営
- (4) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり
- (3) 政策決定過程における男女共同参画の推進
- (4) 多文化共生の地域づくり

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実

- (1) 推進体制の充実
- (2) 多様な学習・教育機会の充実
- (3) 情報収集・提供、相談機能の充実
- (4) 生涯学習関連施設の整備・連携
- (5) 図書館サービスの充実

第3節 市民文化の創造

- (1) 文化創造事業の推進
- (2) 支援体制の充実

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実
- (2) スポーツを楽しめる場の充実

第5節 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査・収集・保存の充実
- (2) 歴史公園・資料館施設の活用
- (3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援
- (4) 地域活性化資源としての活用

第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち

第1節 農業の振興

- (1) 農業基盤・農業環境の整備
- (2) 農業の担い手育成支援
- (3) 地産地消の推進
- (4) 農業交流の推進

第2節 商工業の振興

- (1) 商工業の活性化
- (2) 商工業の担い手育成支援
- (3) 産業誘致の推進

第3節 勤労者福祉の充実

- (1) 就労機会の拡充
- (2) 福利厚生の実施

第4節 地域活性化の推進

- (1) 富士見ブランドの推進
- (2) 地域資源の創出・活用
- (3) 情報発信の充実
- (4) 産業誘致の推進（再掲）

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進

- (1) 総合的な土地利用の推進
- (2) 都市的土地利用の推進
- (3) 農業的土地利用の推進

第2節 水と緑の保全と活用

- (1) 自然環境の保全
- (2) 公園・広場の整備
- (3) 緑化の推進

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全

- (1) 生活環境の保全
- (2) ごみの減量と資源リサイクルの推進
- (3) 省エネ・再生可能エネルギーの普及
- (4) 公害等監視体制の充実

第4節 市街地の整備

- (1) 既成市街地の整備
- (2) 新市街地の整備

第5節 道路・交通環境の整備

- (1) 道路・交通環境の改善
- (2) 幹線道路の整備
- (3) 生活道路の整備
- (4) 地域公共交通の充実
- (5) 放置自転車対策の推進
- (6) 違法駐車対策の推進
- (7) 交通安全施設整備の推進
- (8) 交通安全教育・指導の推進

第6節 上下水道の整備

- (1) 水道水の安定供給
- (2) 水道施設などの災害対策の充実
- (3) 健全な水道事業の経営
- (4) 公共下水道（汚水）の整備
- (5) 特定環境保全公共下水道の整備
- (6) 公共下水道（雨水）の整備

第7節 防災・防犯対策の充実

- (1) 地域防災体制の整備
- (2) 都市の防災機能の向上
- (3) 消防・救急・救助体制の充実
- (4) 水害対策の推進
- (5) 公共下水道（雨水）の整備（再掲）
- (6) 防犯体制の整備
- (7) 防犯情報の提供

第8節 消費生活・市民相談の充実

- (1) 消費生活・市民相談の充実
- (2) 消費者への意識啓発

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第1節 市民自治の推進

- (1) 市民参加・協働の推進
- (2) 市民活動の促進と連携
- (3) 町会活動の支援
- (4) 情報提供の充実
- (5) 広聴活動の充実

第2節 計画的な総合行政の推進

- (1) 計画行政の推進
- (2) 民間活力の活用
- (3) 電子市役所の推進
- (4) 市民に信頼される人材の育成
- (5) 公共施設の長寿命化と有効活用
- (6) 窓口サービスの充実

第3節 健全な財政運営

- (1) 財政運営の健全化
- (2) 自主財源の確保

第4節 広域行政の推進

- (1) 広域行政の推進

第1章

未来を担う子どもを育み、
育ちあう人のまち

第1章 未来を担う子どもを育み、 育ちあう人のまち

第1節 子育て支援の充実



1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。



2. 現状と課題

- ①一人ひとりの子どもが、健やかに成長していける社会を目指して、富士見市子ども・子育て支援事業計画*¹に沿った施策を推進しています。
- ②本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数を表す比率）は、平成23年1.28人（県1.28人）から平成26年の1.35人（県1.31人）と増加したものの、全国的な傾向と同様、依然低い数値となっていることから、少子化対策の充実が求められています。
- ③雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して医療費助成などの経済的支援に努めています。
- ④核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化に伴い、仕事と子育てが両立できるよう、保育環境の整備など多様な子育て支援策の充実が求められています。
- ⑤市内には、2つの産科病院があります。また、平成28年度には、市内の病院が増床し、小児の入院、緊急患者の受け入れ体制が拡充されました。

* 1 子ども・子育て支援事業計画…教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他業務の円滑な実施に関する計画。また、市の子ども・子育ての総合計画。

- ⑥保育所整備については、認可保育所*²などの新設により、15施設・定員1,330人（平成25年度）から26施設・定員1,806人（平成28年度）と拡大しました。また、保育士は国の基準を上回る配置をしています。さらに、私立保育園・認定こども園*³などが行う一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業*⁴など、多様化する保育ニーズに取り組んでいます。しかしながら、今後も入所希望者の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた取り組みが必要です。
- ⑦放課後児童クラブについては、16クラブ・定員830人（平成25年度）から21クラブ・定員1,022人（平成28年度）に増やし、施設環境の充実に努めています。また、放課後児童支援員は国の基準を上回る配置をしています。
- ⑧子育ての不安や負担感による子育て家庭の孤立を防ぐため、子育て支援センター*⁵機能やネットワークの強化に努めています。また、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。
- ⑨児童虐待の増加に対して、早期に適切な対応を図ることができるよう、組織的に取り組み、関係機関と連携しながら対応策の強化に努めています。
- ⑩発達に遅れのある子どもに対し、乳幼児健診などによる発育・発達の相談、みずほ学園*⁶での療育や、保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。
- ⑪発達障がい*⁷に関する相談が増えていることから、関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- ⑫全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を構築するため、子どもの貧困対策を推進し、貧困の連鎖に歯止めをかけることが必要です。

* 2 認可保育所…保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする0歳から就学前の児童の保育を行う施設。

* 3 認定こども園…保護者の就労や疾病などにより、保育を必要性とする0歳から就学前の児童の保育と、満3歳以上の幼児に対する教育を行う施設。

* 4 病児・病後児保育事業…病中や病気の回復期のため、保育所や放課後児童クラブなどに通えない状態にある児童が、専用施設で一時的に預かる事業。

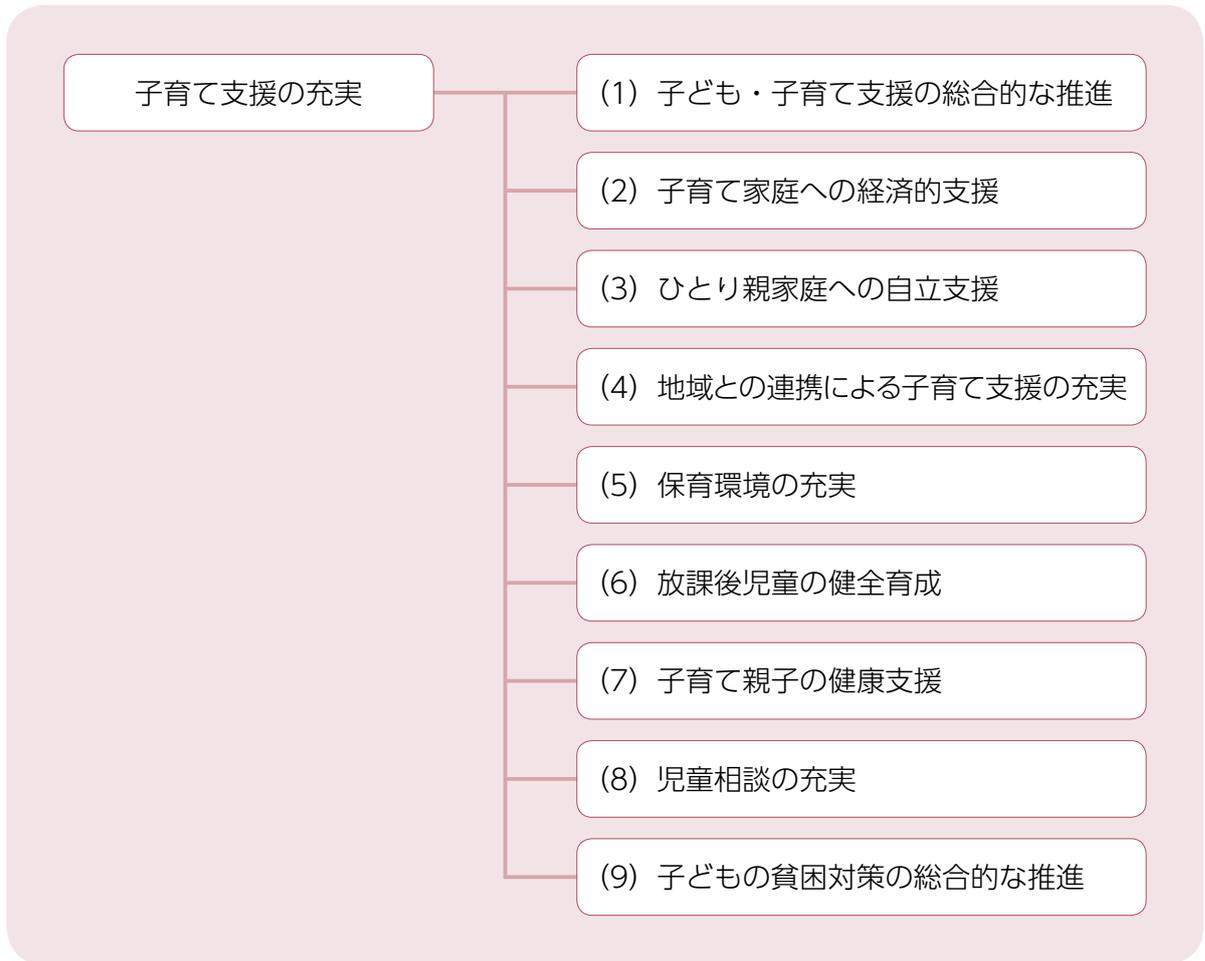
* 5 子育て支援センター…鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行う場。

* 6 みずほ学園…就学前の児童を対象に、心身の発達に遅れがある、またはあると思われる児童の発達段階に応じた療育・機能訓練などを行う通園施設。また、地域療育では、児童の心と身体の発達に関する相談や療育支援を行っている。

* 7 発達障がい…自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 子ども・子育て支援の総合的な推進（子育て支援課、保育課、健康増進センター）

- ① 富士見市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。
- ② 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター^{*8}の設置や情報発信の充実に取り組みます。また、不妊治療の助成や相談支援体制の強化に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置
- ・ モバイルサイトによる情報発信^{*9}の充実

指 標

項 目	市民意識調査 ^{*10} 子育て支援環境の充実（中学生以下の子どもを持つ方の満足度）
現状値	58.9%（平成27年度）
目標値	71.0%（平成32年度）

項 目	合計特殊出生率
現状値	1.35（平成26年）
目標値	1.41（平成32年）

項 目	モバイルサイト登録件数
現状値	—（平成27年度）
目標値	2,500件（平成32年度）

* 8 子育て世代包括支援センター…妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
 * 9 モバイルサイトによる情報発信…モバイル端末で利用することができるように作成されたウェブサイトで、妊娠中から出産後までのニーズに応える情報を配信する。
 * 10 市民意識調査…市の施策に対する満足度や重要度などについて、市民の考えを伺い、より市民ニーズに即した施策を進めていくことなどを目的に実施している調査。

(2) 子育て家庭への経済的支援（子育て支援課、保育課）

- ①こども医療費や各種手当の助成のほか多子世帯の保育料軽減などにより、子育て家庭への経済的支援に努めます。

主な取り組み

- ・ こども医療費の助成
- ・ 児童手当の支給
- ・ 幼稚園等就園奨励費補助金の支給
- ・ 多子世帯の保育料軽減

(3) ひとり親家庭への自立支援（子育て支援課、保育課）

- ①生活面・経済面の援助や就労支援などの取り組みを通して自立促進を図ります。

主な取り組み

- ・ 相談支援の実施
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ ひとり親家庭等医療費の助成
- ・ 高等職業訓練促進給付金などの就労支援
- ・ 未婚のひとり親に対する「みなし寡婦（夫）適用*¹¹」による保育料などの軽減

* 11 みなし寡婦（夫）適用…婚姻歴のないひとり親家庭では、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないことから、保育料等の算定について市独自に寡婦（夫）とみなして控除を適用し軽減を図るもの。

(4) 地域との連携による子育て支援の充実（保育課）

- ①子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。
- ②子育て支援センター及び保育所を中心とした地域の子育て支援拠点では、地域における乳幼児親子の交流などを通じた友だちづくりや子育てに関する情報提供を進めます。

主な取り組み

- ・子育て支援センターの運営
- ・ファミリー・サポート・センター*¹²の運営
- ・病児・緊急時の預かりの実施（緊急サポートセンター）

指 標

項 目	市立子育て支援センターの事業参加者数
現状値	13,137人（平成27年度）
目標値	16,000人（平成32年度）



子育て支援センター「ぴっぴ」（鶴瀬西交流センター内）

* 12 ファミリー・サポート・センター…子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。

(5) 保育環境の充実（保育課）

- ①女性の社会進出や多様な就労形態などにより、増加し続ける保育ニーズに対応するため、保育環境や保育所の整備を進め、待機児童の解消に向けて取り組みます。
- ②保育士不足を解消し、保育所が安定した運営を行えるよう、ハローワークとの共催による就労支援や民間保育所が行う宿舍借り上げ事業*¹³への補助などに取り組みます。
- ③多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業などの充実や認定こども園の整備に努めます。

主な取り組み

- ・ 保育所（園）・認定こども園の整備
- ・ 民間保育所等の運営助成
- ・ 病児・病後児保育事業への助成
- ・ 公立保育所への防犯カメラの設置

指 標

項 目	保育所待機児童数
現状値	36人（平成28年4月1日）
目標値	0人（平成33年4月1日）



富士見れんげこども園（平成28年度増築）

* 13 宿舍借り上げ事業…市内で保育園・認定こども園を運営する法人が、雇用する保育士を、法人が借上げた宿舍に入居させる場合、宿舍借上げに係る経費を補助すること。

(6) 放課後児童の健全育成（保育課）

- ①入室児童の増加や利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの施設環境と運営内容の充実に努め、引き続き待機児童ゼロを維持します。

主な取り組み

- ・ 指定管理者制度*¹⁴による放課後児童クラブの管理運営
- ・ つるせ台放課後児童クラブの入室児童増加に伴う施設建設

指 標

項 目	放課後児童クラブ待機児童数
現状値	0人（平成28年4月1日）
目標値	0人（平成33年4月1日）



放課後児童クラブの様子

* 14 指定管理者制度…市が設置した公の施設の管理・運営を法人などに行わせることができる制度。

(7) 子育て親子の健康支援（健康増進センター）

- ①妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、妊婦健診費用に対する助成、乳幼児健診・相談の充実や食育の推進に努めます。
- ②出産・育児の不安などの解消のため、産前・産後における相談支援やサポート体制の強化に併せ、交流事業の充実を図ります。
- ③地域医療機関などとの連携や母子保健推進員*¹⁵の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

主な取り組み

- ・乳幼児健康診査と相談、フォロー教室*¹⁶の実施
- ・妊婦健康診査費用の助成
- ・母子保健推進員による乳児家庭訪問と地域活動支援

指 標

項 目	妊婦健診利用件数
現状値	22,911 件（平成 27 年度）
目標値	23,800 件（平成 32 年度）

項 目	乳児家庭訪問率
現状値	88.8%（平成 27 年度） 880 人／991 人（家庭数）
目標値	91.0%（平成 31 年度）

* 15 母子保健推進員…母子の健やかな成長を地域で見守るとともに、子育て情報の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐパイプ役。

* 16 フォロー教室…1 歳 6 か月児健康診査などの事後フォローとして、集団の中で遊びや経験を通して児の発達を促す教室や、親等の相談に対応する教室などのこと。

(8) 児童相談の充実（障がい福祉課）

- ①子どもの発育・発達、養育などの不安や悩みに対応するため、家庭児童相談員*¹⁷による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。
- ②児童虐待の予防、早期発見・早期対応などに向けて、子育てに対する相談体制の充実、広報などによる周知を行うとともに、子どもを守る地域協議会*¹⁸などによる情報共有・連携の強化に努めます。

主な取り組み

- ・家庭児童相談室の運営
- ・養育支援訪問*¹⁹の実施
- ・子どもを守る地域協議会の体制の充実

(9) 子どもの貧困対策の総合的な推進（子育て支援課）

- ①夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。
- ②生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活・学び・仕事などの環境整備に努めます。
- ③子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、民間企業、町会・自治会、NPO*²⁰法人、行政などを「つなぐ」地域ネットワークを形成して支援を行います。

主な取り組み

- ・富士見市子どもの貧困対策整備計画*²¹の推進
- ・子どもの貧困対策に取り組む体制の構築
- ・貧困家庭の子ども、保護者への支援

* 17 家庭児童相談員…福祉事務所に設置された家庭児童相談室で、家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的に相談や指導を行う人。

* 18 子どもを守る地域協議会…虐待を受けている児童をはじめ、指導・支援・保護を必要とする児童と保護者及び指導を要する妊婦の早期発見と対応を協議する会議。

* 19 養育支援訪問…概ね1歳未満の子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や保護者に、保健師による出産・育児についての相談・助言等や、ホームヘルパーによる家事援助を行う支援。

* 20 NPO…Non Profit Organization（非営利組織）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

* 21 子どもの貧困対策整備計画…本市に住むすべての子どもが、夢に向かってチャレンジできるよう支援を行い、貧困の連鎖を断ち切るための対策を定めた計画。

第2節 子どもの教育の充実



1. 施策の方向性

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。



2. 現状と課題

- ①児童生徒一人ひとりが、自分で考え、判断し、行動するとともに、生命を大切にし、人を思いやり、個性を尊重するため、教育活動全体を通じて心の教育を推進することが大切です。
- ②グローバル化やICT^{*22}の一層の進展に伴い、地域独自の歴史や文化の魅力を発信できる人づくりを推進するため、ふるさと富士見への愛着を育む学習機会の充実が求められています。
- ③社会環境が急激に変化している中、児童生徒一人ひとりが将来に対する目的意識を高め、主体的に生きる力を育成することが求められています。
- ④各学校が地域の教育力を活かしながら、創意工夫により特色ある教育活動に取り組んでいます。
- ⑤学校応援団^{*23}の活動を通じて、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を充実させるとともに、家庭・地域の教育力の向上を目指しています。
- ⑥スムーズに学校生活へ適応できるよう、小1プロブレム^{*24}や中1ギャップ^{*25}の解消に取り組むことが求められています。
- ⑦子どもたちの学ぶ力や生きる力を育み、地域で地域の子どもたちを育てる子ども大学☆ふじみ^{*26}に取り組んでいます。
- ⑧富士見市いじめ防止条例^{*27}や富士見市いじめ防止基本方針^{*28}に基づき、いじめの防止に取り組んでいます。

* 22 ICT…Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

* 23 学校応援団…学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

* 24 小1プロブレム…小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数カ月継続する状態。

* 25 中1ギャップ…中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態。

* 26 子ども大学☆ふじみ…大学や市民団体などと連携し、子どもの学ぶ力や生きる力を育み向上させることを目的とした事業。

* 27 いじめ防止条例…いじめの防止等に関する基本理念を定め、学校や保護者、市民などの責務や役割を定めた条例。

* 28 いじめ防止基本方針…市全体でいじめの防止などに取り組むためのガイドライン。

- ⑨子どもたちが安心して通える学校づくりや不登校児童生徒に対するきめ細かな支援など、学校・教育相談室・家庭が連携した教育相談体制を充実していくことが大切です。
- ⑩安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の耐震化工事を実施しました。現在は、ガラスの飛散防止対策など、非構造部材*²⁹の耐震化に取り組んでいます。
- ⑪快適な教育環境を確保するため、大規模改造工事とトイレ改修工事などについて、計画的に工事を進めています。



3. 施策の体系図



* 29 非構造部材…建物の構造体以外の、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器など。



4. 施策の内容

(1) 教育内容の充実（教育政策課、学校教育課）

- ①小・中学校 9 年間の学びと育ちの連続性を重視した小中連携・一貫教育を展開し、児童生徒の学力の向上や「中 1 ギャップ」の解消に取り組みます。
- ②栄養教諭・学校栄養職員などとの連携による「食育・食に関する指導」を推進します。
- ③児童生徒が外国語を用いてお互いの気持ちや考えを伝え合うなど、主体的に外国語でコミュニケーションを図る活動を充実させる授業を推進します。
- ④自他を大切にする思いやりの心を育成するとともに、自他を尊重するための実践力を育む人権教育を充実します。
- ⑤富士見市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめのない学校づくり子ども会議^{*30}」を実施するなど、いじめの防止に取り組みます。
- ⑥ICT を活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができる情報教育や環境教育、ボランティア・福祉教育など、時代の進展に対応する教育を推進します。
- ⑦学校における「読書センター」、「情報センター」として、児童生徒が調べ学習^{*31} や読書の楽しさを学ぶことのできる学校図書館の充実を図ります。



いじめのない学校づくり子ども会議

* 30 いじめのない学校づくり子ども会議…市立学校の代表児童生徒が、いじめのない学校、学級を築くため、主体的に話し合う会議。

* 31 調べ学習…児童生徒が自分の課題テーマに沿って、情報を調べ、収集し、調べた内容をわかりやすくまとめて作品にしたり、発表したりする学習。

主な取り組み

- ・教育振興基本計画の推進
- ・小・中学校が互いに交流することを通じ、円滑な接続と系統的な教育を行う連携・一貫教育の実践
- ・中1ギャップ解消に向けた、小中連携支援シート*³²の作成・活用
- ・小学校における英語の教科化に対応した英語指導助手（AET）配置の充実
- ・イングリッシュサマーキャンプ*³³の実施
- ・いじめ防止対策の推進
- ・各学校にタブレット PC を整備
- ・中央図書館及び図書館分館司書と司書教諭及び読書推進支援員の連携充実

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査* ³⁴ における読書が好きな児童生徒の割合
現状値	小学校：67.6%／全国 72.8%（平成 27 年度） 中学校：70.1%／全国 68.0%（平成 27 年度）
目標値	小学校：72.0%（平成 32 年度） 中学校：74.0%（平成 32 年度）

項 目	小学校 5・6 年生 1 学級あたりの AET の活動時間
現状値	年間 35 時間のうち 26.3 時間（平成 27 年度）
目標値	年間 35 時間のうち 35 時間（平成 32 年度）



イングリッシュサマーキャンプ

- * 32 小中連携支援シート…進学先の中学校の教員と小学校 6 年生の担任等との間で、入学予定の児童についての理解を深めるための引き継ぎシート。
- * 33 イングリッシュサマーキャンプ…小学校 5 年生を対象に、英語を用いたコミュニケーション能力を育成する事業。
- * 34 全国学力・学習状況調査…文部科学省が、全国の小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象に、学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善を図り、教育に関する検証改善サイクルを確立するとともに、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施する調査。

(2) 学力の向上（学校教育課）

- ①児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識や技能を身につけ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めます。
- ②児童生徒一人ひとりが主体的に学習に取り組めるよう、小学校の「基礎学力定着支援員*³⁵」や「中学校学習支援員*³⁶」、「少人数指導加配教員*³⁷」などを配置し、わかる授業の実践に努めるとともに、個に応じた指導を充実します。
- ③全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査*³⁸を通して、確かな学力の育成を図ります。

主な取り組み

- ・アクティブ・ラーニング*³⁹を活用した授業改善
- ・基礎学力向上のため、基礎学力定着支援員、中学校学習支援員、少人数指導加配教員、小学校理科支援員などの配置
- ・全国学力・学習状況調査結果、埼玉県学力・学習状況調査結果の分析・検証に基づく学力向上策の実施

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査 国語・算数、数学（知識問題）平均正答率			
現状値	市平均	全国平均	市平均	全国平均
	小学校国語 66.7%	70.0%	小学校算数 70.9%	75.2%
	中学校国語 73.1%	75.8%	中学校数学 62.5%	64.4%
	（平成 27 年度）			
目標値	各科目とも全国平均を上回る（平成 32 年度）			

* 35 基礎学力定着支援員…児童一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、小学校において個に応じた学習指導・支援を行う職員。
 * 36 中学校学習支援員…生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、中学校において教科指導の補助や個別の学習指導・支援を行う職員。
 * 37 少人数指導加配教員…個に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員。
 * 38 埼玉県学力・学習状況調査…埼玉県教育委員会が、子どもの「学力の伸び」と「教育委員会や学校の取り組みの変化」の関係を検証することを目的として、小学校 4 年生から中学校 3 年生を対象に実施する調査。
 * 39 アクティブ・ラーニング…学習者が能動的に学習に参加する教授・学習法の総称。

(3) 心の教育の充実（学校教育課、教育相談室）

- ①思いやりの心や他人と協調する心、規範意識などを育むため、道徳授業や地域の人材を活かした多様な体験活動など、教育活動全体を通して「豊かな心の教育」を充実します。
- ②児童生徒の健全な人間関係づくりを推進するため、ピア・サポート活動^{*40}を取り入れるなど、生徒指導に取り組み、いじめの未然防止に努めます。

主な取り組み

- ・学校ファーム^{*41}や福祉・ボランティア体験、職業体験などの活動の充実
- ・ピア・サポート活動の実施

(4) 特別支援教育の推進（学校教育課）

- ①児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、特別支援学級、発達障がい・情緒障がい通級指導教室、難聴・言語障がい通級指導教室の教育活動の充実に努めます。また、すこやか支援員^{*42}などを配置し、児童生徒一人ひとりへの適切な指導・支援を充実します。

主な取り組み

- ・すこやか支援員の配置
- ・通級指導教室^{*43}における指導・支援の充実
- ・特別支援教育推進プロジェクトチーム^{*44}による学校支援

* 40 ピア・サポート活動…子ども同士の学びあいの場を設け、思いやりや支えあいを推進し、ピア（仲間）・サポート（支援する）する活動。

* 41 学校ファーム…学校単位に農園を設置して、児童・生徒が、農業体験活動を通じて生命や自然、環境や食物について理解を深め、情操や生きる力を育む取り組み。

* 42 すこやか支援員…小・中・特別支援学校で、教育上特別な支援の必要な児童生徒に、日常生活動作の介助や学習活動上の困難に対する支援を行う職員。

* 43 通級指導教室…発達障がい・言語障がいなど、特別な教育的ニーズに応じて、個別指導を中心とした、きめ細かな指導を行う教室。

* 44 特別支援教育推進プロジェクトチーム…特別な指導・支援を必要とする児童生徒に関して、相談を受けたり、適切な指導・支援を図るための働きかけを行ったりすることを目的として、臨床心理士や学校教諭、教育相談室で構成されたチーム。

(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進（生涯学習課、学校教育課、公民館）

- ①学校公開日や学校・学級通信の発行、教育研究活動の公開などにより、保護者をはじめとする地域住民と情報の共有を推進し、地域に開かれた学校運営を進めます。
- ②学校応援団活動を推進し、経験豊かな市民の知識や技能を活用することにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を充実します。
- ③各学校に設置している学校運営支援者協議会*⁴⁵を活用し、家庭や地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」、保護者や地域の声を取り入れた「開かれた学校づくり」を推進します。
- ④大学、青少年関係団体、地域団体などが連携し運営している子ども大学☆ふじみの活動の充実に取り組みます。また、実行委員会の支援に取り組みます。

主な取り組み

- ・学校応援団活動や学校運営支援者協議会の充実
- ・子ども大学☆ふじみの開校
- ・戦争体験市民派遣事業など公民館事業の実施

指 標

項 目	全国学力・学習状況調査における児童生徒の地域の行事に参加している割合
現状値	小学校 58.8%（平成 27 年度） 中学校 33.0%（平成 27 年度）
目標値	小学校 61.0%（平成 32 年度） 中学校 37.0%（平成 32 年度）



子ども大学☆ふじみ

* 45 学校運営支援者協議会…学校の管理運営に保護者や地域の支援を積極的に取り入れ、「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」の推進のための協議会。

(6) 安全・安心な教育環境の整備（学校教育課）

①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、通学路点検の実施、スクールガードアドバイザー*⁴⁶ やスクールガード*⁴⁷ の配置、青色パトロールカーの巡回などにより、学校と家庭・地域が連携・協力し一体となった防犯体制の充実に努めます。

主な取り組み

- ・スクールガードによる子どもの見守り活動の充実
- ・竜巻避難訓練の実施
- ・通学路安全総点検の実施

指 標

項 目	スクールガード活動人数
現状値	1,698 人（平成 27 年度）
目標値	2,000 人（平成 32 年度）

(7) 教職員の資質向上（学校教育課）

①学校研究や共同・個人研究、各種研修会など、教職員の資質・能力の向上に取り組み、学校の活性化と教育力の向上・充実に努めます。

主な取り組み

- ・教育課題研究委嘱校への補助
- ・水泳指導技術向上のための教員スキルアップ研修の実施
- ・英語指導力ブラッシュアップ研修の実施
- ・アクティブ・ラーニング研修の実施

* 46 スクールガードアドバイザー…小学校の通学路や校内を定期的に巡回し、危険箇所などを各学校に伝達する。また、スクールガード・リーダーの統括的役割を果たすボランティア。

* 47 スクールガード…登下校時に児童生徒の安全を確保するため、地域と連携・協力した学校安全のボランティア。

(8) 大学との教育連携（生涯学習課、学校教育課）

- ①教育実習、スクールボランティア*⁴⁸などを通して、大学と各学校の連携を推進し、学校教育の充実を図ります。
- ②子ども大学☆ふじみなどの活動を充実させるため、大学との連携を進めます。

主な取り組み

- ・教育実習生の受け入れ
- ・スクールボランティアの活用
- ・子ども大学☆ふじみ、子どもスポーツ大学☆ふじみ*⁴⁹の開校

(9) 教育相談体制の充実（教育相談室）

- ①心豊かな生活を送れるよう、児童生徒、保護者や教員などの教育相談を充実します。
- ②教育相談に関する調査・研究、教職員への研修を推進します。
- ③講演会などを通して教育相談の趣旨の啓発に取り組み、家庭教育の向上を支援します。

主な取り組み

- ・就学相談や言語相談などの教育相談の実施
- ・教職員対象の研修会の開催
- ・家庭教育の向上を支援するための講演会の開催
- ・スクールソーシャルワーカー*⁵⁰の充実

指 標

項 目	相談対応解消率
現状値	53.5%（平成 27 年度）
目標値	57.0%（平成 32 年度）

* 48 スクールボランティア…授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行うボランティア。

* 49 子どもスポーツ大学☆ふじみ…市内の小学 4～6 年生を対象に、色々なスポーツ分野で活躍している選手などを講師として招き、学校ではなかなか経験できないスポーツを体験する事業。

* 50 スクールソーシャルワーカー…児童生徒が、学校生活や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門員。

(10) 不登校児童生徒の支援（教育相談室）

- ①児童生徒が不登校にならないようにするため、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校の連携の強化や就学相談などにより、一人ひとりの児童生徒に応じた支援などの充実を図ります。
- ②不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、各学校や家庭と連携し、通室生指導員*⁵¹ による集団生活への適応指導や、基礎学力の定着の取り組みを進めます。

主な取り組み

- ・学校教育相談・不登校児童生徒対応推進委員会の開催
- ・学校復帰をめざした適応指導教室「あすなる」の支援の充実
- ・中1ギャップ解消に向けた、小中連携支援シートの作成・活用
- ・スクールソーシャルワーカーの充実

指 標

項 目	不登校児童生徒の割合
現状値	小学校 0.39%（平成 27 年度） 中学校 2.72%（平成 27 年度）
目標値	小学校 0.15%（平成 32 年度） 中学校 1.85%（平成 32 年度）

項 目	適応指導教室利用児童生徒の学校復帰率
現状値	学校復帰率 75.0%（平成 27 年度）
目標値	学校復帰率 85.0%（平成 32 年度）

* 51 通室生指導員…適応指導教室において、通室する不登校児童生徒に対し、心身の安定を図りながら、学校復帰を支援・援助する指導員。

(11) 学校給食の充実（学校給食センター）

- ①安全でおいしい給食を提供するため、地場産品の利用拡大や食材の選定に努めるとともに、食育を推進し、児童生徒の健やかな成長を促進します。
- ②安全で衛生的な調理環境の維持向上を図るため、設備の計画的な更新及び修繕を進めます。
- ③保護者、学校、給食センターが、食物アレルギー対応について、連携して取り組みます。

主な取り組み

- ・市内産農産物を活用した食育の推進
- ・給食で子どもたちが提案した「苦手野菜克服メニュー」の提供
- ・女子栄養大学と共同開発した、旬の市内産農産物を活用した学校給食メニューの提供
- ・施設設備の修繕・更新

指 標

項 目	学校給食センターにおける市内産農産物利用率（重量ベース）
現状値	43.7%（平成 27 年度）
目標値	45.0%（平成 32 年度）

(12) 学校施設・備品の充実（教育政策課、学校教育課）

- ①学校施設の安全性と快適な施設環境を整えるため、非構造部材の耐震化やトイレの洋式化、大規模改修工事などを計画的に進めます。
- ②教育効果の向上と豊かな教育環境を整えるため、計画的な教材備品などの充実に努めます。

主な取り組み

- ・校舎や体育館の大規模改修工事の実施
- ・音楽教材や体育教材など教材備品の充実

指 標

項 目	校舎トイレ改修実施校数
現状値	9 校 / 17 校（平成 27 年度）
目標値	15 校 / 17 校（平成 32 年度）

(13) 幼児教育・高校入学などの支援（子育て支援課、教育政策課、学校教育課）

- ①小学校と幼稚園、保育所との連携を強化し、情報の共有などにより幼児期から低学年におけるきめ細かな指導・支援の充実を図り、小1プロブレムの解消に努めます。
- ②幼稚園などへの就園に対する補助を継続します。
- ③高校・短大・大学などへの入学に際して、経済的負担を軽減し、教育機会の均等を図ります。

主な取り組み

- ・ 幼稚園等就園奨励費補助金の支給
- ・ 高等学校・大学等入学準備金の利子補給金の交付



第3節 青少年の健全育成支援



1. 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。



2. 現状と課題

- ①問題行動の低年齢化などを踏まえ、青少年を取り巻く環境に関する学習機会の提供など健全育成の啓発が大切です。
- ②青少年が地域の一員であることの自覚を促すため、ボランティア活動や地域行事などに参加することや、その活動が地域で受け入れられることが必要です。
- ③青少年育成市民会議^{* 52}をはじめとする青少年関係団体などと連携し、青少年の健全育成や環境浄化活動などを行っています。
- ④地域子ども教室^{* 53}は、小学校区ごとに設置され、地域の状況に応じた取り組みを行っています。
- ⑤児童館では、乳幼児親子や小学生を対象に、季節行事や「あそびの学校^{* 54}」などの各種事業を実施しています。また、中学生・高校生の居場所づくりとして夜間開館を行っています。
- ⑥富士見市いじめ防止条例などに基づき、学校・地域・家庭を含めた市全体でいじめ問題に取り組み、早期発見、未然防止に努めるとともに、さらに周知・啓発に取り組むことが必要です。
- ⑦ひきこもりや無業状態などによる生活困窮やさまざまな困難を抱えている若者への支援が必要となっています。

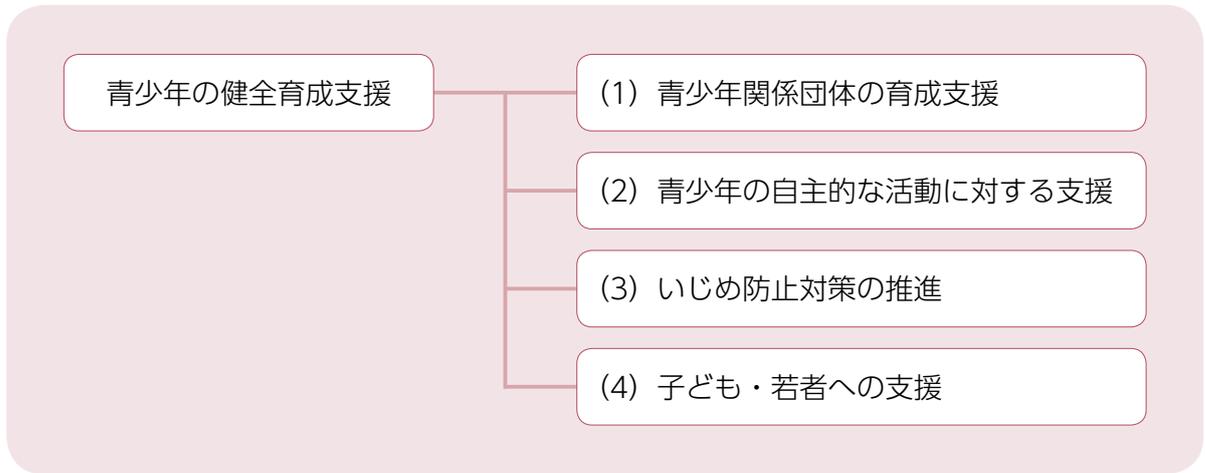
* 52 青少年育成市民会議…青少年の健全育成を目的とした、町会やPTAなど市内16団体と個人からなる組織。

* 53 地域子ども教室…地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施する教室。

* 54 あそびの学校…関沢児童館が実施している館外事業。市内の公園で、未就学児とその保護者や小学生を対象に交流の場を提供している。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（子育て支援課、生涯学習課）

- ① 青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議や青少年相談員*⁵⁵ 協議会などとの連携を進めます。
- ② 地域子ども教室運営委員会や子ども会育成会*⁵⁶ などの円滑な活動に向けた支援を行います。
- ③ 地域子ども教室の活動内容の充実のため、研修会の開催など、コーディネーター*⁵⁷ や教育活動サポーター*⁵⁸ などの担い手確保に向けて取り組むとともに、地域団体や市民と連携し、運営体制の強化に取り組めます。

主な取り組み

- ・ 地域子ども教室の支援
- ・ 青少年関係団体への活動支援

指 標

項 目	地域子ども教室参加児童数
現状値	14,050 人（平成 27 年度）
目標値	15,200 人（平成 32 年度）

項 目	地域子ども教室ボランティア参加者数
現状値	3,154 人（平成 27 年度）
目標値	3,300 人（平成 32 年度）

* 55 青少年相談員…地域の子どものよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね 20 代・30 代のボランティア。

* 56 子ども会育成会…地域の子どもの社会性を育み、発達を促すために行う地域活動であり、子ども会活動の支援・指導を行う組織。

* 57 コーディネーター（地域子ども教室）…地域子ども教室において、学校や地域の団体などとの連絡調整、地域の実情に応じた活動プログラムの企画などを行う方で、各教室に配置している。

* 58 教育活動サポーター…地域子ども教室において、活動プログラムの実施サポートや、子どもたちの安全管理をする方。

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援（交流センター、保育課、生涯学習課、公民館）

- ①青少年が社会の構成員であることや郷土意識を育てるために、児童館や公民館、交流センターにおいて、青少年対象事業に企画段階から参加する機会の充実に取り組みます。
- ②青少年が自主的に活動できるような環境づくりや、青少年関係団体の円滑な運営に向けた支援を行います。
- ③地域の拠点として中学生・高校生の交流、活動の場となるよう、児童館において健全な青少年の居場所づくりを推進します。また、児童館を中心としたボランティア活動に広く青少年が参加できるよう支援に努めます。

主な取り組み

- ・子どもフェスティバルの開催
- ・成人式の開催
- ・指定管理者制度による関沢、諏訪、ふじみ野児童館の管理運営
- ・児童館の夜間開館の実施

指 標

項 目	児童館施設の利用者満足度（児童館利用者アンケート）
現状値	95.5%（平成27年度）
目標値	99.0%（平成32年度）

項 目	児童館利用者数
現状値	84,121人（平成27年度）
目標値	102,900人（平成32年度）

(3) いじめ防止対策の推進（子育て支援課）

- ①富士見市いじめ防止条例の周知・啓発に努め、いじめ防止サポーター制度*⁵⁹の普及に努めます。
- ②いじめ問題は、子どもの人権問題と捉え、「子どもの権利条約*⁶⁰」とともに、周知・啓発していきます。

主な取り組み

- ・いじめ防止サポーター制度の普及

指 標

項 目	いじめ防止サポーター数（累計）
現状値	161 事業所 34 団体（平成 27 年度）
目標値	211 事業所 84 団体（平成 32 年度）

(4) 子ども・若者への支援（子育て支援課）

- ①子ども・若者たちが、自らの能力を発揮し、地域や社会で生きいきと活躍できるよう、学び直しや社会参加できる仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

- ・子ども・若者へのサポート体制の検討



* 59 いじめ防止サポーター制度…「いじめ防止サポーター」として市内の事業所・団体等を認定し、地域でのいじめ防止の促進と気運を高めていく制度。
* 60 子どもの権利条約…正式名は、「児童の権利に関する条約」で、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。

第2章

健康で生きいき、
相互に支えあう人のまち

第2章 健康で生きいき、 相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進

1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病^{*61}などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診^{*62}・特定保健指導^{*63}や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2. 現状と課題

- ①すべての市民が、心身ともに健康で、生涯を通じて健やかな生活を送れるよう健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）^{*64}・富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～^{*65}に基づき、健康づくり施策を総合的、計画的に進めています。
- ②市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解し、主体的に取り組めるよう支援する環境づくりが求められています。
- ③健康相談や健康講座など、健康に対する意識啓発や健康づくりに、町会などと協力し、取り組んでいます。

* 61 生活習慣病…食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。

* 62 特定健診…メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

* 63 特定保健指導…特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。

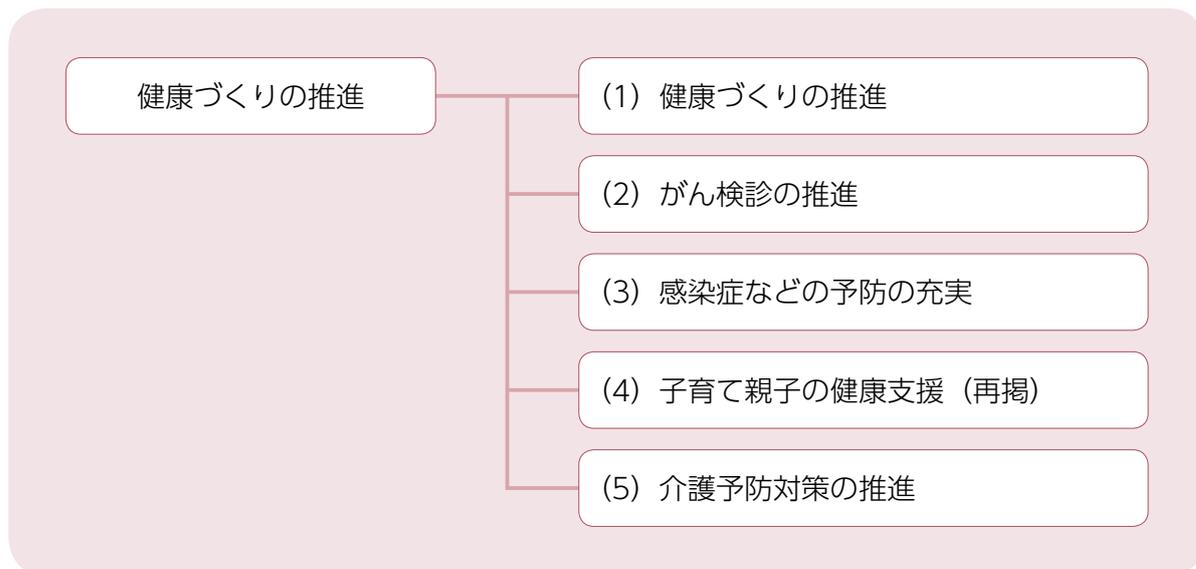
* 64 健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）…健康増進と食育推進の2つの分野を柱として、健康づくり施策を一体的に取りまとめた計画。

* 65 歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～…歯と口腔の分野からの健康づくりの取り組みを推進するために策定した計画。

- ④市民の健康寿命*⁶⁶を伸ばす上で重要な課題である、循環器疾患や糖尿病などを発症させないための一次予防に重点を置いた生活習慣病対策が求められています。
- ⑤死亡主要原因は、がんが第1位であり、国ではがん対策推進基本計画*⁶⁷に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ⑥新型インフルエンザなどの感染症に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市対策本部を設置するなど、市民への情報提供や臨時予防接種の実施など、迅速な対応についての体制を整えています。
- ⑦介護予防をさらに進めるため、介護予防が必要な人の把握、普及啓発や活動の育成支援などの一般介護予防事業を推進していくことが必要です。



3. 施策の体系図



* 66 健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としている。

* 67 がん対策推進基本計画…がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにした計画。



4. 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ①すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指し、市民・地域・関係機関などが連携し、健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）や富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～に基づき、健康づくりを総合的、計画的に進めます。
- ②「健康長寿のまち富士見」の実現のため、主体的な健康づくりに向けた健康マイレージ事業*⁶⁸などの施策に取り組みます。
- ③重症化につながりやすい糖尿病・高血圧・脂質異常症などに関する健康教育や健康相談の充実を図り、市民が自らの健康に関心を持てるよう啓発に努めます。
- ④町会や地区社会福祉協議会、健康づくり自主グループなどと連携を図り、健康相談・健康講座を開催します。
- ⑤妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、食育推進室*⁶⁹を拠点として、食育を通じた健康づくりを推進します。また、食生活改善推進員協議会*⁷⁰や関係機関と連携し、情報提供や啓発などを進め、地域に根ざした食育推進事業に取り組みます。
- ⑥特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上に向け、啓発に取り組みます。
- ⑦歯と口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を担っているため、ライフステージにおける歯科口腔保健に関する健康づくりを計画的に進めます。

主な取り組み

- ・食育推進室を拠点とした食育の推進
- ・食生活改善推進員*⁷¹の養成、育成支援
- ・健康マイレージ事業の実施
- ・妊産婦を対象の歯科健診、対象年齢を20歳以上に拡大した成人歯科健診の実施
- ・3歳児健康診査時におけるフッ化物塗布

* 68 健康マイレージ事業…健康づくり事業などへの参加により、付与されるポイントを貯め、その獲得したポイントに応じた特典を受けられることができる事業。

* 69 食育推進室…ピアザ☆ふじみ内にあり、「食育」に関する健康づくりの拠点となる場。

* 70 食生活改善推進員協議会…地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア団体。

* 71 食生活改善推進員…地域において健全な食生活や生活習慣の定着を図り、市民の健康づくりを推進するボランティア。

指 標

項 目	運動習慣がある 20 歳～ 64 歳の割合
現状値	男性 32.7% 女性 28.1% (平成 26 年度)
目標値	男性 38.0% 女性 33.0% (平成 32 年度)

項 目	バランスの良い食事の頻度 (主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上食べる日が「ほぼ毎日」の割合)
現状値	57.0% (平成 26 年度)
目標値	63.0% (平成 32 年度)

項 目	食生活改善推進員の人数
現状値	67 人 (平成 27 年度)
目標値	73 人 (平成 32 年度)

項 目	むし歯のない 5 歳児の割合
現状値	69.6% (平成 25 年度)
目標値	72.3% (平成 32 年度)

項 目	成人歯科健診受診者数
現状値	450 人 (平成 27 年度)
目標値	530 人 (平成 32 年度)



食育推進室

(2) がん検診の推進（健康増進センター）

①国の動向に合わせて実施方法の見直しや、医療機関の確保に努めます。また、各種がん検診の普及啓発や、利便性、受診率の向上に努めます。

主な取り組み

- ・がん検診費用の助成
- ・胃がんリスク検診の実施
- ・胃がん検診の個別化

指 標

項 目	がん検診の受診率
現状値	胃がん 1.8%、肺がん 35.9%、大腸がん 34.3%、子宮頸がん 25.8%、乳がん 17.3%、 胃がんリスク検診 20.9%（平成 27 年度）
目標値	胃がん 5.0%、肺がん 40.0%、大腸がん 40.0%、子宮頸がん 30.0%、乳がん 20.0%、 胃がんリスク検診 25.0%（平成 32 年度）

(3) 感染症などの予防の充実（健康増進センター）

①感染症の発生やまん延・重症化を予防するため、各種予防接種を実施します。また、感染症や予防ワクチンに関する情報を市ホームページなどを通じて市民へ迅速に提供します。

②関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

主な取り組み

- ・乳幼児の予防接種ワクチン費用の助成
- ・高齢者の予防接種ワクチン費用の助成
- ・予防接種の勧奨

指 標

項 目	麻しん風しん 1 期接種率
現状値	89.3%（平成 27 年度）
目標値	95.0%（平成 32 年度）

項 目	麻しん風しん 2 期接種率
現状値	90.2%（平成 27 年度）
目標値	95.0%（平成 32 年度）



(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ①妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、妊婦健診費用に対する助成、乳幼児健診・相談の充実や食育の推進に努めます。
- ②出産・育児の不安などの解消のため、産前・産後における相談支援やサポート体制の強化に併せ、交流事業の充実を図ります。
- ③地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

主な取り組み

- ・ 乳幼児健康診査と相談、フォロー教室の実施
- ・ 妊婦健康診査費用の助成
- ・ 母子保健推進員による乳児家庭訪問と地域活動支援

指 標

項 目	妊婦健診利用件数
現状値	22,911 件（平成 27 年度）
目標値	23,800 件（平成 32 年度）

項 目	乳児家庭訪問率
現状値	88.8%（平成 27 年度） 880 人／991 人（家庭数）
目標値	91.0%（平成 31 年度）

(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ①加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ②介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流を通じ、活動を継続できるよう支援します。
- ③高齢者の社会参加や役割の創出のため、ふじみパワーアップ体操^{*72}や高齢者サロンなどの通いの場を拡充します。また、介護支援ボランティアポイント事業^{*73}などの活動できる場所づくりに努めます。
- ④介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続できるよう支援します。

主な取り組み

- ・介護支援ボランティアポイント事業の実施
- ・介護予防自主グループへの活動支援
- ・介護予防のための通所型教室の実施

指 標

項 目	65歳健康寿命
現状値	男性 16.46年 女性 19.22年（平成26年度）
目標値	男性 16.96年 女性 19.84年（平成32年度）

項 目	介護支援ボランティアポイント登録者数
現状値	—（平成27年度）
目標値	300人（平成32年度）

項 目	自主活動グループの登録者数
現状値	1,458人（平成27年度）
目標値	1,700人（平成32年度）

* 72 ふじみパワーアップ体操…高齢者が運動や認知の力を維持することを目指して本市で考案した体操。

* 73 介護支援ボランティアポイント事業…高齢者の社会参加を促すことで介護予防を進める事業。高齢者がボランティア活動を行うと、活動実績に応じてポイントが付与され、希望者は特典と交換できる。

第2節 地域医療体制の充実

1. 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ①市内の医療機関は、平成24年3月末現在、病院5施設（544床）、診療所49施設、歯科診療所45施設から、平成28年4月末現在、病院5施設（616床）、診療所64施設（内6施設において82床）、歯科診療所52施設に増加しています。平成28年度には、市内の病院が増床し、小児の入院、緊急患者の受け入れ体制が拡充されました。
- ②外来治療を必要とする軽症の患者に対応した初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、入院治療を必要とする重症の患者に対応した第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、さらに重篤な患者に対応した第三次救急医療については、埼玉医科大学総合医療センターで実施しています。
- ③平成27年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」に対する不満の理由として「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、情報提供の充実が求められています。

3. 施策の体系図

地域医療体制の充実

(1) 医療機関との連携

(2) 救急医療体制の充実



4. 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ①市内医療機関と地域医療の拠点としての役割を担う中核病院相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

主な取り組み

- ・東入間医師会の病診連携事業に対する補助

指 標

項 目	市民意識調査 医療サービス体制の充実の満足度
現状値	44.5%（平成 27 年度）
目標値	53.0%（平成 32 年度）

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ①医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報を提供します。
- ②医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。

主な取り組み

- ・初期救急や第二次救急医療体制に対する補助

第3節 地域福祉の充実



1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。



2. 現状と課題

- ①地域課題を解決するためには、行政施策と併せて、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ②要配慮者^{*74}については、自主防災組織^{*75}や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、避難行動要支援者^{*76}については、個別計画^{*77}の作成を各町会の民生委員・児童委員の協力により、進める必要があります。
- ③「要援護者見守り事業に関する協定」を新聞販売店、ガス検針業者及び郵便局などと締結し、年齢にかかわらず援護を必要としている方が発見されたときに迅速に支援するための体制づくりを進めています。
- ④社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、48団体938人（平成24年度）から46団体808人（平成27年度）と減少傾向にあるため、その目的や活動の理解を促進しながらボランティアの確保に努め、地域活動の活性化に取り組む必要があります。

* 74 要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

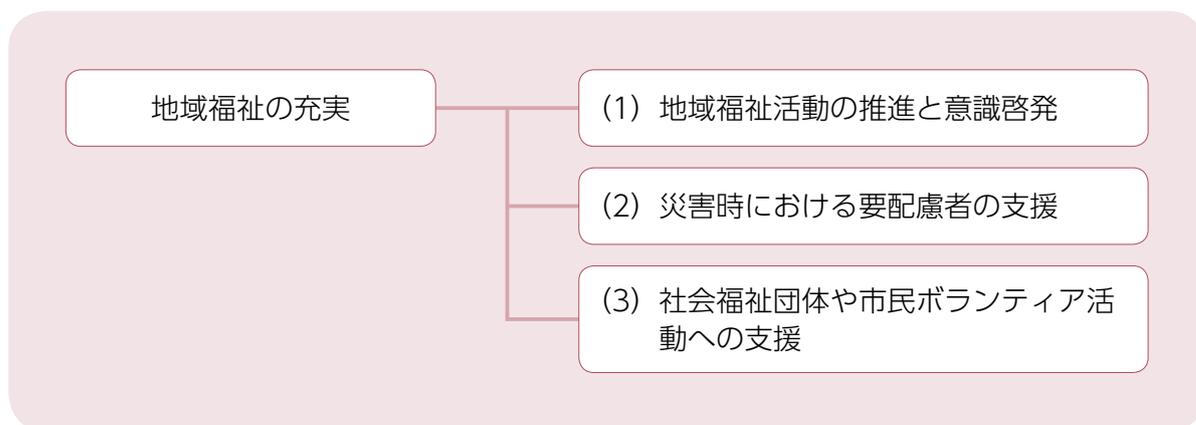
* 75 自主防災組織…災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。

* 76 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

* 77 個別計画…災害時に、特に避難の支援を必要とする方が、迅速かつ確に避難できるように、地域の特性や実情を踏まえて、あらかじめ作成する個別の避難計画。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ①市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム 21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ②地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を推進します。

主な取り組み

- ・ ふじみ福祉フォーラム 21 の開催
- ・ 指定管理者制度による市民福祉活動センターの管理運営

指 標

項 目	市民意識調査 福祉のまちづくりの満足度
現状値	40.7%（平成 27 年度）
目標値	45.0%（平成 32 年度）

(2) 災害時における要配慮者の支援（安心安全課、福祉課）

- ①災害時において、高齢者や障がい者などの要配慮者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要配慮者情報の把握や安否確認、避難行動の支援などに取り組みます。また、避難行動要支援者登録制度の活用を推進します。

主な取り組み

- ・避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の作成・更新
- ・支援者用マニュアル*⁷⁸の作成
- ・避難訓練の実施

指 標

項 目	避難行動要支援者の個別計画策定割合
現状値	100%（平成 27 年度）
目標値	100%（平成 32 年度）

項 目	避難行動要支援者の登録人数
現状値	1,313 人（平成 27 年度）
目標値	1,363 人（平成 32 年度）

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ①地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ②社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する啓発、参加促進、活動環境の整備を進め、福祉ボランティアの養成に努めます。

主な取り組み

- ・福祉団体に対する補助
- ・民生委員・児童委員活動の推進
- ・ボランティアグループへの活動支援
- ・社会福祉協議会に対する運営費補助

* 78 支援者用マニュアル…避難行動要支援者の避難行動を支援する方々のために、支援手法をまとめたマニュアル。

第4節 高齢者福祉の充実



1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいの支援を行います。

また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。



2. 現状と課題

- ①本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、平成28年4月現在23.7%で、年々増加しています。高齢化の進展に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体による生活支援サービスの充実や、医療と介護の連携、認知症予防や早期発見などに取り組む認知症施策の推進が求められています。
- ②5ヶ所の高齢者あんしん相談センター*⁷⁹（地域包括支援センター）が、各圏域において様々な相談に対応しています。
- ③地域における見守りや支えあいの仕組みづくりや日常生活の場で医療や介護などの支援が一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）を充実していく必要があります。
- ④成年後見制度*⁸⁰の必要性が高まり、「成年後見センター☆ふじみ*⁸¹」を設置し、認知症高齢者の権利擁護に努めています。
- ⑤シルバー人材センター*⁸²は、就業機会の拡大を目的にふじみ野市・三芳町のシルバー人材センターと平成28年4月に合併しました。また、就労を希望する高齢者に対して就業の機会を通じた健康や生きがいのため、民間の業務や公共施設の管理などを受託しています。

* 79 高齢者あんしん相談センター…本市の地域包括支援センターの愛称。地域包括支援センターとは、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業などを地域で担う中核的機関。

* 80 成年後見制度…認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が不十分な人を対象に、本人の意思や利益を考慮して財産管理を法的に保護・支援する制度。

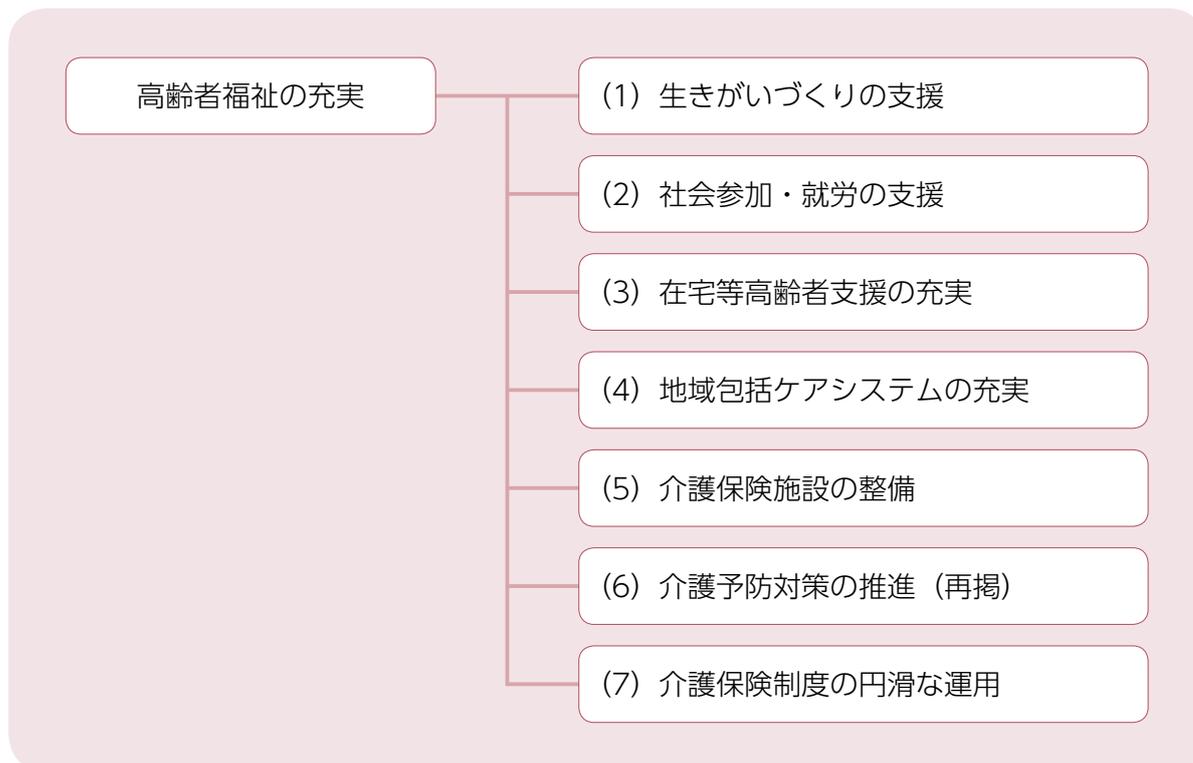
* 81 成年後見センター☆ふじみ…認知症などにより、本人自身での契約や財産管理などが困難になった方の権利を守るため、成年後見制度の利用支援、後見業務、市民後見人の育成などを行っている機関。

* 82 シルバー人材センター…高齢者の社会参加の機会と生きがいの充実を図るとともに、地域社会に貢献することを目的として設置されている団体。

- ⑥老人福祉センターでは、利用者が快適に過ごせるよう、施設の修繕等を計画的に進めており、個人利用者をはじめ、老人クラブやコミュニティ大学*⁸³などの団体活動も活発に行われています。
- ⑦今後の後期高齢者人口の急増などに対応するため、介護予防の取り組みを強化し、自立支援の考えに基づくケアマネジメント*⁸⁴の普及や高齢者が高齢者を支える仕組みなどの構築が求められています。
- ⑧介護を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域密着型サービス事業所*⁸⁵の整備を計画的に進めています。地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）は、市内で4施設となり、計画的に整備が進みました。



3. 施策の体系図



* 83 コミュニティ大学…60歳以上の方を対象に、生きがいくりを支援することを目的として、学習機会と参加者同士の交流機会を創出する市民による組織。

* 84 ケアマネジメント…介護などの福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法。

* 85 地域密着型サービス事業所…市が指定し、原則として事業所が所在する市の居住者が利用できる介護保険サービスを提供する事業所。



4. 施策の内容

(1) 生きがいづくりの支援（交流センター、高齢者福祉課、公民館）

- ①老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動の活性化、コミュニティ大学など、自主的な活動を支援します。

主な取り組み

- ・指定管理者制度による老人福祉センターの管理運営
- ・老人クラブ運営に対する補助
- ・コミュニティ大学や高齢者学級の実施

指 標

項 目	老人福祉センター利用者数
現状値	37,886 人（平成 27 年度）
目標値	43,900 人（平成 32 年度）

(2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ①市民の様々な社会経験や知識・技能を活かすため、市民人材バンク^{*86}への登録を促進するとともに、地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。

- ②高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、関係機関と連携した就業に関する情報の提供に努めます。

主な取り組み

- ・シルバー人材センターに対する支援
- ・市民人材バンクへの登録促進
- ・市民人材バンク推進員^{*87}の登録者と利用者の開拓

* 86 市民人材バンク…市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。

* 87 市民人材バンク推進員…市民人材バンクに登録された方々と、人材バンクを活用したい方々をつなぎ、人材バンクの利用促進を図る活動を行う人のこと。

(3) 在宅等高齢者支援の充実（高齢者福祉課）

- ①自立した生活を支援するため、一人暮らしや、見守り、徘徊などの援護が必要な高齢者に対する各種事業やサービスの充実に努めます。
- ②認知症高齢者などの生活を支えるため、成年後見制度の普及や権利擁護などに努めるとともに、市民後見人^{*88}の育成や「成年後見センター☆ふじみ」の運営を支援します。
- ③高齢者の尊厳を守るため、高齢者虐待の防止に努めます。また、高齢者あんしん相談センターなどの関係機関との連携による速やかな対応に取り組みます。

主な取り組み

- ・在宅等高齢者の配食、紙おむつ支給、ふれあい収集など日常生活支援
- ・成年後見センター☆ふじみに対する支援



成年後見センター☆ふじみ（市民福祉活動センターぱれっと内）

* 88 市民後見人…認知症などにより判断能力が不十分になった方に支援できる親族がいない場合、市民が行う成年後見人のこと。

(4) 地域包括ケアシステムの充実（高齢者福祉課）

- ①日常生活圏域ごとに設置した高齢者あんしん相談センターの相談体制などの充実に努めます。また、関係機関と連携し、高齢者あんしん相談センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。
- ②認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症サポーター*⁸⁹の養成を進め、認知症に関する理解を拡げるとともに、相談体制を強化し、早期診断・早期対応に努めます。
- ③見守りや買い物などの生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、地域において多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。
- ④住み慣れた地域での生活が送れるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携を支援します。

主な取り組み

- ・ 高齢者あんしん相談センターの運営支援
- ・ 認知症初期集中支援チーム*⁹⁰の設置などによる認知症施策の推進
- ・ 生活支援コーディネーター*⁹¹の配置などによる生活支援体制の整備
- ・ 医療と介護の連携強化

指 標

項 目	市民意識調査 高齢者相談体制の充実の満足度
現状値	33.0%（平成 27 年度）
目標値	40.0%（平成 32 年度）

(5) 介護保険施設の整備（高齢者福祉課）

- ①介護ニーズを踏まえながら、必要なサービスや施設の整備を進めます。特に住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービス事業所の整備を検討します。

* 89 認知症サポーター…認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
* 90 認知症初期集中支援チーム…認知症の早期発見と早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として、認知症が疑われる方やその家族への支援を行うチーム。
* 91 生活支援コーディネーター…地域に不足している生活支援サービスの創出や生活支援サービス関係者間の情報共有、地域ニーズとの整合性を図るなどの調整を行う人。

(6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ①加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ②介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流を通じ、活動を継続できるよう支援します。
- ③高齢者の社会参加や役割の創出のため、ふじみパワーアップ体操や高齢者サロンなどの通いの場を拡充します。また、介護支援ボランティアポイント事業などの活動できる場所づくりに努めます。
- ④介護が必要な状態になっても、自分の持てる力を活用して、自立した生活を継続できるよう支援します。

主な取り組み

- ・介護支援ボランティアポイント事業の実施
- ・介護予防自主グループへの活動支援
- ・介護予防のための通所型教室の実施

指 標

項 目	65歳健康寿命
現状値	男性 16.46年 女性 19.22年（平成26年度）
目標値	男性 16.96年 女性 19.84年（平成32年度）

項 目	介護支援ボランティアポイント登録者数
現状値	—（平成27年度）
目標値	300人（平成32年度）

項 目	自主活動グループの登録者数
現状値	1,458人（平成27年度）
目標値	1,700人（平成32年度）

(7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

①介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上を図りながら制度の安定的な運営に取り組みます。また、制度改正に対応した円滑な運営を行っています。

主な取り組み

- ・第7期富士見市高齢者保健福祉計画*⁹²の策定
- ・地域の実情に合わせた介護予防に係るサービスの実施
- ・介護職員人材確保のための講座開催

指 標

項 目	介護職員初任者研修修了者の市内事業所への就職者数（累計）
現状値	24人（平成27年度）
目標値	90人（平成32年度）



介護職員初任者研修

* 92 高齢者保健福祉計画…老人福祉法に定める「老人福祉計画」と、介護保険法に定める「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。

第5節 障がい者福祉の充実



1. 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。



2. 現状と課題

- ①高齢化の進展などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい児・者に関する相談・支援が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組んでいます。
- ②乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらに卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。
- ③みずほ学園では、療育支援^{*93}を担う地域の中核施設として、通園による療育支援とともに、保育所等訪問支援事業をはじめ、個別相談を充実するなど、地域で支援を必要とする就学前児童や保護者への支援の充実に取り組んでいます。
- ④障がい者支援については、個々のニーズに応じた各種支援に取り組んでいますが、相談支援体制のさらなる充実や相談支援事業者間の連携強化に取り組むことが求められています。
- ⑤これまで継続している「あいサポート運動^{*94}」や、富士見市手話言語条例^{*95}、障害者差別解消法^{*96}などに基づき、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることが求められています。

* 93 療育支援…障がいや発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う支援。

* 94 あいサポート運動…障がいの有る無しにかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会をみんなでつくっていかうとする運動。

* 95 手話言語条例…手話を言語と認め、手話を使う市民を含む誰もが暮らしやすい地域社会を目指すことを定めた条例。

* 96 障害者差別解消法…障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

⑥障がい者が地域生活に必要なサービスを効果的に活用できるよう三芳町と共同で開設した「障がい者相談支援センター*⁹⁷」において、相談支援、サービス等利用計画の作成を行っています。



3. 施策の体系図



* 97 障がい者相談支援センター…障がいのある人の様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行う。



4. 施策の内容

(1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

- ①地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援体制の充実や、手話通訳者及び要約筆記*⁹⁸者派遣などにより意思疎通支援を推進します。
- ②生涯学習の充実やスポーツ活動の推進に取り組み、主体的な活動を支えます。また、移動支援などの外出手段を確保し、社会参加を支援します。
- ③相談支援事業者間の連携強化やより身近に相談できる場所の確保に取り組み、効果的な支援につながるよう努めます。

主な取り組み

- ・手話通訳者の派遣及び養成
- ・要約筆記者の派遣
- ・移動支援、日常生活用具の給付
- ・障害福祉サービス事業所での見守りや訓練などの日中一時支援の実施

指 標

項 目	手話通訳者の派遣件数
現状値	574 件（平成 27 年度）
目標値	660 件（平成 32 年度）

* 98 要約筆記…聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、その場で話されている内容を即時に要約し、文字として伝える通訳の方法。

(2) 経済的支援の充実（障がい福祉課）

①経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

主な取り組み

- ・ 障害者手当、福祉手当などの支給
- ・ 重度心身障害者に対する手当の支給
- ・ 人工透析療法などの医療費の助成
- ・ タクシーの初乗り運賃分の助成
- ・ 難聴児に対する補聴器購入費の補助

(3) 就労支援の充実（障がい福祉課）

①地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、障害者就労支援センター*⁹⁹の充実に図り雇用の確保に努めます。

主な取り組み

- ・ 障害者就労支援センターの運営

指 標

項 目	障害者就労支援センターによる支援者数
現状値	205 人（平成 27 年度）
目標値	323 人（平成 32 年度）

* 99 障害者就労支援センター…就労を希望する障がい者を対象に、仕事探しや、就労継続のための支援を行うセンター。

(4) 施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）

①障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

主な取り組み

- ・生活介護施設運営に対する補助
- ・精神障がい者就労支援事業所に対する補助
- ・放課後等デイサービス施設の運営支援
- ・障がい者相談支援センターの運営支援

指 標

項 目	障がい者相談支援センターでの支援者数
現状値	178 人（平成 27 年度）
目標値	268 人（平成 32 年度）

項 目	市内精神障がい者就労訓練施設利用者数
現状値	29 人（平成 27 年度）
目標値	51 人（平成 32 年度）

(5) 意識啓発の推進（障がい福祉課）

- ①障害者差別解消法、富士見市手話言語条例の推進や、あいサポート運動の普及により、障がい者と共に暮らす共生社会の実現に向け取り組みます。
- ②当事者、関係者、市民が参加する自立支援協議会*¹⁰⁰において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

主な取り組み

- ・研修会の開催などのあいサポート運動の推進
- ・手話体験講座の実施など富士見市手話言語条例の普及啓発
- ・第4期富士見市障がい者支援計画*¹⁰¹の策定
- ・自立支援協議会の運営

指 標

項 目	あいサポーター数
現状値	2,871人、2団体（平成27年度）
目標値	7,000人、20団体（平成32年度）



* 100 自立支援協議会…地域における障がい者などへの支援体制の課題について情報を共有し、連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

* 101 障がい者支援計画…障がい者施策の理念とサービスの具体的な数値目標を明確にし、本市の障がい者施策の円滑な推進を図ることを目的とした計画。

(6) 療育支援の充実（みずほ学園）

- ①関係機関と連携し、障がい児や発達遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。また、保育所などの施設への巡回相談をはじめ、在宅で療育を必要としている児童への支援など、地域療育支援についても取り組みます。

主な取り組み

- ・通園児童への個別・専門的な療育支援の実施
- ・保育所など施設への巡回相談の実施
- ・障がい児支援利用計画*¹⁰²の作成及びモニタリングの実施

指 標

項 目	地域療育支援利用児童の利用者数
現状値	222名（平成27年度）
目標値	250名（平成32年度）

(7) 児童相談の充実（再掲）（障がい福祉課）

- ①子どもの発育・発達、養育などの不安や悩みに対応するため、家庭児童相談員による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。

主な取り組み

- ・家庭児童相談室の運営
- ・養育支援訪問の実施

* 102 障がい児支援利用計画…利用するサービス（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の適切な組み合わせも含めた、障がい児を支援するための総合計画。

第6節 社会保障の充実



1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。



2. 現状と課題

①生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し全国的に増加傾向にあり、本市においても状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。

②国民年金については、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。

③国民健康保険については、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、都道府県単位での国民健康保険事業の安定運営に向けて事務を行う必要があります。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ①すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。
- ②生活に困窮する方の求職活動を支援し社会的自立を促進します。また、「生活サポートセンター☆ふじみ*¹⁰³」や川越職業安定所、富士見市ふるさとハローワーク*¹⁰⁴などと連携し、地域における就労支援体制を強化します。
- ③生活に困窮する世帯の中学生・高校生を対象に、学習支援や学習場所の提供、家庭訪問による個別指導などに取り組み、基礎学力の向上を図り、子どもの将来における社会的自立を促します。

主な取り組み

- ・生活サポートセンター☆ふじみへの運営支援
- ・生活困窮者などへの学習支援事業の実施
- ・就労支援員による就労支援

指 標

項 目	生活困窮者などへの就労支援による就労者数
現状値	22人（平成27年度）
目標値	50人（平成32年度）

項 目	生活困窮者などへの学習支援の実施の効果
現状値	高校進学率100%、高校中退者0人（平成27年度）
目標値	高校進学率100%、高校中退者0人（平成32年度）

* 103 生活サポートセンター☆ふじみ…生活や仕事などの困り事に対し、専門職員が、一人ひとりの状況に応じた支援を行う相談機関。
 * 104 ふるさとハローワーク…ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介などを行う機関。

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ①公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度のわかりやすい情報提供に努めます。

主な取り組み

- ・ 制度の周知及び加入促進

(3) 国民健康保険事業の安定運営（保険年金課）

- ①特定健診事業の推進やジェネリック医薬品^{* 105}の使用推奨などにより、生活習慣病の予防と医療費の適正化を目指します。
- ②国民健康保険の医療制度の見直しに的確に対応します。

主な取り組み

- ・ 特定健診の実施
- ・ 人間ドック検査料の補助
- ・ ジェネリック医薬品の利用促進
- ・ 低所得者に対する保険税の軽減

指 標

項 目	特定健診の受診率
現状値	43.2%（平成 27 年度）
目標値	60.0%（平成 29 年度）

項 目	ジェネリック医薬品の数量割合
現状値	60.9%（平成 27 年度）
目標値	80.0%以上（平成 32 年度）

* 105 ジェネリック医薬品…医薬品の製造方法などに関する特許が切れた後に、別の医薬品製造会社が同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬よりも価格が安い

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な運営（保険年金課）

①保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、迅速かつ適切な業務に努めます。

主な取り組み

- ・健康診査の実施
- ・人間ドック検査料の補助
- ・ジェネリック医薬品の利用促進

指 標

項 目	ジェネリック医薬品の数量割合
現状値	57.1% (平成 27 年度)
目標値	80.0%以上 (平成 32 年度)

第3章

生涯にわたる学習により、
心豊かに輝く人のまち

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第1節 人権の尊重



1. 施策の方向性

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取り組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組めます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。



2. 現状と課題

- ①本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ②LGBT^{*106}などのセクシュアルマイノリティ^{*107}について、十分理解されていないため、社会の中で自分らしく生活することが難しい状況です。
- ③あらゆる分野において男女が対等な立場で個性と能力を十分に発揮できるよう、富士見市男女共同参画プラン（第3次）^{*108}に基づき、施策の推進や啓発を行っていく必要があります。
- ④国籍や民族の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取り組みが求められます。

* 106 LGBT…Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：生まれた時の法的、社会的性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人）の頭文字の略。

* 107 セクシュアルマイノリティ…同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称。

* 108 男女共同参画プラン（第3次）…思いやりと活力に満ちた地域社会が形成された魅力ある富士見市を築くことを目指した施策の計画。

- ⑤グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（人権・市民相談課、生涯学習課）

- ①あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、家庭、地域、学校、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を進めます。
- ②セクシュアルマイノリティへの正しい認識と理解に向けた啓発などを通じ、お互いの人権を尊重する環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・ 人権啓発研修の開催
- ・ 人権教育講演会の開催

(2) 男女共同参画社会を進める意識啓発・環境づくり（人権・市民相談課）

- ①富士見市男女共同参画推進条例*¹⁰⁹の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、地域、学校、企業などに向けた意識啓発を行います。
- ②多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかわる男女が、ワーク・ライフ・バランス*¹¹⁰を確保できるよう、環境づくりに取り組めます。
- ③ドメスティック・バイオレンス（DV）*¹¹¹やセクシュアル・ハラスメント*¹¹²などの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重しあう社会づくりを進めます。

主な取り組み

- ・各種講演会、セミナーの開催
- ・啓発冊子の配布
- ・ホームページ、広報ふじみによる周知・啓発

(3) 政策決定過程における男女共同参画の推進（人権・市民相談課）

- ①男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

主な取り組み

- ・各種審議会等における女性参画の推進

指 標

項 目	各種審議会等における女性委員の割合
現状値	28.3%（平成 27 年度）
目標値	40.0%（平成 32 年度）

* 109 男女共同参画推進条例…男女が対等なパートナーとして参画し、共に責任を担う社会の実現に向けて、基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。

* 110 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

* 111 ドメスティック・バイオレンス（DV）…夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。

* 112 セクシュアル・ハラスメント…性的な言動による嫌がらせ行為のこと。略してセクハラという。

(4) 多文化共生の地域づくり（交流センター、人権・市民相談課、生涯学習課、公民館）

- ①国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、NPO 法人や市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。
- ②市民団体と市が協力し、市民が広く国際交流できるような取り組みを一層進めるとともに、相互理解の機会の充実を図ります。

主な取り組み

- ・ 国際交流フォーラムの開催
- ・ 6カ国語による生活情報の提供



国際交流フォーラム

第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実



1. 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。



2. 現状と課題

- ①生涯学習関連施設では、現代的・社会的課題に対応した学習の推進及びライフステージに応じた学習機会の充実に努めています。平成27年度には、「富士見市生涯学習推進基本計画（第2次）^{*113}」の見直しを行い、今後5年間の方向性を決めました。
- ②生涯学習関連施設では、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会が組織されており、各施設では市民との協働による多様な事業を開催しています。
- ③市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「富士見市協働によるまちづくり講座^{*114}」（出前講座）を行っています。こうした取り組みをはじめ生涯学習関連施設で開催する各種学習、イベントなどの情報を広く市民に提供し、これらの機会を通じて、市民と市が地域課題の解決に向けて相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。
- ④「第2次富士見市子ども読書活動推進計画^{*115}」に基づき、子どもの発達段階に合わせた読書環境の整備を家庭、学校、地域と相互協力、連携を図りながら進める必要があります。
- ⑤生涯学習関連施設では、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習活動が展開されています。また、青年層が主体的に参加をする機会を増やすため、成人式典などのイベントで企画運営から関わる仕組みづくりや、さらに、青年同士の交流の場となるよう取り組む必要があります。

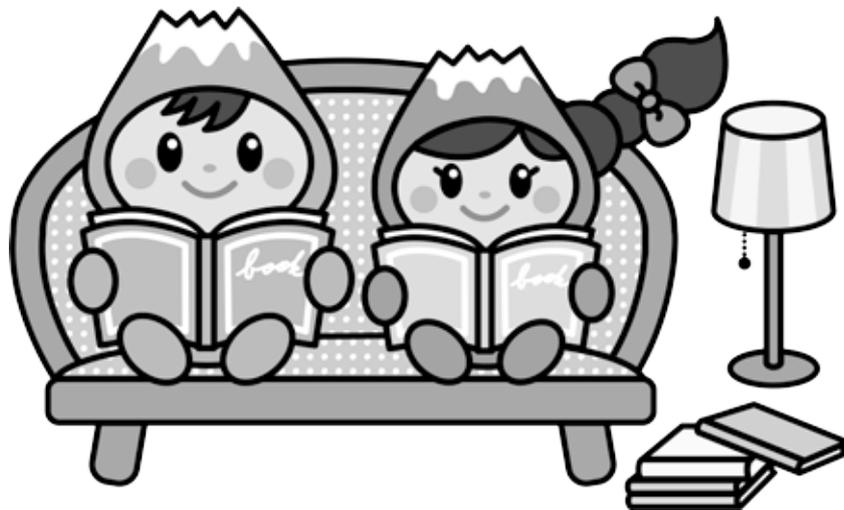
* 113 生涯学習推進基本計画（第2次）…市民が自発的・主体的に学習・活動でき、市民参画の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、市民の学習活動を支援する計画。

* 114 協働によるまちづくり講座…市政の説明や学習の機会を提供するため、市民や団体主催のセミナーなどに市職員を講師として派遣する事業のこと。

* 115 子ども読書活動推進計画（第2次）…子どもの読書活動推進を目的とした各関係施設の様々な取り組みに関する計画。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 推進体制の充実（地域文化振興課、生涯学習課）

- ①子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により「富士見市生涯学習推進基本計画（第2次）」を進めます。

(2) 多様な学習・教育機会の充実（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①子どもから高齢期に至るライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。
- ②学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

主な取り組み

- ・子育て学習、高齢者生きがい健康づくり、生活文化講演などの各種講座の開催

指 標

項 目	市民意識調査 多様な学習活動の支援の満足度
現状値	39.8%（平成 27 年度）
目標値	41.0%（平成 32 年度）

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①公民館・交流センターだよりをはじめ、市ホームページなどで生涯学習情報を提供するとともに、生涯学習関連施設ごとに発信する情報を集約し、市民の求めに的確に対応できるように努めていきます。
- ②市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

主な取り組み

- ・生涯学習ガイドブックの発行
- ・公民館だよりなどの地域情報誌の発行

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①各施設の計画的な維持管理を行うとともに、ユニバーサルデザイン^{* 116}や情報化社会に対応した設備・機能の整備を進め、誰もが利用しやすい施設を目指します。
- ②生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

主な取り組み

- ・交流センター、公民館などの施設改修

* 116 ユニバーサルデザイン…障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などのこと。

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

- ①市民ニーズに応えた図書資料や調査・相談機能（レファレンスサービス）、配本サービスなどを充実し、地域の情報拠点としての機能を高めることに努めます。
- ②子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を通して豊かな心を養えるよう、家庭への支援や学校をはじめ関係機関、団体との連携を推進します。
- ③中央図書館は、利用者が楽しく快適に滞在できる「憩い」の場や、魅力的な空間を持たせるため、改修を進めていきます。

主な取り組み

- ・ 図書館まつりの開催
- ・ 子ども司書講座、おはなし会、子ども読書月間、ブックスタート*¹¹⁷ など、子どもたちへの読書推進活動の実施

指 標

項 目	市民意識調査 図書館サービスの充実の満足度
現状値	55.7%（平成 27 年度）
目標値	60.0%（平成 32 年度）

項 目	図書館利用者数
現状値	180,873 人（平成 27 年度）
目標値	227,000 人（平成 32 年度）



中央図書館

* 117 ブックスタート…赤ちゃんが絵本にふれる機会や、読み聞かせを行う保護者と赤ちゃんとのふれあいを創出することを目的として、12か月健診時に、絵本を読み聞かせ、手渡す取り組みのこと。

第3節 市民文化の創造



1. 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリ☆ふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。



2. 現状と課題

- ①市民文化会館キラリ☆ふじみは、公募による芸術監督制度^{*118}の導入、事業企画から運営まで総合的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしています。
- ②市民文化会館キラリ☆ふじみが展開している個性あふれる多彩な創作活動は、平成20年に県内で初めてJAFRAアワード（総務大臣賞）^{*119}を受賞するとともに、キラリ☆ふじみ制作の創作劇が国内外で公演されるなど、富士見市から、文化芸術が発信されています。これらの優れた創作活動に、より多くの市民の方々に参加いただくため、サポーター制度などの多様な手法の検討が必要となっています。
- ③富士見市文化芸術振興条例^{*120}に基づき、地域の文化芸術を振興するため、富士見市文化芸術振興基本計画^{*121}の施策を具現化した、富士見市文化芸術アクションプラン^{*122}を策定しました。
- ④交流センターや公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。
- ⑤市民ニーズに合った文化芸術活動の充実や情報発信の工夫が必要です。

* 118 芸術監督制度…劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。

* 119 JAFRAアワード（総務大臣賞）…地域の芸術環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰するもの。

* 120 文化芸術振興条例…文化芸術の振興で、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力あるまちづくりや、次代を担う子どもたちの感性を育むため、文化芸術にかかわる基本理念及び施策の基本となる事項を定めた条例。

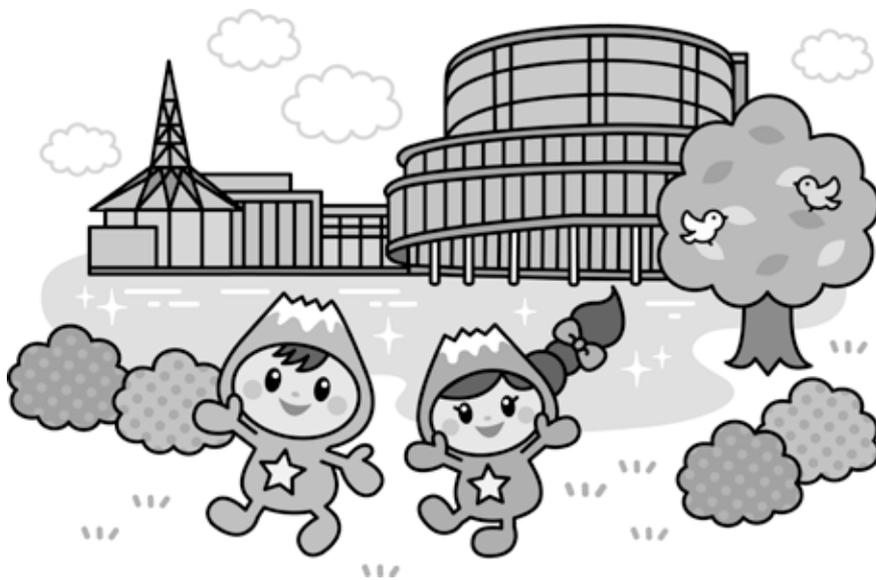
* 121 文化芸術振興基本計画…本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化芸術活動の発展と継続を図ることを目的にした計画。

* 122 文化芸術アクションプラン…富士見市文化芸術振興基本計画の施策内容を事業化していくため、実施していく取り組みを具現化したプラン。

◎子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して文化芸術活動に接する機会の充実に取り組んでいます。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（地域文化振興課）

- ①市民文化会館キラリ☆ふじみを本市の文化創造・発信の核として位置付け、すべての市民が身近に多様な文化芸術にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ②文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた文化芸術を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ③本市から発信された文化芸術が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化芸術の振興を通したまちづくりを進めます。
- ④子どもたちの豊かな心や感性、創造性や表現力を育むため、子ども文化芸術大学☆ふじみ^{* 123}や小学校合唱部への指導者派遣及び文化芸術アドバイザー^{* 124}による演劇ワークショップなど、優れた文化芸術にふれあう機会の充実に取り組みます。
- ⑤市民文化会館キラリ☆ふじみは、利用者のニーズや、安全で快適な施設提供及び施設の長寿命化などへ対応するため、舞台機構設備や非構造部材の耐震化を含めた大規模改修工事を行います。

主な取り組み

- ・ 富士見市文化芸術振興基本計画の推進
- ・ 小学校合唱部への指導者派遣
- ・ 子ども文化芸術大学☆ふじみの開校
- ・ 地域コンサートの開催
- ・ 市民文化会館キラリ☆ふじみ改修工事

* 123 子ども文化芸術大学☆ふじみ…子どもたちに優れた文化芸術とふれあう機会をつくり、豊かな感性や創造性、表現力を育むことを目的とした事業。

* 124 文化芸術アドバイザー…市民が文化芸術活動に触れ、心の豊かさを感じられるまちづくりを進めていくため、市の文化芸術の振興に対し、様々な助言を行う文化芸術の専門家。

指 標

項 目	市民意識調査 市民文化の創造の満足度
現状値	46.9% (平成 27 年度)
目標値	50.0% (平成 32 年度)

項 目	市民文化会館キラリ☆ふじみの稼働率
現状値	86.9% (平成 27 年度)
目標値	90.0% (平成 32 年度)

(2) 支援体制の充実（地域文化振興課、交流センター、生涯学習課、公民館）

- ①市民文化祭をはじめとした各種の文化芸術活動を支援します。
- ②市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に文化芸術活動の輪を広げます。

主な取り組み

- ・ 市民文化祭への支援
- ・ 交流センターや公民館における地域文化祭の開催



子ども文化芸術大学☆ふじみ

第4節 スポーツ・レクリエーションの推進



1. 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組めます。



2. 現状と課題

- ①昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、運動公園や市民総合体育館などを会場に、市民健康増進スポーツ大会や各種スポーツ大会、スポーツフェスティバルなど、市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供してきました。
- ②すべての小・中学校の学校体育施設を市民スポーツ団体に開放し、夜間や土曜、日曜日には約180の登録団体（平成28年3月現在）が利用しています。また、学校ごとに運営協議会を組織し、円滑な利用のための調整を行っています。
- ③市民総合体育館は、スポーツジム・スタジオの一新や空調設置及びトイレの全面改修などにより、市民の日常的なスポーツ活動の拠点として、誰でも気軽に楽しめる施設環境の充実に取り組んでいます。
- ④富士見ガーデンビーチでは、市民ニーズに応えた自主事業の展開が求められています。また、施設に対する計画的な維持管理に取り組んでいます。
- ⑤スポーツ基本法に基づき、地域の実情に即した富士見市スポーツ推進計画^{*125}を策定し、すべての市民がスポーツで健康的な生活を送れるように取り組んでいます。
- ⑥バトテニスなどのニュースポーツ^{*126}の普及をはじめ、地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の充実に努めています。

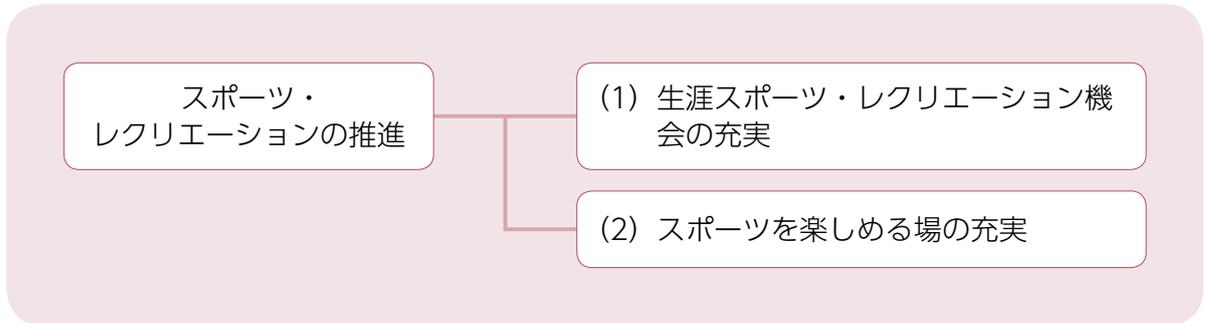
* 125 スポーツ推進計画…市民が世代や性別、障がいの有無を問わず生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、総合的、計画的にスポーツの振興を図るための計画。

* 126 ニュースポーツ…古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを改良した、子どもから高齢者まで誰もが手軽に楽しめる軽スポーツの総称。本市発祥のバトテニスなど。

⑦子どもたちが様々なスポーツ体験を通じて、社会性を習得し、自主性や積極性を育むため、子どもスポーツ大学☆ふじみに取り組んでいます。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ①富士見市スポーツ推進計画に基づき、年齢や障がいの有無にかかわらず、市民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しめる施策を推進します。
- ②市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、スポーツ推進委員*¹²⁷や各種スポーツ団体などと連携した地域スポーツ教室、スポーツイベントなどの事業を充実します。
- ③地域における自主的なスポーツ活動を推進するため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。
- ④優れたスポーツ選手や指導者から、子どもたちが直接指導を受けることができる子どもスポーツ大学☆ふじみの活動の充実に取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・ラジオ体操教室やヘルシーウォーク大会、バドミントンなどの各種スポーツ教室・大会の開催
- ・障がい者のスポーツ体験の実施
- ・子どもスポーツ大学☆ふじみの開校

指 標

項 目	市民意識調査 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進の満足度
現状値	29.8%（平成 27 年度）
目標値	38.0%（平成 32 年度）

項 目	健康増進スポーツ大会及び各種スポーツ教室・大会参加者数の合計
現状値	6,968 人（平成 27 年度）
目標値	7,200 人（平成 32 年度）

* 127 スポーツ推進委員…非常勤職員として市のスポーツ推進のため、スポーツやレクリエーションに関する指導や助言を行う人。

(2) スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

- ①市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、市民総合体育館や富士見ガーデンビーチ、運動公園などの施設において、市民ニーズに応じた環境整備を進めます。
- ②学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携して取り組みます。

主な取り組み

- ・市民総合体育館や運動公園などの設備・備品の充実
- ・スポーツ教室・イベントなどの開催
- ・小・中学校のグラウンドや体育館の開放

指 標

項 目	市民総合体育館の利用者数
現状値	127,195 人（平成 24 年度）
目標値	200,000 人（平成 32 年度）



市民総合体育館（メインアリーナ）



市民総合体育館（スポーツジム）

第5節 文化財の保存と活用



1. 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。



2. 現状と課題

- ①市内には国指定文化財 1 件、県指定文化財 2 件、市指定文化財 29 件のほか、59 カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。
- ②水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員*¹²⁸と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会*¹²⁹では、文化財を活用した取り組みを主体的に進めています。難波田城資料館では、地元住民で構成される難波田城公園活用推進協議会*¹³⁰が売店運営や各種イベントなどを行っています。
- ③学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に触れ、学び、理解することにより郷土意識を育むことが必要です。
- ④水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を周辺の景観や地域の特性と一体となった観光資源としての活用を図るため、歴史文化資源である復元住居や古民家などの計画的な保全・修繕に取り組んでいます。また、市民協働による事業の推進や情報の発信を一層進めていくことが必要です。

* 128 市民学芸員…水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に対する展示資料の解説や主催事業の協力などを行う市民ボランティア。

* 129 資料館友の会…土器の復元や、伝統技術の継承、市内文化財の調査やガイドなど、資料館事業への協力を行っている会。

* 130 難波田城公園活用推進協議会…難波田城公園を活用した地域の活性化を目的に、地元住民が結成した団体。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

- ①埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、多様な歴史文化資源として保存・活用するための施策を進めます。

主な取り組み

- ・民具や古文書などの保管
- ・視聴覚資料の保存と活用
- ・特別企画展、春季企画展、秋季企画展などの開催
- ・文化財資料整理専門員*¹³¹の配置

* 131 文化財資料整理専門員…古文書などの文化財の調査や整理、保存、活用に関する業務を行う嘱託職員。

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

- ①市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。
- ②市民の憩いや交流の場として活用します。
- ③水子貝塚公園、難波田城公園を、史跡と自然が一体となった野外博物館としてさらに充実するため、計画的に改修を行い魅力的な施設づくりに努めます。

主な取り組み

- ・市民学芸員や資料館友の会などとの連携による郷土学習機会の提供
- ・ふじみ考古学教室など歴史講座の開催
- ・縄文の森コンサート、古民家コンサートなどの開催
- ・縄文体験、古民家宿泊体験の実施
- ・復元住居本体改修工事などの実施
- ・公園施設の維持管理

指 標

項 目	資料館入館者数
現状値	水子貝塚資料館 47,964 人（平成 27 年度） 難波田城資料館 55,617 人（平成 27 年度）
目標値	水子貝塚資料館 53,000 人（平成 32 年度） 難波田城資料館 73,000 人（平成 32 年度）

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ①市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ②市民の郷土伝統芸能への理解を深めるために発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

主な取り組み

- ・富士見市文化財保存団体連絡協議会への支援

(4) 地域活性化資源としての活用（地域文化振興課、生涯学習課、資料館）

①市内の歴史公園や点在する指定文化財を整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市外にもその魅力を発信し、本市のイメージアップと市外からの来訪者を増やし、地域の活性化に取り組めます。

主な取り組み

- ・水子貝塚星空シアターや難波田城公園まつりなどの開催
- ・フィルム・コミッション富士見*¹³²を通じたロケ地としての活用により、映像を通じた魅力の発信



水子貝塚星空シアター



難波田城公園まつり

* 132 フィルム・コミッション富士見…映画やドラマなどの撮影を行うロケ地として、富士見市の公共施設、史跡、歴史的建築物等の環境や情報を提供する仕組みのこと。

第4章

にぎわいと活力を
つくる人のまち

第4章 にぎわいと活力を つくる人のまち

第1節 農業の振興



1. 施策の方向性

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取り組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。

また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。



2. 現状と課題

- ①平成 27 年に県下 2 例目として施行した富士見市産業振興条例*¹³³に基づき、農業については、優良農地の確保、生産技術の向上及び安定した経営基盤づくりに努めるとともに、地産地消*¹³⁴及び農の魅力づくりに取り組む必要があります。
- ②平成 27 年の農林業センサス（埼玉県作成「統計表」平成 28 年 8 月）によると、市内の農家数は減少傾向にあり、販売農家においては、平成 22 年の 553 戸から平成 27 年には 508 戸に減少しています。また、経営耕地面積も平成 22 年の 543 ヘクタールから平成 27 年には 513 ヘクタールに減少しています。
- ③市内東部地域の稲作地帯においては、大規模ほ場整備*¹³⁵により優良な農地が確保され、農作業受託組織による農地利用の集積が進んでいます。一方、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、地域が一体となった取り組みとして後継者や新規就農者への支援を進めるとともに、農地の有効利用が求められています。

* 133 産業振興条例…産業振興施策の基本となる理念を定めるとともに、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的とする条例。

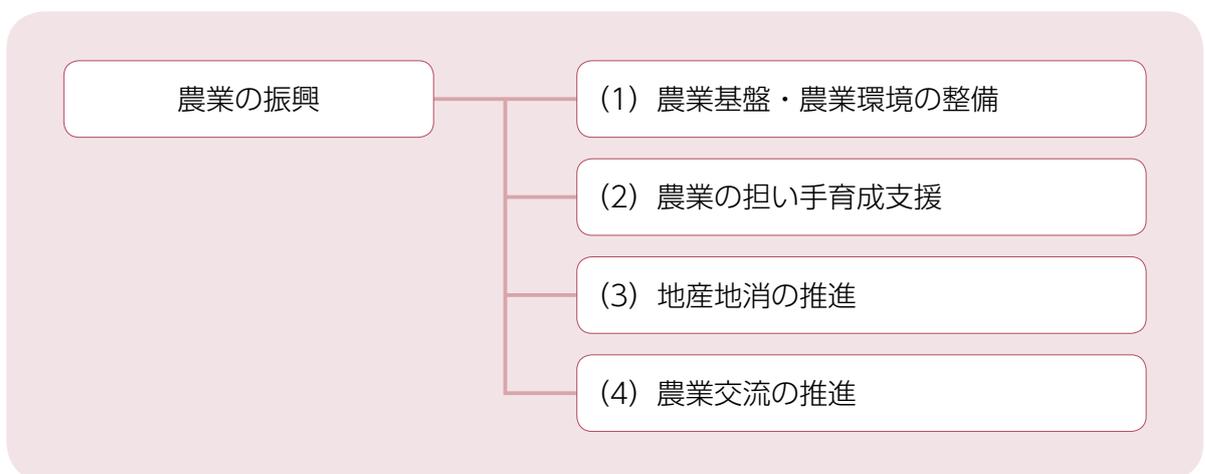
* 134 地産地消…地域で生産された農産物について、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。

* 135 ほ場整備…生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。

- ④市街化区域*¹³⁶内の農地は、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給のみならず、潤いや安らぎといった緑地空間など、多面的な役割を果たしています。今後も、都市農業に対する理解を深め、農地の有効活用が必要です。
- ⑤地産地消推進の取り組みとして、地場産品ショップ「ゆい」での販売、臨時農産物直売所「つきいち」の運営をはじめ、農商工連携事業のふじみマーケット*¹³⁷などでの農産物の販売や、学校給食での市内産食材を使用した給食づくりなどを行っています。また、新たに、大規模商業施設での市内産の梨・新米のPRや、女子栄養大学・市内和菓子屋と連携し、地元農産物を使用した「ハイブリッド和菓子*¹³⁸」の開発・商品化を行いました。引き続き、富士見市産農産物の認知度向上を進め、市内消費の拡大を図っていきます。今後、安定的に供給するための体制整備が必要です。
- ⑥小学校4年生から6年生の親子を対象に、農業に対する理解と関心を深め、地産地消に興味を持ってもらう親子ふれあい収穫体験や、農とふれあう学校ファームへの支援を行っています。また、農業への関心が高まっているなか、気軽に農業体験が行える市民農園や農業者の指導の下、作付けを行う体験農園*¹³⁹の整備を進めています。



3. 施策の体系図



* 136 市街化区域…すでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。

* 137 ふじみマーケット…11月23日(いいふじみの日)に開催される農業・商業・工業連携のイベント。

* 138 ハイブリッド和菓子…地元野菜を使用し、女子栄養大学と市内和菓子店が共同開発した和菓子。「双子のふわっぴー饅頭」、「ベジ☆どら」、「ベジ☆ロール」の3品。

* 139 体験農園…農家が自らの農業経営の一環として開設する農園。農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わない農業体験が可能。



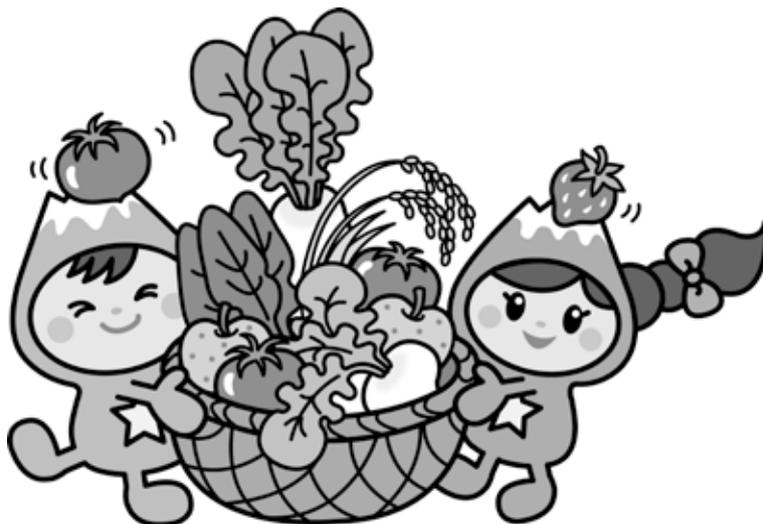
4. 施策の内容

(1) 農業基盤・農業環境の整備（産業振興課）

- ①農業振興地域整備計画*¹⁴⁰に基づき、将来にわたっての農業振興方策を見据えた優良農地の確保に努めます。
- ②農地の利用集積を促進するとともに、農作業受委託制度*¹⁴¹の活用などにより経営規模の拡大と生産性の向上に対する支援を行います。
- ③農業集落における良好な環境を保全するため、道路や水路の改修をはじめ、安全な農業基盤の整備や、地域が行う菜の花祭りなど地域環境の向上に対する支援を行います。

主な取り組み

- ・人・農地プラン*¹⁴²の推進
- ・小用排水路工事等への補助
- ・農道の維持・改修
- ・農地の利用集積の促進
- ・集落営農の組織化・法人化支援



* 140 農業振興地域整備計画…今後も耕作を行っていくべき農地や農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するための計画。

* 141 農作業受委託制度…農家が所有農地の農作業の一部、または全部を所有権は移さずに他の農家に委託する制度。

* 142 人・農地プラン…今後の中心となる経営体や、中心となる経営体への農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた今後の地域農業のあり方などを決め、集落・地域の活性化に取り組むもの。

(2) 農業の担い手育成支援（産業振興課）

- ① 農業後継者の確保と新規就農希望者の拡大を推進するため、県や農業関係団体などとの連携による取り組みを進めます。
- ② 意欲ある農業の担い手である認定農業者*¹⁴³ に対する支援を行います。また、定年帰農者、女性農業者などの多様な担い手を育成・確保するため、関係機関と連携を図りながら営農指導を行います。

主な取り組み

- ・ 明日の農業担い手育成塾*¹⁴⁴ など関係機関と連携した新規就農情報の提供
- ・ 認定農業者への支援
- ・ 農業青年会議所及び農業後継者対策協議会への補助
- ・ 農業近代化資金の利子補給

指 標

項 目	新規就農者数（累計）
現状値	1 人（平成 27 年度）
目標値	3 人（平成 32 年度）

項 目	認定農業者数
現状値	37 人（平成 27 年度）
目標値	40 人（平成 32 年度）

* 143 認定農業者…農業経営規模の拡大、経営の合理化などの経営改善計画を作成し、市町村が認定した農業経営者などのこと。

* 144 明日の農業担い手育成塾…一定レベルの研修を修了した新規就農希望者に対して、実践的な研修、農地確保、資金相談等を実施する制度。

(3) 地産地消の推進（産業振興課）

- ①農業生産者の育成と農産物の供給体制の充実を図り、学校給食などへの供給や直売体制の拡充に努めます。
- ②農業を中心とした地域の活性化を図るため、地場産品やイベントなどのPRを行い、農産物などの販売機会の拡大や地域交流を進めます。また、6次産業*¹⁴⁵化により、付加価値を高める取り組みを推進します。

主な取り組み

- ・臨時農産物直売所「つきいち」の開催
- ・市内スーパーやJAいるま野の「いるマルシェ」などでの市内産農産物の直売
- ・地産地消推進イベントの開催など市内産農産物の普及促進
- ・農商工連携の推進や6次産業化の検討
- ・地域特産物加工品の促進補助
- ・地産地消レシピカードの作成、シールの添付
- ・学校給食への市内産農産物の供給

指 標

項 目	学校給食センターにおける市内産農産物利用率（重量ベース）（再掲）
現状値	43.7%（平成27年度）
目標値	45.0%（平成32年度）



臨時農産物直売所「つきいち」

* 145 6次産業…農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業を促進すること。

(4) 農業交流の推進（産業振興課）

- ①農業への理解を深めるため、市民農園や体験農園の活用、親子による収穫体験などにより、農業とふれあう機会を拡充するとともに、市民と生産者との交流を促進します。

主な取り組み

- ・市民農園の運営
- ・親子ふれあい農業体験の実施
- ・体験農園開設への支援

指 標

項 目	体験農園開設数（累計）
現状値	1箇所（平成27年度）
目標値	5箇所（平成32年度）



親子ふれあい農業体験

第2節 商工業の振興



1. 施策の方向性

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。



2. 現状と課題

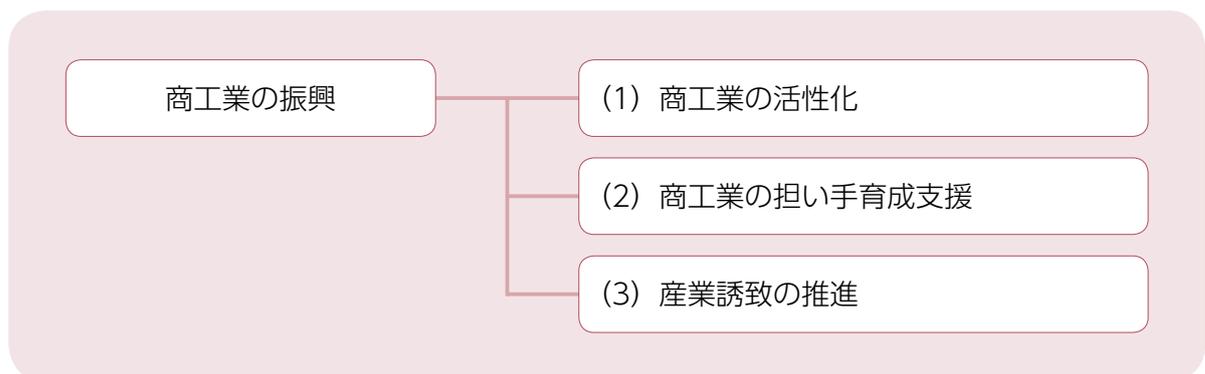
- ①平成 27 年に県下 2 例目として施行した富士見市産業振興条例に基づき、地域経済の活性化のため、商業については、商店街の活性化のための環境整備を進めるとともに、地域のにぎわい及び消費の拡大に取り組む必要があります。また、工業については、良好なものづくり環境の整備や、産業間・企業間の連携を支援することで技術・開発力の向上に取り組むとともに、工業基盤の強化につながる企業誘致を推進する必要があります。
- ②消費者ニーズの多様化や大規模商業施設の開業など市内商業を取り巻く環境の変化を踏まえ、富士見市第 2 次商業活性化ビジョン*¹⁴⁶に基づき、事業者、団体、市民、行政などとの連携・協力のもと商業活性化に向けた各種施策に取り組んでいます。
- ③商業統計調査によると、市内の小売業・卸売業は、平成 3 年から平成 19 年の間に約 3 割減少し、平成 26 年には 403 事業所となっています。また、従業員一人当たりの年間商品販売額は、平成 26 年は約 1,944 万円であり、埼玉県平均の約 3,770 万円を下回っています。しかし、大規模商業施設の開業やプレミアム付商品券事業と併せて実施した、市内消費を高める施策の効果により、市内の消費が拡大傾向にあります。
- ④大規模商業施設の開業により、市内の商業基盤の強化が進むとともに、多くの来訪者が本市を訪れることによる消費機会の創出につながっています。また、大規模商業施設内のテナントが商工会・商店会連合会に加盟したことにより、地元経済団体の組織力の強化につながるとともに、今後の連携体制の構築が図られています。

* 146 商業活性化ビジョン（第 2 次）…事業者や消費者ニーズにあった商業活性化の基本方針を明らかにするとともに、実行性のあるアクションプランを位置づけ、地域商業の振興や大規模商業施設の立地に伴う相乗効果を発揮させることを目的として策定された計画。

- ⑤平成 27 年に県が実施した消費者動向調査によると、市民の主な買物場所として市内の店舗を利用する割合は約 50%になっており、さらなる市内消費拡大への取り組みが必要となっています。
- ⑥市内消費の拡大に向けて、農商工連携事業や市内業者により住宅改修工事を行う場合の補助などに取り組んでいます。
- ⑦商店会が実施する活性化事業に対して支援を行っていますが、今後、ますます消費者ニーズに応えられる取り組みが求められています。また、会員数の減少に伴う商店会の組織力低下に対応するための取り組みが求められています。
- ⑧商店会が設置し維持管理している商店街街路灯は、防犯の役割も果たしているため、電気料の全額補助を行うとともに、使用電気料の軽減や環境面への配慮も期待できる LED 化^{* 147}を進めています。
- ⑨平成 26 年の経済センサス基礎調査によると、従業者 4 人以下の事業所が市全体の約 62%を占めており、今後も中小企業の安定した経営を確保するために各種支援策を進める必要があります。
- ⑩空き店舗の増加により商店街の集客力の低下や、商店街の担い手が不足している状況がみられることから、新しい商業者を育てる観点も含め、空き店舗の活用と併せた創業支援に取り組んでいます。



3. 施策の体系図



* 147 LED 化…交換費用や電気使用量を削減するため、LED（発光ダイオード）照明に切り替えること。



4. 施策の内容

(1) 商工業の活性化（産業振興課）

- ①富士見市第2次商業活性化ビジョンに基づき、商店街の空き店舗・空きスペースの活用への支援、商店街などが実施するイベントや「一店逸品運動*¹⁴⁸」への支援に取り組むとともに、地域商業の活性化のため大規模商業施設と地域の商店街との連携体制の構築を進めます。
- ②地域に根ざした魅力ある強い個店づくりを推進するとともに、頑張る商店会を支援するため、組織力の強化につながる合併や商店会間の連携強化について、商業者や専門家などと共同して取り組みます。
- ③地域経済の活性化に向け、農商工の連携や商店街活性化のための取り組みを支援するとともに、産業に関する情報発信の強化や販売機会の拡充を進めます。
- ④工業の振興のため、良好なものづくり環境の整備を進めるとともに、市内の企業間の交流機会を提供することで相互の連携を促進し、技術力・開発力の向上を支援します。また、工業基盤の強化を図るため、国・県の支援機関などと連携しながら企業誘致に取り組めます。
- ⑤地域経済の振興育成を図るため、産業振興基金を設置し、事業者などの取り組みを支援します。

主な取り組み

- ・ふじみマーケットの開催など、ふじみ産業元気づくり事業の補助
- ・一店逸品運動、スタンプラリー、街バルなど、商店会等が主催するイベント事業への補助
- ・商店会の組織力強化に関する取り組みへの支援
- ・住宅改修費の補助
- ・商店街空き店舗出店支援の補助
- ・工業の連携促進への支援
- ・経営の効率化・拡大を図る事業者などへの支援

* 148 一店逸品運動…各店舗が、オススメできる商品や独自のサービスを開発・提供することで、消費者にアピールしていく運動。

指 標

項 目	埼玉県広域消費動向調査 市内消費の割合（市町村内購買率）
現状値	49.7%（平成 27 年度）
目標値	60.0%（平成 32 年度）

項 目	住み続け宅なる改修費補助件数
現状値	82 件（平成 27 年度）
目標値	100 件（平成 32 年度）

項 目	事業所数（卸売業及び小売業）（累計）
現状値	403 事業所（平成 26 年）
目標値	420 事業所（平成 32 年）

項 目	事業所数（製造業）（累計）
現状値	57 事業所（平成 26 年）
目標値	65 事業所（平成 32 年）



ふじみマーケット

(2) 商工業の担い手育成支援（産業振興課）

- ①各種融資制度や商工会と連携した経営相談など、経営基盤の安定化に向けた支援に取り組みます。
- ②次の世代を担う新しい商業者を育てるため、国の認定を受けた富士見市創業支援事業計画* 149 に基づき、市内において創業を希望している方への支援を進めます。
- ③優れた知識や経験を有する高齢者（アクティブシニア）を、企業などの活動に活かせる仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

- ・創業支援セミナーの実施
- ・商店街空き店舗出店支援の補助
- ・小口融資制度に基づく融資あっせん
- ・経営相談の実施
- ・アクティブシニアの情報をコーディネートできる体制づくり

指 標

項 目	空き店舗活用による新規出店者数（累計）
現状値	2 件（平成 27 年度）
目標値	15 件（平成 32 年度）



創業支援セミナー

* 149 創業支援事業計画…地域における創業率の引き上げのため、市が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置や創業支援事業を実施することを定めた計画。

(3) 産業誘致の推進（まちづくり推進課、産業振興課）

- ①交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の創出や発掘、誘致を進めます。
- ②新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、創造性や付加価値の向上が見込まれ、地域の活性化や雇用の促進が期待できる産業の創出や発掘、誘致を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

主な取り組み

- ・シティゾーン整備事業の推進
- ・水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進

第3節 勤労者福祉の充実



1. 施策の方向性

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。

また、勤労者の福利厚生 of 充実に努めます。



2. 現状と課題

- ①厳しい雇用情勢への対応と市民の利便性の向上のため、国と連携して、富士見市ふるさとハローワーク（地域職業相談室）を開所し、専門の相談員による職業相談・職業紹介などを行っています。平成27年度は、5,104人の職業紹介に対し、664人が就職しています。
- ②近隣自治体や公共職業安定所との共催により、若者向け就職面接会や障がい者就職面接会を実施し就労支援を行っています。今後も、より多くの企業参加を促進するとともに、就労希望者に対する情報の提供など、より多くの就業希望者が参加できる環境整備に努めています。
- ③週2回実施している内職相談については、平成27年度には253人の求職者に対して66件の斡旋実績がありました。引き続き、内職相談の充実を図るとともに、富士見市ふるさとハローワークとの連携による、就労機会に関する情報の提供を進めています。
- ④労働者が安心して働ける職場環境を整備するため、中小企業退職金共済掛金補助制度への加入促進に向け、一層の情報提供を進めるほか、雇用主に対する支援策の拡充を検討する必要があります。
- ⑤大規模商業施設の開業により雇用の促進が図られましたが、さらなる就労機会の拡充を目指した取り組みを検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 就労機会の拡充（産業振興課）

- ①雇用の安定に向け、国、県の機関や広域的連携により、就職面接会や技術講習会などを実施し、就労の支援に取り組みます。
- ②雇用情勢や就労形態の多様化などに対応するため、国と共同で設置した富士見市ふるさとハローワークなどを通じて、就労機会に関する情報提供の充実を図ります。
- ③市民ニーズに対応し、内職相談業務を実施します。

主な取り組み

- ・ 就労支援講習会の開催
- ・ 集団就職面接会の開催
- ・ 富士見市ふるさとハローワークの運営
- ・ 内職相談の実施

指 標

項 目	富士見市ふるさとハローワークにおける就職率
現状値	13.0%（平成 27 年度）
目標値	15.0%（平成 32 年度）

(2) 福利厚生 of 充実（産業振興課）

- ①労働者の福利厚生 of 向上のため、中小企業退職金共済掛金補助制度 of 情報提供と活用を進めます。

第4節 地域活性化の推進



1. 施策の方向性

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人々が訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。



2. 現状と課題

- ①本市は、首都30km圏内という立地条件にあり、河川、湧水、斜面林などの自然環境、田園風景、水子貝塚公園や難波田城公園などの史跡と豊かな地域資源に日常的に接することができます。これらの恵まれた環境を地域の活性化を図るため、活用する必要があります。
- ②市民の文化芸術の発信拠点となっている市民文化会館キラリ☆ふじみは、芸術監督制度を導入し、市民ボランティアの活動などにより、市民参加・協働による事業運営を進めています。
- ③市内事業所などの商品を紹介する一店逸品運動や、ふじみマーケットなどの農商工連携事業を進めており、引き続き魅力ある取り組みが求められています。
- ④本市の新たなにぎわいを創出するため、マスコットキャラクター「ふわっぴー」*¹⁵⁰や、富士見市PR大使*¹⁵¹を活用した、魅力ある地域情報を発信しています。
- ⑤市民が中心となって設立した「富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）*¹⁵²」との協働により、地域の活性化に取り組んでいます。
- ⑥大規模商業施設が開業し、交流人口*¹⁵³が増加したことにより「出かけていくまち」から「迎えるまち」へと変わりました。今後もあらゆる方々に富士見市の魅力を発信し、市内の地域資源にふれたり、体験したり、食したりできるよう取り組む必要があります。

* 150 マスコットキャラクター「ふわっぴー」…本市の魅力を市内外にPRすることなどを目的とした公式マスコットキャラクター。

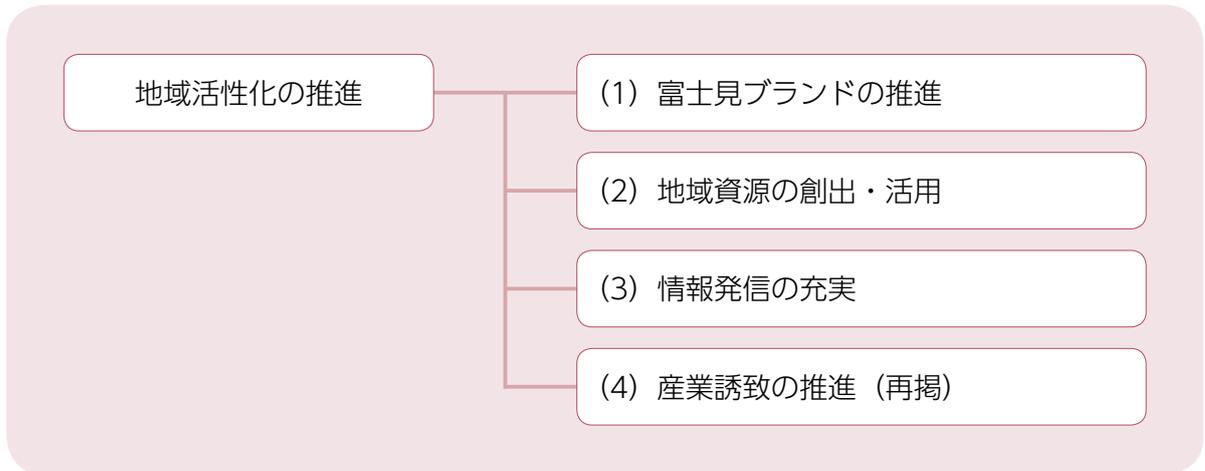
* 151 PR大使…本市の魅力を市内外にPRすることなどを目的として、様々な分野で活動されている市にゆかりのある著名な方6名に委嘱している。

* 152 地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）…まちの魅力づくりや観光事業に関する調査や学習を行い、本市の活性化を目的とした市民組織。

* 153 交流人口…その地域を訪れる人（地域外からの旅行者、短期滞在者、通勤・通学者など）のこと。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 富士見ブランドの推進 (地域文化振興課、産業振興課)

- ①農業、商工業関係団体や市民で構成される地域活性化組織などと連携し、優良な農産物や地元産品、新たな商品づくりの検討などにより「富士見ブランド」を育成・創出します。
- ②シンボリックな文化芸術施設である市民文化会館キラリ☆ふじみが創作するオリジナリティあふれる文化芸術事業を活用し、本市の知名度の向上とイメージアップを目指します。

主な取り組み

- ・「富士見ブランド」の育成・創出
- ・市民文化会館キラリ☆ふじみ芸術監督を中心とした文化芸術作品の創造・発信

指 標

項 目	富士見オリジナル商品の開発数 (累計)
現状値	3 件 (平成 27 年度)
目標値	10 件 (平成 32 年度)

(2) 地域資源の創出・活用（政策企画課、地域文化振興課、まちづくり推進課）

- ①河川、湧水、斜面林などの自然環境や四季折々の花々、歴史公園などの観光資源、マスコットキャラクター「ふわっぴー」や富士見市 PR 大使などを活用し、新たな魅力づくりを市民と協働で取り組みます。
- ②国道 254 号バイパス（富士見川越道路）、富士見江川、新河岸川沿いのサイクリングコースや市内に点在する自転車の駅などの活用により、市内外の人が自転車で気軽に本市の魅力にふれあえる場づくりを進めます。
- ③びん沼自然公園周辺地域の特性を活かしながら魅力を高め、活性化を図っていきます。

主な取り組み

- ・桜のオーナー制度による河津桜の植樹
- ・富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）と協働によるマスコットキャラクター「ふわっぴー」グッズの作成
- ・サイクリングコース沿いのコスモス街道づくり
- ・サイクリングコースの整備
- ・旧県立富士見青年の家*¹⁵⁴跡地の活用、びん沼自然公園周辺地域の活性化の促進

指 標

項 目	観光入込客数* ¹⁵⁵
現状値	約 301,000 人（平成 27 年）
目標値	約 337,000 人（平成 32 年）



コスモス街道

* 154 旧県立富士見青年の家…昭和 48 年に開所された県の施設。青少年の健全育成をはじめ、近隣住民の文化・スポーツ・レクリエーション活動等に使われていたが、平成 16 年 3 月に閉館。

* 155 観光入込客数…観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、観光地点やイベント等に訪れた人数を集計したもの。

(3) 情報発信の充実（秘書広報課、地域文化振興課）

- ①市民との協働による取り組みで創出された本市の魅力を、ホームページや観光アプリ「ココシル☆ふじみ*¹⁵⁶」、また、マスコットキャラクター「ふわっぴー」や富士見市 PR 大使などを通じて、市内外に情報発信します。さらに、「住んでみたい、住み続けたい」と思われる地域づくりを進めるため、戦略的にシティプロモーションに取り組みます。
- ②富士見市の地名にちなんだ美しい富士山や自然、街並みなどを PR することを目的に作成した「富士見市プロモーションビデオ」を活用し、「富士見」の情報発信に努めていきます。

主な取り組み

- ・ココシル☆ふじみによる観光情報の発信
- ・フィルム・コミッション富士見の運営
- ・プロモーションビデオの配信・放映
- ・マスコットキャラクター「ふわっぴー」のイベント参加及び PR 活動
- ・富士見市 PR 大使のイベント参加及び PR 活動

指 標

項 目	観光アプリ「ココシル☆ふじみ」の閲覧ユーザー数
現状値	月平均 750 ユーザー（平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月）
目標値	月平均 1,500 ユーザー（平成 32 年度）

項 目	フィルム・コミッション富士見の撮影件数（累計）
現状値	64 件（平成 24 年度～平成 27 年度）
目標値	80 件（平成 29 年度～平成 32 年度）

* 156 ココシル☆ふじみ…富士見市地域活性化研究会（愛称：ふじみ☆ラボ）で作成・運営している観光アプリ。

(4) 産業誘致の推進（再掲）（まちづくり推進課、産業振興課）

- ①交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業の創出や発掘、誘致を進めます。
- ②新たな雇用の創出や、良好な経済循環を促すことを目指し、創造性や付加価値の向上が見込まれ、地域の活性化や雇用の促進が期待できる産業の創出や発掘、誘致を進めるなど、企業立地の促進を図ります。

主な取り組み

- ・シティゾーン整備事業の推進
- ・水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進

第5章

安全・安心、快適な地域を
つくる人のまち

第5章 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

第1節 計画的な土地利用の推進

1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2. 現状と課題

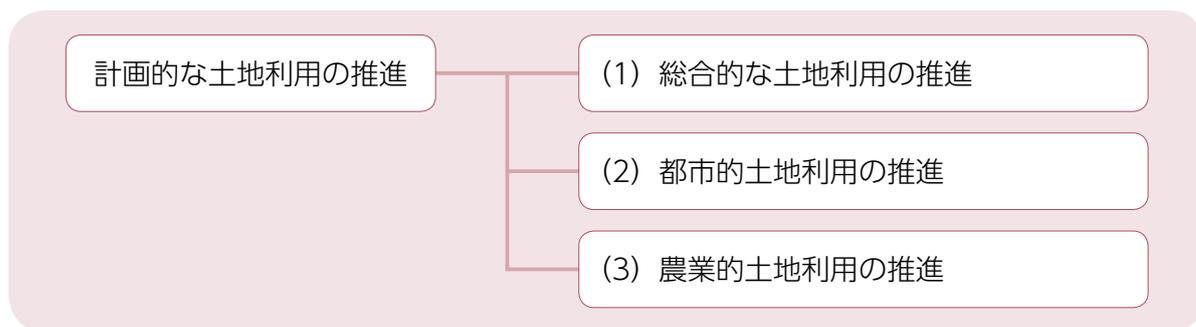
- ①市の都市計画区域 1,970haのうち市街化区域は 43.1% (849.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画*¹⁵⁷ 制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ②都市基盤整備の十分ではない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ③建築可能な建物の用途を定める用途地域 (849.1ha)のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ④市街化区域面積に対する生産緑地地区*¹⁵⁸ の割合は、9.7%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ⑤市街化調整区域*¹⁵⁹ は、市域の 56.9% (1,121ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。

* 157 地区計画…道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する。
* 158 生産緑地地区…市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来、公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。
* 159 市街化調整区域…市街化を抑制すべき区域。

⑥本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ②自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ①駅周辺は、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ②新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ①市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行います。
- ②市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、本市が持続的に発展していくまちとなるよう、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区*¹⁶⁰）は、地区計画や小規模土地区画整理事業などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、地区計画や小規模土地区画整理事業などにより都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する農地や緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

ほ場整備事業などにより農業生産基盤が整備された優良農地においては、農業生産性の向上を図るとともに、引き続き保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や、河川などの自然を大切に守りながら、歴史・文化・スポーツに親しめる場や、憩いの場となる水辺空間として活用を進めます。

<新しい活力の創出ゾーン>

国道 254 号バイパス（富士見川越道路）沿道では、周辺の立地や環境に配慮しながら、都市の活力を向上させるための土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、国道 254 号バイパス（富士見川越道路）と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、医療機関、大規模商業施設の整備が進み、交通利便性も向上していることから、引き続き周辺環境に配慮しながら、企業や文化・教育施設などの土地利用を推進し、本市の中心交流拠点として整備を進めます。

<水谷柳瀬川ゾーン>

市の南部を横断する国道 254 号・463 号沿道及びその周辺部は、道路などの基盤整備を進めるとともに、交通の利便性と柳瀬川の自然を活かしながら、計画的に、産業系や教育機関など地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。

* 160 旧暫定逆線引き地区…市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15 年に廃止された。

土地利用構想図



凡例

-  駅周辺拠点
-  まちなか居住地域
-  田園・居住地域
-  歴史・文化・スポーツの交流ゾーン
-  新しい活力の創出ゾーン
-  シティゾーン
-  水谷柳瀬川ゾーン
-  駅
-  鉄道
-  広域幹線道路
-  幹線道路
-  河川
-  ほ場保全区域



第2節 水と緑の保全と活用



1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。



2. 現状と課題

- ①急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成27年には674haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地^{*161}（4カ所、1.9ha）、緑の散歩道^{*162}（6カ所、1.2ha）の制度や緑地保全基金^{*163}などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ②公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時集合場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ③本市の公園面積は、土地区画整理事業に伴う公園の整備などを進めた結果、平成13年度の約22haから平成27年度には約39haと大きく増加しましたが、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域もあり、その整備が課題となっています。
- ④びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ⑤既存の公園施設について、適正な維持管理を行うとともに、地域の実情に合わせた改修を計画的に進める必要があります。

* 161 市民緑地…まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。

* 162 緑の散歩道…まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、住民が利用できるように一定期間管理している土地。

* 163 緑地保全基金…市内に残されている貴重な樹林や緑地を保全する目的で取得するための基金。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ①市民緑地、緑の散歩道、保存樹林などの制度と併せ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ②緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

主な取り組み

- ・緑地保全基金の積立と同基金による緑地の取得
- ・保存樹木・樹林への補助
- ・花壇管理、清掃、湧水管理など協働の公園づくりの推進

指 標

項 目	保存樹林・市民緑地・緑の散歩道の面積
現状値	76,456.43㎡（平成 27 年度）
目標値	維持・発展（平成 32 年度）

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

- ①地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。
- ②公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内第1公園の整備
- ・公園内の遊具などの修繕・改修

指 標

項 目	都市公園の市民1人あたりの面積
現状値	3.60㎡（平成27年度）
目標値	3.71㎡（平成32年度）

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

- ①道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ②地区計画や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

主な取り組み

- ・生垣設置への補助
- ・地区計画や緑地協定の活用による生垣設置の促進
- ・街路樹などの適切な管理



なしくぼ公園（平成28年度開園）

第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全



1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス*¹⁶⁴の削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。



2. 現状と課題

①富士見市地球温暖化対策実行計画*¹⁶⁵に基づき、市民や事業所と連携して、温室効果ガスの排出抑制と再生可能エネルギー*¹⁶⁶の導入を進めています。

②エネルギーの使用の合理化等に関する法律により、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。

③良好な環境の維持、創出に対する取り組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせ、第2次富士見市環境基本計画*¹⁶⁷に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携・協働して推進します。

④資源循環型社会の実現に向け、富士見市一般廃棄物処理基本計画第2次計画*¹⁶⁸に基づき、ごみ分別の徹底や減量化をさらに進める必要があります。

⑤第2次富士見市美化推進計画*¹⁶⁹に基づき、市民、事業者及び行政が相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域*¹⁷⁰」及び「路上喫煙禁止区域*¹⁷¹」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を進めています。

⑥生態系や人命、農作物に影響を及ぼすアライグマに代表される特定外来生物への対策など、地域を取り巻く新たな環境問題に取り組んでいます。

* 164 温室効果ガス…太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらす、二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

* 165 地球温暖化対策実行計画…本市から排出される温室効果ガスを削減するための施策を定めた計画。

* 166 再生可能エネルギー…太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力で作るエネルギー。

* 167 環境基本計画（第2次）…環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

* 168 一般廃棄物処理基本計画（第2次）…生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画。

* 169 美化推進計画（第2次）…本市における環境美化の推進を図るための計画。

* 170 美化推進重点区域…環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。

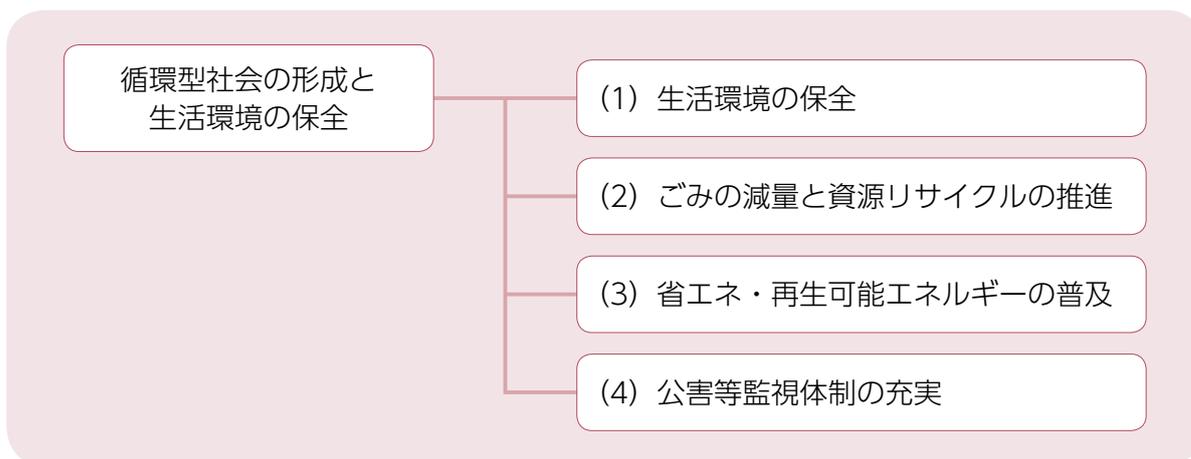
* 171 路上喫煙禁止区域…美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。

⑦核家族化や少子高齢化が進展する中で、所有者の高齢化などの理由により空家が増えており、災害や犯罪の抑止、地域の良好な環境の維持のために対策が求められています。

⑧し尿処理業務について、処理施設の老朽化に伴う新設工事を進めています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生活環境の保全（安心安全課、環境課、建築指導課）

- ①第2次富士見市環境基本計画や第2次富士見市美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、人と自然が共生できる、清潔で美しいまちづくりを進めます。
- ②不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。
- ③空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、近隣住民や地域、関係機関と連携して、空家等の適正管理と利活用に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 環境ポスター展を通じた環境問題への意識啓発
- ・ 市内クリーンアップ事業の実施
- ・ 路上喫煙禁止区域における路上喫煙禁止啓発活動の実施
- ・ 空家等に関する総合的な計画の推進

(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

①リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（不要なものは断る）を基本として、資源化が可能な廃棄物を有効活用するなど、廃棄物のさらなる減量に取り組みます。

主な取り組み

- ・定期資源回収・集団資源回収奨励金の交付
- ・生ごみ減量化の推進
- ・ごみの出し方の配布

指 標

項 目	ごみの総排出量
現状値	29,934t（平成 26 年度）
目標値	28,741t（平成 32 年度）

項 目	ごみの資源化率
現状値	20.7%（平成 26 年度）
目標値	22.9%（平成 32 年度）



(3) 省エネ・再生可能エネルギーの普及（環境課）

- ①富士見市地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入促進、壁面緑化などを推進し、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガスの削減と併せて、照明器具のLED化などの省エネルギー化を促進します。

主な取り組み

- ・富士見市地球温暖化対策実行計画の推進
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入奨励金の交付
- ・公共施設壁面緑化の推進
- ・公共施設照明器具のLED化の推進
- ・事業所に対するエコアクション21^{*172}認証取得の啓発・支援

指 標

項 目	市長部局管理施設のエネルギー使用量概算（原油換算値 ^{*173} ）
現状値	1,628kl（平成27年度）
目標値	1,548kl（平成32年度）

(4) 公害等監視体制の充実（環境課）

- ①大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質、自動車騒音、空間放射線量などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民、事業者、行政が一体となって公害等監視体制を充実します。

主な取り組み

- ・ダイオキシン類濃度調査、水質調査、大気調査の実施
- ・自動車騒音の常時監視
- ・空間放射線量測定の実施

* 172 エコアクション21…環境省が、事業者の環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的として、環境に取り組む仕組み等を定めたガイドライン。

* 173 原油換算値…電気・ガソリン・重油・ガスなど、異なるエネルギーや燃料を共通の単位を用いて合計・比較するために、原油の単位量あたりの発熱量を用いて、原油の量（kl）に換算した数値のこと。

第4節 市街地の整備



1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既存市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。



2. 現状と課題

- ①市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ②既存市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画により良好な居住環境の保全に努めています。
- ③既存市街地は、建物が密集し、狭い道路が多く、公園・緑地などのオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ④市街化区域へ編入した水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業などにより計画的なまちづくりを進めています。
- ⑤シティゾーン及び水谷柳瀬川ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、土地利用の検討を行っています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 既成市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

- ①快適な都市環境を形成するため、地区計画の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた魅力ある市街地の整備を進めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業の推進
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業の推進
- ・鶴瀬駅東口駅前広場の整備
- ・小規模土地区画整理事業への支援
- ・地区計画制度の運用

指 標

項 目	鶴瀬駅西口土地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 99.2% (平成 27 年度末) 道路築造 97.8% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 31 年度末) 道路築造 100% (平成 31 年度末)

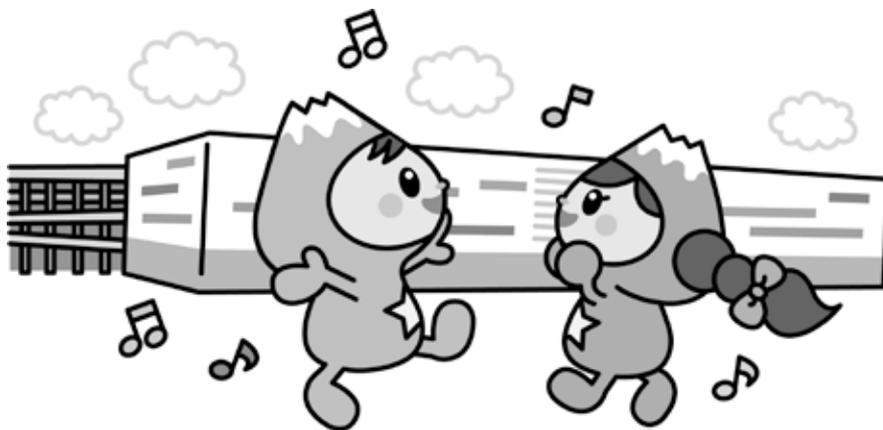
項 目	鶴瀬駅東口土地区画整理事業の進捗状況
現状値	建物移転 86.9% (平成 27 年度末) 道路築造 76.4% (平成 27 年度末)
目標値	建物移転 100% (平成 30 年度末) 道路築造 100% (平成 30 年度末)

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ①快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ②水子・諏訪地区は、地区計画制度や小規模土地区画整理事業などにより、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

主な取り組み

- ・小規模土地区画整理事業への支援
- ・地区計画制度の運用
- ・シティゾーン整備事業の推進
- ・水谷柳瀬川ゾーンにおける土地利用の推進



第5節 道路・交通環境の整備



1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。



2. 現状と課題

①平成 27 年度に実施した市民意識調査では、依然として「安全で快適な道路の整備」に対する不満度が高く、誰もが安全で快適に利用できる道路の整備が求められています。

②幹線道路は、歩道や右折車線などについて整備が求められています。

③都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいますが、移動の円滑化や地域活性化などのため、計画的に整備を進める必要があります。

④大規模商業施設の開業による交通環境の変化を踏まえた道路改良などに取り組んでいます。

⑤生活道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー*¹⁷⁴化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。

⑥災害に強い道路網の確保を図るため、老朽化した道路や橋の維持管理を進める必要があります。

⑦市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き、警察などの関係機関と連携し、交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。

* 174 バリアフリー…障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除していくこと。

- ⑧ 駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11カ所）などの利用促進や、違法駐車解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ⑨ 通学路などの安全点検を行い、点検結果に基づいて交通安全施設の整備を進めています。
- ⑩ 道路附属物の老朽化による事故を未然に防ぐため、それらの総点検を実施し、改修を計画的に進めています。
- ⑪ 大規模商業施設の開業に伴い、民間路線バスについては、本市と大宮、南与野方面を結ぶ東西路線や市内2駅を結ぶ路線の新設や志木方面からの路線が延伸され、移動の利便性が高まりました。
- ⑫ 市内循環バスについては、大規模商業施設の開業に伴い民間路線バスが拡充されたことにより、路線の見直しを含め、利用者ニーズを踏まえた運行を検討する必要があります。
- ⑬ 自転車に関する交通事故が多発し、市内の全交通事故に占めるその割合は県内平均よりも高い状況にあることから、自転車の安全な利用を促進する必要があります。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 道路・交通環境の改善（道路治水課）

①道路整備の基本方針により、市内の道路・交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（まちづくり推進課、道路治水課）

①幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

②老朽化した道路や橋については、点検や改修を計画的に行い、維持管理に努めます。

主な取り組み

- ・市道第 5101 号線（大字勝瀬・勝瀬交差点～勝瀬苗間通り 1 号線）の整備
- ・市道第 5203 号線（上沢・東上本線第 114 号踏切）の整備
- ・市道第 5210 号線（鶴瀬西・踏切～銀の鈴幼稚園）の整備
- ・市道第 5212 号線（鶴瀬東・東武鉄道旧鶴瀬変電所付近）の整備
- ・市道第 5112 号線（大字水子・水子貝塚公園交差点付近）の整備
- ・都市計画道路富士見橋通線、みずほ台駅東通線、水子鶴馬通線の整備推進
- ・耐震補強や修繕などによる道路橋の長寿命化

指 標

項 目	整備済みの幹線道路の割合
現状値	55.2%（平成 27 年度）
目標値	57.3%（平成 32 年度）

項 目	修繕実施済みの橋梁の割合
現状値	7.6%（平成 27 年度）
目標値	17.9%（平成 32 年度）

(3) 生活道路の整備（道路治水課）

①市民の生活に最も密接な生活道路は、狭あいな道路の解消や歩道整備、舗装補修の維持管理など、安全安心な歩行空間づくりを進めます。

主な取り組み

- ・生活道路や歩道の整備
- ・市内各所の道路修繕工事
- ・私道の一括寄附採納道路等の舗装及び側溝などの整備

指 標

項 目	整備済みの生活道路の割合
現状値	52.1%（平成 27 年度）
目標値	53.0%（平成 32 年度）

項 目	整備済みの歩道の割合
現状値	8.89%（平成 27 年度）
目標値	8.95%（平成 32 年度）

(4) 地域公共交通の充実（交通・管理課）

①市内公共交通の現状や市民アンケートの結果を踏まえ、デマンド交通^{*175}の実証実験を通じて新たな交通システムの導入や市内循環バスの路線見直しについて、富士見市地域公共交通会議^{*176}で協議、検討し、地域公共交通の充実に図ります。

主な取り組み

- ・市内循環バスの運行
- ・富士見市地域公共交通会議での検討

* 175 デマンド交通…利用者のニーズに応じた柔軟な運行を行う公共交通のひとつ。

* 176 地域公共交通会議…市民生活に必要な公共交通の確保や利便性の向上を図るため、市内公共交通のあり方について協議する会議。

(5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ① 駅周辺におけるまちの美観と交通の安全性を確保するため、地域住民及び関係機関の協力を得ながら、放置自転車対策を進めます。
- ② 駅周辺における駐輪需要の把握に努め、駐輪施設の整備を検討します。

主な取り組み

- ・ 指定管理者制度による駅前自転車駐車場の管理運営
- ・ 駅周辺の放置自転車の撤去
- ・ 駅周辺における放置自転車指導整理員による指導の実施
- ・ 駅周辺の駐輪需要の把握と駐輪施設整備の検討

(6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ① 違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へマナー遵守を促します。

主な取り組み

- ・ みずほ台駅東・西口及び鶴瀬駅西口の自動車駐車場の管理・運営
- ・ 違法駐車対策における警察などとの連携

(7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ①交通状況や危険箇所を把握し、道路照明灯や道路標識、道路反射鏡などの整備に努めます。また、道路附属物の改修を計画的に進めます。
- ②安全な道路交通環境を確保するため、信号機及び横断歩道の設置について警察と連携・調整します。

主な取り組み

- ・道路附属物（道路照明灯・道路標識・道路反射鏡）の設置及び計画的な改修
- ・通学路のグリーンベルト*¹⁷⁷の設置や区画線などの修繕

(8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ①子どもや高齢者を対象にした交通安全教育を実施するとともに、市民・警察・行政が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。
- ②富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の安全な利用を促進し、自転車関連事故の抑制に努めます。

主な取り組み

- ・交通安全教室の実施
- ・交通安全運動などの実施による啓発
- ・自転車の安全利用促進に向けた啓発

指 標

項 目	市内での自転車事故死傷者数
現状値	98 人（平成 27 年度）
目標値	64 人（平成 32 年度）

* 177 グリーンベルト…歩道が整備されていない道路（通学路）において、車の運転者に、通行帯を視覚的に認識させ、歩行者との接触事故などの発生を抑制するため、路側帯を緑色に着色したもの。

第6節 上下水道の整備



1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道^{*178}や合併浄化槽^{*179}などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。



2. 現状と課題

- ①現在、総給水量の8割を県営水道から購入しています。
- ②富士見市水道ビジョン（改訂版）^{*180}に基づき、「持続可能で信頼される水道事業」の実現に向け、ビジョンに掲げる各施策に取り組んでいます。
- ③安全で確実な給水体制を維持するため、アセットマネジメント^{*181}に基づく老朽管の更新や給配水施設の耐震化などを計画的に進めていく必要があります。
- ④市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域及び水子地区の公共下水道整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ⑤市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めています。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。

* 178 特定環境保全公共下水道…市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。

* 179 合併浄化槽…公共下水道の処理区域外において、水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

* 180 水道ビジョン（改訂版）…水道水の安全で安定的な供給や健全な事業運営に資するため、水道事業経営の基本方針や実施方策を示したビジョン。

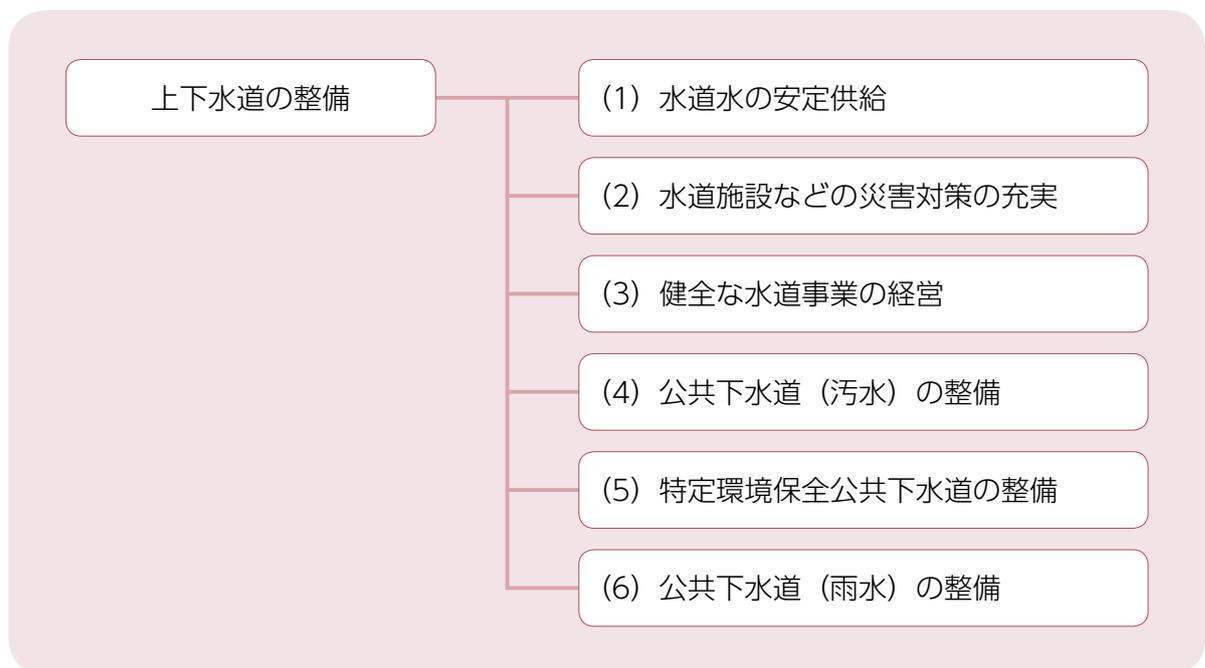
* 181 アセットマネジメント（資産管理）…水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する活動。

⑥雨水対策は、これまで各雨水幹線の整備や流末のポンプ場整備などを進めてきました。引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害など都市型水害に対応するため、別所雨水幹線の整備延伸や別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化などを進めています。

⑦下水道管渠については、今後、順次耐用年数を迎えることから、計画的な長寿命化及び更新を検討していく必要があります。



3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 水道水の安定供給（水道課）

- ①水道水を安定的に供給するため、配水管や機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、適正な水質・水圧管理に努めます。

主な取り組み

- ・アセットマネジメントに基づく水道施設の計画的な更新
- ・水質の改善、適正水圧の確保など安全な水道水の供給

(2) 水道施設などの災害対策の充実（水道課）

- ①老朽管の更新及び基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時における応急体制の充実に図ります。

主な取り組み

- ・基幹管路及び重要施設までの管路の耐震化
- ・老朽施設の計画的な更新
- ・県水直送管の整備など災害時に備えたバックアップ機能の強化
- ・応急給水・応急復旧対策の強化

指 標

項 目	上水道の基幹管路の耐震化率
現状値	45.0%（平成 27 年度）
目標値	58.0%（平成 32 年度）

(3) 健全な水道事業の経営（水道課）

- ①利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努め、引き続き、健全な水道事業経営を目指します。

主な取り組み

- ・ 持続可能な事業経営の実施
- ・ 広報広聴の充実など利用者サービスの充実

(4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ①既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の整備完了を目指すとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

- ・ 鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・ 鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・ 私道内の整備
- ・ 処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	公共下水道（污水）の人口普及率
現状値	99.0%（平成 27 年度）
目標値	100%（平成 32 年度）

(5) 特定環境保全公共下水道の整備（下水道課）

- ①農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のため、特定環境保全公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、水洗化を促進します。

主な取り組み

- ・特定環境保全公共下水道（南畑地域）の整備
- ・処理区域内の未接続世帯解消に向けた水洗化促進活動

指 標

項 目	特定環境保全公共下水道の人口普及率
現状値	72.3%（平成 27 年度）
目標値	94.0%（平成 32 年度）

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能のさらなる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・別所雨水幹線の整備
- ・別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成 27 年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成 32 年度）

第7節 防災・防犯対策の充実



1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。



2. 現状と課題

- ①過去の水害や地震災害の教訓を踏まえ、富士見市地域防災計画^{* 182}の見直しも含めた防災対策の強化に総合的に取り組む必要があります。
- ②災害時における地域の災害対応力の向上を図るため、総合防災訓練^{* 183}や合同防災訓練^{* 184}を実施し、災害対応用ガスバルクタンク^{* 185}を用いた発電機の運用や炊き出し訓練を行っています。引き続き、災害対応力の向上を目指して、実践的な訓練を行い、その結果の検証に努める必要があります。
- ③地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成 27 年度末現在で 43 団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を進める必要があります。
- ④東日本大震災の支援活動を契機に、災害時の自治体間相互の支援活動を確立するため、宮城県東松島市並びに福島県二本松市と災害協定を締結しています。また、平成 27 年度末現在、28 の企業・団体と災害協定を締結しています。

* 182 地域防災計画…災害にかかる予防対策や応急・復旧対策などに関し、市及び関係機関、市民、企業・事業者が行うべき事務・業務の大綱を定めた計画。

* 183 総合防災訓練…地域、消防、警察、行政などがそれぞれ連携し、災害時に想定される応急・復旧対策などを総合的に実施・検証する防災訓練。

* 184 合同防災訓練…災害などに備え、複数の市や地域が連携・協力し、合同で実施する防災訓練。

* 185 ガスバルクタンク…液化ガスの供給について、常設のタンクに供給するシステム。災害時には、タンクから各種機器にガスを供給できる。

- ⑤高齢者や障がい者など要配慮者の支援については、自主防災組織や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが進められています。また、要配慮者のなかでも、特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動の支援に関する取り組みを進める必要があります。
- ⑥県や近隣自治体と連携を図りながら河川改修や排水ポンプなどの整備を行い、近年多発している集中豪雨などによる都市型水害への対策が必要です。
- ⑦集中豪雨などによる過去の浸水実績を表示した内水（浸水）ハザードマップ*¹⁸⁶については、防災意識向上のため、さらなる周知を図る必要があります。
- ⑧昭和56年以前の建築物*¹⁸⁷は、木造住宅などの耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を進めるため、耐震診断及び改修補助制度の活用を促す必要があります。
- ⑨本市における犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、近年は、児童生徒の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化していることから、富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画*¹⁸⁸に基づいた地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- ⑩自主防犯組織*¹⁸⁹は平成27年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。



* 186 内水（浸水）ハザードマップ…内水による浸水及び避難に関する情報を提供し、浸水被害をソフト面から最小化することを目的にした地図。内水とは、大雨によって公共排水施設などに雨水を排水できず地表面に溜まった水のこと。

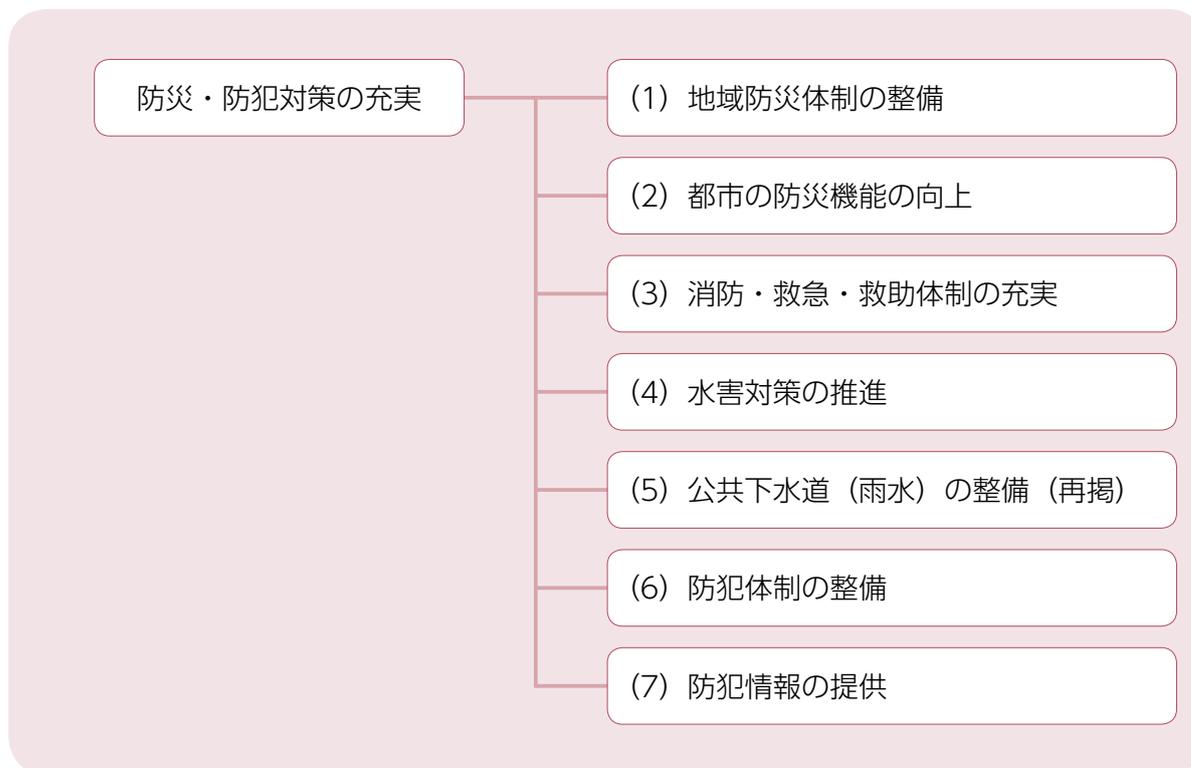
* 187 昭和56年以前の建築物…建築基準法の耐震規定が強化された昭和56年以前の建物は、旧基準で建築されているため、耐震性が劣ると言われている。

* 188 安全安心なまちづくり防犯推進計画…安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

* 189 自主防犯組織…防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動を実施しているボランティア団体。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課、福祉課）

- ①総合的な防災体制を確立するため、富士見市地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ②災害時における高齢者や障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する要配慮者への支援体制を確立します。
- ③避難行動要支援者の避難行動支援に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市地域防災計画の見直し・推進
- ・ ハザードマップ*¹⁹⁰ の改定
- ・ 自主防災組織及び自主防災連絡会*¹⁹¹ の結成、育成支援
- ・ 富士見防災リーダーの養成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 災害時備蓄品の整備

指 標

項 目	自主防災組織の組織率
現状値	73.0% (平成 27 年度)
目標値	100% (平成 32 年度)

項 目	富士見防災リーダー講習会受講者数 (累計)
現状値	48 人 (平成 27 年度)
目標値	198 人 (平成 32 年度)

項 目	避難行動要支援者の個別計画策定割合 (再掲)
現状値	100% (平成 27 年度)
目標値	100% (平成 32 年度)

項 目	避難行動要支援者の登録人数 (再掲)
現状値	1,313 人 (平成 27 年度)
目標値	1,363 人 (平成 32 年度)

* 190 ハザードマップ…地震災害、水害、土砂災害、大雨による雨水の浸水被害など、各種自然災害による被災記録や被害予測に基づき、被害想定範囲や避難所などを地図化したもの。

* 191 自主防災連絡会…自主的な地域防災活動を相互に連携して行うため、小学校通学区域に属する団体で構成される連絡会。

(2) 都市の防災機能の向上（政策企画課、安心安全課、まちづくり推進課、道路治水課、建築指導課）

- ①災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間や防災機能としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の非構造部材の耐震化に取り組みます。また、市役所本庁舎については、防災拠点の観点から、そのあり方の検討を進めていきます。
- ②住宅の安全性を高めるため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修を促進します。

主な取り組み

- ・耐震補強や修繕などによる道路橋の長寿命化
- ・学校施設の非構造部材の耐震化
- ・耐震診断や耐震改修工事への補助

指 標

項 目	住宅耐震化率
現状値	90.1%（平成 27 年度）
目標値	95.0%（平成 32 年度）

(3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

- ①入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ②地域防災力の向上のため、消防団の装備の充実や団員確保の取り組みなど、計画的な支援を実施します。

主な取り組み

- ・消防車両の更新
- ・団員確保の取り組みに対する支援

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）

- ①河川の治水機能を維持向上させるため、河川や水路及び排水ポンプの整備などを計画的に進めます。
- ②低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ③水害に対する意識を高めるため、洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップ*¹⁹² や、がけ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示した土砂災害ハザードマップ*¹⁹³ を活用し、避難に関する情報、避難時の心得、地形や災害履歴などの災害危険情報を市民に提供します。
- ④台風や集中豪雨などによる水害の防止、軽減を図るため、関係機関との調整により対策を進めます。また、地域の状況に応じた施設の整備や改修を進めます。

主な取り組み

- ・ハザードマップの改定
- ・排水ポンプの非常通報装置の設置
- ・排水ポンプの計画的な改修・交換
- ・浸水箇所における浸水対策工事の実施
- ・貯留浸透施設の維持管理



洪水ハザードマップ



土砂災害ハザードマップ

* 192 洪水ハザードマップ…大雨によって河川が氾濫した場合に浸水が予想される範囲などを地図上に示したものの。

* 193 土砂災害ハザードマップ…土砂災害の被害から市民の生命や財産を守ることを目的に、がけ崩れなどが発生した場合に、被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報を地図上に示したものの。

(5) 公共下水道（雨水）の整備（再掲）（下水道課）

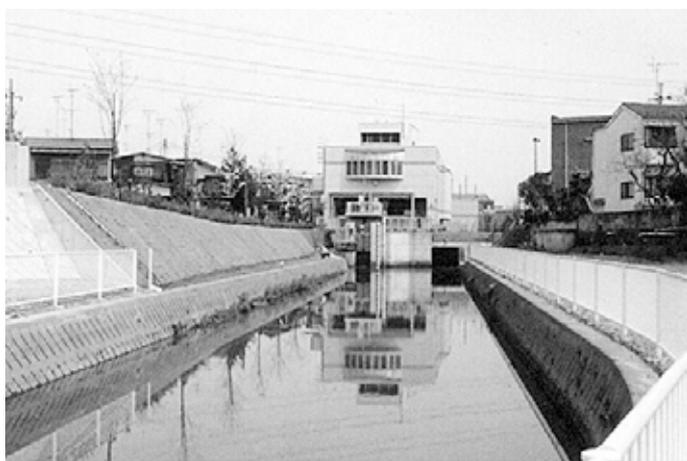
①水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの雨水排水対策施設の整備を計画的に進めます。また、治水機能のさらなる向上のため、関係機関との調整に努めます。

主な取り組み

- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業地内の整備
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業地内の整備
- ・別所雨水幹線の整備
- ・別所雨水ポンプ場の長寿命化と耐震化

指 標

項 目	公共下水道（雨水）の整備済区域面積
現状値	247.4ha（43.0%）（平成 27 年度）
目標値	274.4ha（47.7%）（平成 32 年度）



別所雨水ポンプ場

(6) 防犯体制の整備（安心安全課、道路治水課）

- ①犯罪の防止を図るため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ②市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。
- ③安全で安心な生活ができる環境を確保するため、防犯灯の設置及び改修に努めます。また、犯罪の抑止や早期解決への効果が期待される防犯カメラの設置を進めます。

主な取り組み

- ・富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画の推進
- ・ボランティア保険加入などの自主防犯パトロールに対する支援
- ・自主防犯活動リーダー研修の実施
- ・市内全ての防犯灯のLED化

指 標

項 目	市内犯罪率* 194
現状値	11.17 件（平成 27 年）
目標値	10.00 件（平成 32 年）

項 目	自主防犯活動リーダー講習会受講者数
現状値	148 人（平成 27 年度）
目標値	160 人（平成 32 年度）

(7) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ①地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

主な取り組み

- ・防災行政無線による犯罪情報の提供
- ・埼玉県作成のスマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」の「安心・安全サポートナビ」機能の周知啓発

* 194 市内犯罪率…人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数。

第8節 消費生活・市民相談の充実



1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。



2. 現状と課題

- ①市民相談に関する相談件数は、平成26年度1,122件、平成27年度1,081件と推移しており、特に法律に関する相談件数が多くなっています。
- ②消費生活に関する相談件数は、平成26年度676件、平成27年度636件と推移しており、その相談内容は複雑化、多様化していることから、様々な相談内容に対応できる体制を強化しました。
- ③富士見市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行し、消費生活相談の位置づけや消費生活相談員の資格と役割を明確化しました。
- ④消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、消費者の意識啓発を行っています。
- ⑤消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者の自立を支援するため、消費者教育を総合的かつ一体的に推進する取り組みや体制づくりが求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ①多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

主な取り組み

- ・ 広報ふじみ、ホームページによる相談内容、相談日などの周知

(2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ①市民の消費者被害を防ぐため、さらなる消費生活に関する情報提供や意識啓発の充実に取り組みます。また、地域の様々な団体などと連携を図り、近年増加している高齢者の消費者トラブルの防止に努めます。

主な取り組み

- ・ 消費生活講座の開催
- ・ 寸劇などによる悪質商法・詐欺などの未然防止のための啓発

第6章

市民参加・協働により、
豊かな自治をつくる人のまち

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第1節 市民自治の推進



1. 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。



2. 現状と課題

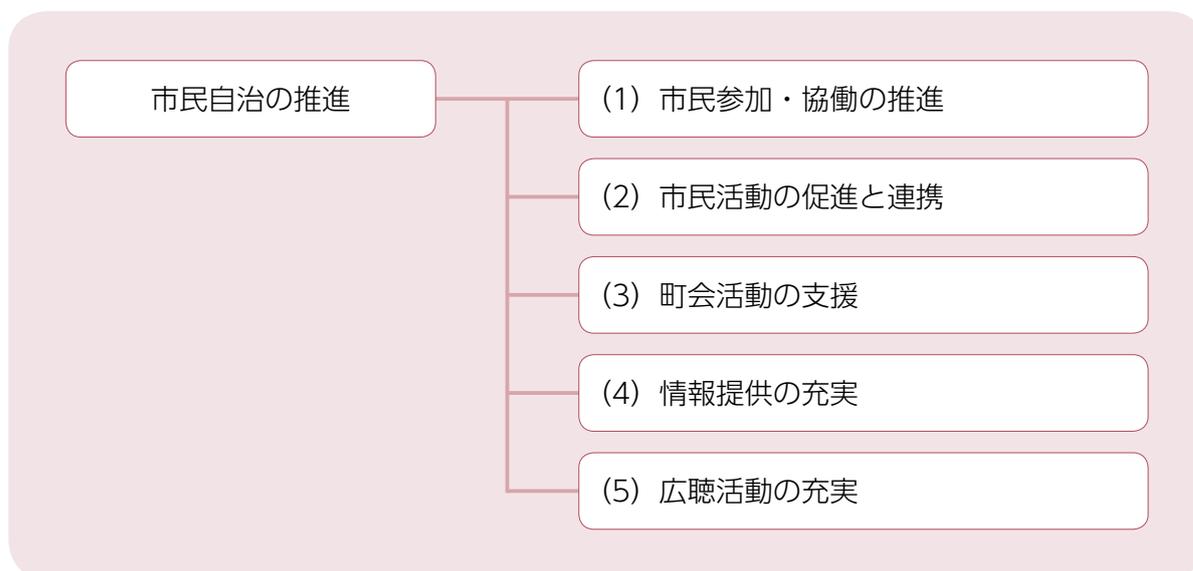
- ①自治基本条例*¹⁹⁵に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- ②富士見市に事務所がある NPO 法人は、平成 28 年 4 月現在で 26 団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。団体の活動促進のための PR や情報交換などを行い、地域活動の担い手としての広がりを図ることが必要です。
- ③市内には 55 の町会があり、地域の特徴を活かした様々な活動が行われています。少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化するなかで、市民の日常生活を支える地域コミュニティの形成は、その重要性が一層増しています。しかし、町会への加入率の低下や役員の後継者不足となっているところもあるため、地域力の向上に向けた支援を行う必要があります。

* 195 自治基本条例…市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。

- ④身近な地域の課題を解決し、より暮らしやすい地域づくりを進めていくため、地域住民が主体となり行政などと連携して取り組む地域まちづくり協議会*¹⁹⁶活動を支援しています。
- ⑤市民の声を市政に反映させるため、市長へのメールやFAXなどによる広聴活動を行っています。タウンミーティング*¹⁹⁷は幅広い市民に参加してもらえる取り組みが必要です。
- ⑥市民のアイデアをいかした協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度*¹⁹⁸に取り組んでいます。



3. 施策の体系図



* 196 地域まちづくり協議会…概ね小学校区を活動地域として、その地域住民や事業を行う個人・企業などが地域の課題を住民主体で話し合い、解決に向けて取り組んでいく組織。

* 197 タウンミーティング…これからのまちづくりに活かすため、市政への意見や提案などを市民と意見交換する集会。

* 198 協働事業提案制度…市民と市の協働事業により、公共的な課題の解決を図るとともに、市民のアイデアをいかしたまちづくりの推進を目的とした制度。



4. 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ①市民の知恵と力を生かした、市民との協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメント*¹⁹⁹の実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ②市民団体や NPO 法人などとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ③地域まちづくり協議会の組織化を促進するなど、行政との連携により地域課題を解決できる市民主体のまちづくりをともに進めます。

主な取り組み

- ・地域まちづくり協議会の設立及び運営の支援
- ・協働事業提案制度による協働事業提案及びアイデア提案の募集
- ・富士見ふるさと祭りに対する支援

指 標

項 目	地域まちづくり協議会の設立地域数（累計）
現状値	5 地域（平成 27 年度）
目標値	10 地域（平成 32 年度）



地域まちづくり協議会活動の様子

* 199 パブリックコメント…市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定にいかしていく仕組み。

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課、地域文化振興課、生涯学習課）

- ①市民、市民団体、NPO 法人などが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- ②職員を講師として派遣する「富士見市協働によるまちづくり講座」を継続して開催することで、市民や様々な団体に市政やまちづくりに関する情報、学習の機会を提供します。

主な取り組み

- ・市民団体に対する市民活動保険*²⁰⁰による活動の支援
- ・富士見市協働によるまちづくり講座の開催

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ①防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入を促すため、町会との連携を進めます。
- ②町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

主な取り組み

- ・転入者への町会加入促進のためのリーフレットの配布
- ・集会所及び掲示板の維持管理
- ・町会立集会所の運営支援
- ・町会運営に関する相談受付やアドバイス
- ・町会と行政が円滑な連携を行うための関係各課との調整

指 標

項 目	市民意識調査 コミュニティ活動の推進の満足度
現状値	48.6%（平成 27 年度）
目標値	51.0%（平成 32 年度）

* 200 市民活動保険…市民活動団体に属してボランティア活動などの公益的な活動を行う方を対象に、活動中に起きた事故による傷害や賠償責任を、市が保険料を負担して補償する制度。

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、総務課、政策企画課）

- ①行政情報を迅速に分かりやすく提供するとともに、市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用できるように研究していきます。
- ②タウンミーティングの開催などにより情報提供や意見交換の場を充実し、市民の意見を反映したまちづくりを進めます。
- ③個人情報の保護に留意しながら、情報公開を一層推進し、透明性の高い行政運営を進めます。

主な取り組み

- ・ 広報紙、ホームページによる情報提供の充実
- ・ SNS * 201 による情報の発信
- ・ ホームページのリニューアル、スマートフォンへの対応
- ・ 報道機関への記事提供

指 標

項 目	市民意識調査 市ホームページの運営の満足度
現状値	37.1%（平成 27 年度）
目標値	51.0%（平成 32 年度）

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

- ①市民の声を市政に反映させるため、市長メールや懇談会などを充実します。また、寄せられた市民の声を庁内で共有し、その対応状況を分かりやすくホームページなどで公開します。

主な取り組み

- ・ 市長へのメールや手紙などの回答のホームページでの公表
- ・ 市政懇談会の開催

* 201 SNS…Social Networking Service の略。利用者間の交流を支援するコミュニティ型のウェブサイト。

第2節 計画的な総合行政の推進



1. 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価*²⁰² 制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。



2. 現状と課題

- ① 少子高齢化の進展や経済情勢の変化、減災・防災対策、地域主権の拡充など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた資源を有効に活用し、時代の変化を的確に捉えた効果的な施策の推進に努める必要があります。
- ② 質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、事務事業の見直しなど、行財政改革を推進する必要があります。
- ③ 民間活力の導入については、指定管理者制度やPFI*²⁰³ など最も適した手法を選択しながら取り組んできました。今後も市民サービスの向上と効率的な行政運営を推進していくため、新たな公共の担い手となりうる主体との連携・協働など多様な手法を検討していく必要があります。
- ④ 市役所の窓口サービス改善のため、休日開庁や出張所の業務時間延長、総合的な窓口整備などに取り組んできました。平成27年度に実施した市民意識調査結果では、窓口サービスの改善に満足している人が前回調査より0.4ポイント増加して60.4%となっています。今後も、市民の多様な生活スタイルに合わせた窓口サービスの改善に取り組んでいく必要があります。

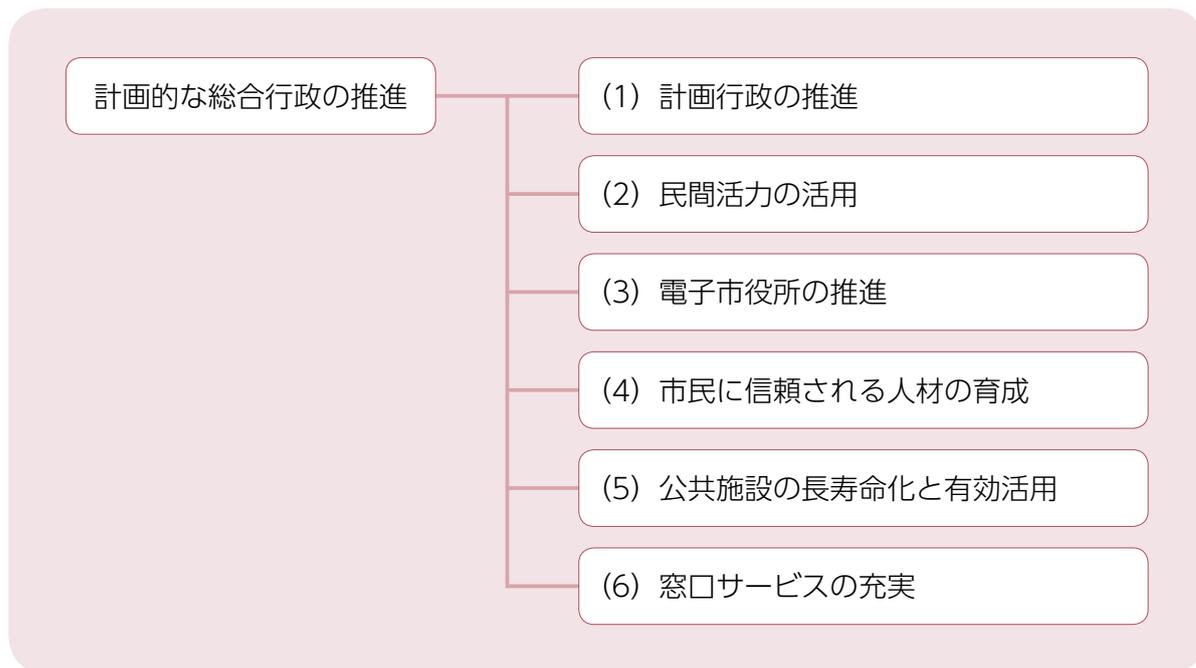
* 202 行政評価…市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。

* 203 PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

- ⑤コンピュータシステムの運用は行政サービスの提供に必要不可欠なものであり、セキュリティに万全を期するとともに、災害時への対応や停電時にも必要最小限の事務が継続できるよう対策を講じています。今後も、ICTを活用した市民サービスの拡充を推進するとともに、情報セキュリティの対応を強化していく必要があります。
- ⑥マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）*²⁰⁴については、地方公共団体などとの情報連携に向けて、特定個人情報*²⁰⁵等に関する安全管理措置の徹底や国のスケジュールに基づき取り組んでいくとともに、マイナンバーカードの独自利用についての検討を進めていく必要があります。
- ⑦公共施設の老朽化に対応し、修繕や大規模改造工事などを行っていますが、公共施設等総合管理方針*²⁰⁶に基づき、各公共施設の状況を踏まえた効率的な管理運営の検討や、施設の長寿命化に向けた改修工事などを計画的に進めていく必要があります。



3. 施策の体系図



* 204 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）…行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。
 * 205 特定個人情報…マイナンバー（個人番号）やマイナンバーの代わりとなる記号などをその内容に含む個人情報。
 * 206 公共施設等総合管理方針…市が所有している公共施設等について、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置の実現を目的にした方針。



4. 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策企画課）

- ①地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価、予算、組織が連動した行政運営を進めます。
- ②富士見市キラリと輝く創生総合戦略*²⁰⁷に基づく施策を推進していきます。
- ③利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市キラリと輝く創生総合戦略の推進
- ・ 富士見市第6次行財政改革大綱及び行動計画の推進
- ・ 第15回富士見市民意識調査の実施

指 標

項 目	市民意識調査 行財政改革の満足度
現状値	24.6%（平成27年度）
目標値	30.0%（平成32年度）

(2) 民間活力の活用（政策企画課）

- ①市民サービスの向上に向けて、施設の運営方法や業務の内容に応じ、適切な手法による民間活力の導入を進めます。

主な取り組み

- ・ 図書館など公共施設の指定管理者制度による運営
- ・ 水道料金徴収などの民間活力の活用

* 207 キラリと輝く創生総合戦略…人口減少の克服と本市をさらに輝かせ、賑わいと魅力を向上させていくための成長戦略。

(3) 電子市役所の推進（情報システム課）

- ①各種電子申請*²⁰⁸など、利用者の視点に立ったICTの活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。
- ②コンピュータシステムの高度化を進め、安全で安定的な情報システムの運用を推進するとともに、災害時におけるシステムの早期復旧に努めていきます。
- ③既存のシステムの更新にあたっては、検証や評価を行い、セキュリティやコストなどを踏まえ、導入方法を検討していきます。

主な取り組み

- ・各種システムの安定した運用

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ①質の高い行政運営を推進するため、様々な研修や人事評価制度の活用などにより、職員の意識改革や能力向上など、人材育成に努めます。
- ②職員一人ひとりが意欲を持って行政課題や業務改善に取り組み、やりがいを感じながら働くことができる環境の整備を進めます。

主な取り組み

- ・人事評価制度の実施
- ・接遇向上や能力向上を目指した各種研修の実施
- ・行政課題への対処方法を学び、事務改善や政策提案につなげる課題研究などの実施

* 208 電子申請…申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。

(5) 公共施設の長寿命化と有効活用（管財課）

- ①公共施設の老朽化が進む中で、公共施設等総合管理方針に基づき、施設の有効活用などそのあり方や長寿命化に向けた検討を行うとともに、大規模改修など施設の維持管理にかかる費用の平準化を図るため、計画的な改修工事を進めていきます。

主な取り組み

- ・施設保全計画の検討

(6) 窓口サービスの充実（政策企画課、各窓口担当課）

- ①市民の多様な生活スタイルに合わせて、現在実施している休日開庁などの取扱業務や実施方法の改善に取り組み、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。

主な取り組み

- ・市役所本庁舎の休日開庁の実施
- ・市役所本庁舎の毎週木曜日午後 7 時までの窓口開庁の実施
- ・西出張所の月 1 回午後 8 時までの開庁の実施

指 標

項 目	市民意識調査 窓口サービスの改善の満足度
現状値	60.4%（平成 27 年度）
目標値	70.0%（平成 32 年度）

第3節 健全な財政運営



1. 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源*²⁰⁹の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。



2. 現状と課題

- ①健全な財政運営を維持できるよう、中長期視点での計画的な行財政運営に努めていく必要があります。
- ②自主財源比率*²¹⁰は、県内市平均に比べて低いため、自主財源を安定的に確保するための施策を展開することが重要な課題になっています。
- ③健全化判断比率*²¹¹は、いずれも基準を満たしていますが、引き続き、将来の債務負担の減少に努める必要があります。
- ④富士見市健全な財政運営に関する条例*²¹²に基づき、健全な財政の維持・向上を図るため、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備と計画的な施策の実施が求められます。



3. 施策の体系図



* 209 自主財源…市の収入のうち、市税など国や県に依存しないで独自に調達できる収入のこと。
* 210 自主財源比率…収入総額に対し、自主財源の占める割合のこと。
* 211 健全化判断比率…財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために作成している4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のこと。
* 212 健全な財政運営に関する条例…地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指した条例。



4. 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（財政課）

- ①財務諸表*²¹³ や条例に基づく財政運営判断指標などの分析、中期財政計画*²¹⁴ を踏まえ、事業の見直しや選択により、健全な財政運営に努めます。
- ②広報紙やホームページなどにより、わかりやすい財政資料の提供に努めます。

主な取り組み

- ・中期財政計画の策定
- ・財政に関する情報をわかりやすく公表

指 標

項 目	財政力指数* ²¹⁵
現状値	0.768（平成27年度）
目標値	0.800（平成29年度）

項 目	経常収支比率* ²¹⁶
現状値	87.3%（平成27年度）
目標値	88.0%以下（平成29年度）

- * 213 財務諸表…単式簿記では把握しづらい資産や負債の状況、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするために作成している4つの表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のこと。
- * 214 中期財政計画…将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。
- * 215 財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が大きいほど財政的に豊かであり、「1」を超えると、普通交付税の不交付団体となる。
- * 216 経常収支比率…地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、数値が小さいほど財政的に余裕があり、数値が大きいほど自由に使える財源が少なく、財政構造が硬直化していることを示す。

(2) 自主財源の確保（政策企画課、財政課、収税課、各債権担当課）

- ①計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ②市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。また、市の債権の適正管理に取り組みます。
- ③市有財産の有効活用や広告収入などの自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化に努めます。

主な取り組み

- ・市税及び国民健康保険税の徴収及び納税相談
- ・ペイジー口座振替受付サービス*²¹⁷の導入
- ・ホームページのバナー広告*²¹⁸やモニター広告による自主財源の確保
- ・まちづくり寄附（ふるさと納税）の実施

指 標

項 目	市税収納率（現年度分・滞納繰越分）
現状値	94.7%（平成 27 年度）
目標値	96.6%（平成 32 年度）

* 217 ペイジー口座振替受付サービス…口座振替申込手続きを、キャッシュカードを用いて、端末により受付をするサービス。

* 218 バナー広告…ウェブサイト内に広告画像を貼り付け、広告画像から広告主のウェブサイトへのリンクを設定することで、広告主のウェブサイトの宣伝または閲覧の促進を図るインターネット上の広告。

第4節 広域行政の推進



1. 施策の方向性

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。



2. 現状と課題

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野について、事務の効率化のため、近隣市町で構成する一部事務組合*²¹⁹（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ②職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行うため、広域連合で共同処理をしています。
- ③ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っているほか、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ④ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の受・委託を行っています。
- ⑤近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ⑥ふじみ野市、三芳町と共同で自転車安全利用や市内3駅周辺の放置自転車対策に取り組んでいます。
- ⑦広域幹線道路の整備を促進するため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。
- ⑧近隣市町と連携して、小児医療をはじめ救急医療体制を整備しています。
- ⑨あいサポート運動や生活困窮者学習支援などを、三芳町と連携して取り組んでいます。

* 219 一部事務組合…複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。

⑩ふじみ野市、三芳町と連携して病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センターの相互利用を行っています。

⑪防犯、子育て支援、就労分野などにおいても他の自治体と連携して取り組んでいます。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策企画課）

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野については、一部事務組合において共同処理することにより、事務の効率化を進めます。
- ②さらなる効率化を進めるため、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合を進めます。
- ③今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めます。

第 3 部 第 5 次基本構想

第1章 本市の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

●人間尊重と市民生活優先のまちづくり

私たちは、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、市民の福祉の向上を目指して、市民の誰もが富士見市に住んでよかったと心から実感できる市民生活優先のまちづくりを進めます。

●ともに考え、ともに行動する市民協働のまちづくり

私たちは、豊かな自治の実現を目指して、様々な行政課題や身近な地域の課題解決に向けて、市民と行政の相互理解と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出しあう協働によるまちづくりを進めます。

●人と自然が共生するまちづくり

私たちは、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に継承していくとともに、地球環境保全のため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、自然と共生するまちづくりを進めます。

第2節 将来都市像

基本構想の基本理念に基づき、私たちが目指すまちの姿を次のように定めます。



富士見市は、恵まれた自然環境と先人が培ってきた歴史、文化を礎に、社会情勢の変化に合わせ、福祉や教育、都市基盤整備など市民生活に必要な各種の施策を行うとともに、多様な市民活動に支えられながら発展してきました。

このまちづくりをさらに豊かなものにしていくために、様々な社会経験や見識、価値観を持つ市民（ひと）がまちづくりの主体となり、市民同士や市民と行政がお互いに連携し、支えあうことで、活気や笑顔にあふれ（キラリとかがやく）、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうという思いを込め、将来都市像を「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」とします。

また、私たちが今必要としているのは、地域の力を活かし、地域のまちづくりを進める仕組みです。市民相互の交流により信頼の絆が結ばれ、人と人とのふれあいの輪（和）を広げることで地域の和を深め、身近な課題などを地域が主役となって取り組み、『住み続けたい、住んでみたいまち』を創っていくことを目指し、「～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」を設定しました。

なお、「キラリ」は、歴史、自然、地場産品、ものづくりの技術など本市を彩る地域資源を活かすことによるまちの個性の輝き、自然環境の特徴である河川（荒川・柳瀬川・新河岸川）の水面の輝き、また、富士見市の象徴的な施設である市民文化会館キラリふじみを表すことで、将来都市像における本市の固有性を表現しています。

第3節 基本目標

1 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

2 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

3 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

4 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

5 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

6 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

第4節 目標年度と人口

■ 1 計画の期間

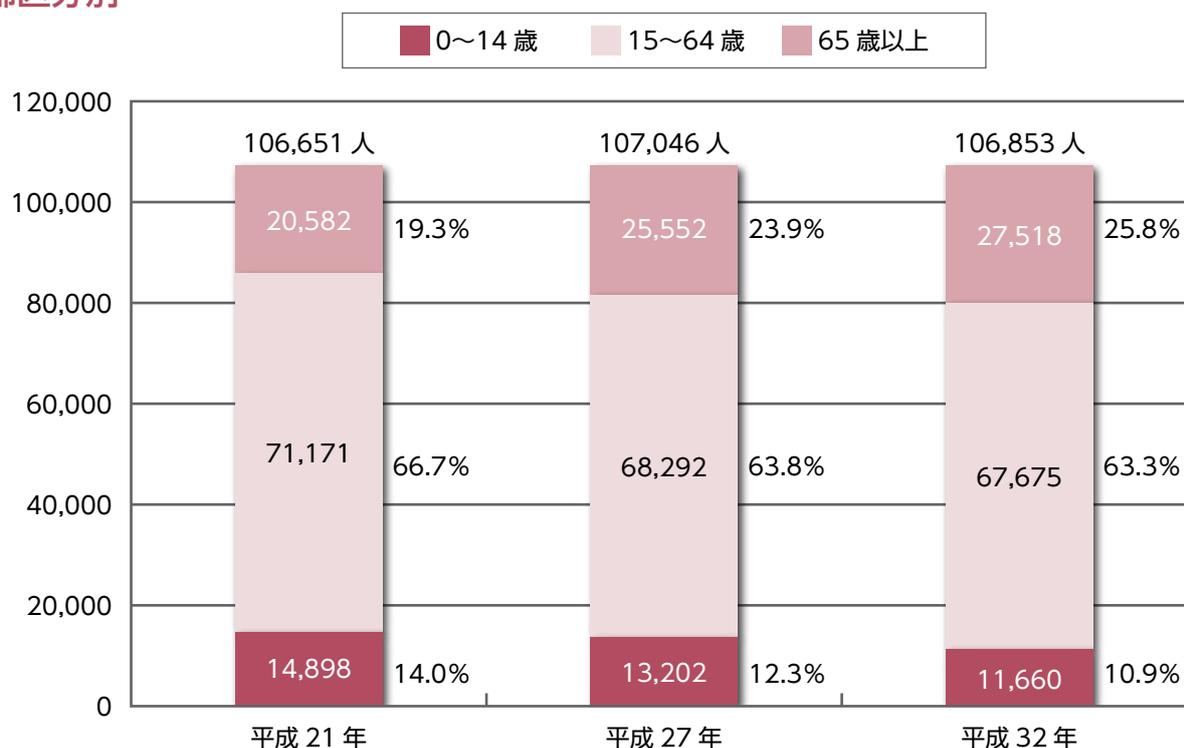
本構想の計画期間は、平成 23 年度（2011）から、平成 32 年度（2020）までの 10 年間とします。

■ 2 将来人口

平成 32 年度の富士見市の人口は、107,000 人と想定します。

【参考】 コーホート要因法*による推計を基本に、今後見込まれる開発要因を加えて推計しています。
将来人口は、これに第 5 次基本構想で掲げる施策効果を踏まえ、107,000 人としています。

年齢区分別



* コーホート要因法…男女別・5 歳階級別の人口について、将来の出生・死亡、転出入の要因を考慮して推計する方法。

第5節 土地利用構想

■ 1 土地利用の基本方針

土地は、市民の快適で安全・安心な生活を支えるとともに、地域固有の自然や歴史・文化を守り育て、まちの活力を生み出すかけがえのない財産です。

土地利用は、良好な居住環境の維持・向上、地域らしさを創出する自然環境の保全・活用、活力とにぎわいのある産業経済活動の場の形成、魅力的な都市景観の形成などに配慮しながら、総合的かつ計画的に進めることが大切です。

本市は、首都 30km 圏に位置し、水と緑豊かな自然に恵まれ、市内の 3 駅を中心に住宅が広がり商業などの都市機能が集積し、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきました。

しかし、近年、少子高齢化、経済の低迷などの社会情勢を背景に、商店などの事業所の減少や後継者不足などが深刻化しており、都市や産業の活力低下が懸念されています。また、自然環境と居住環境の調和や都市基盤の整備など課題は様々ありますが、災害などに強い安全・安心なまちづくり、居住と産業のバランスがとれたまちづくりを望む市民の声が多くなっています。

このような現状と課題を踏まえ、本市の地域特性を最大限に活かし、「ひととまちがキラリとかがやく」魅力的なまちづくりを着実に進めるため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 安全で快適な暮らしをつくる

本市の地理的・交通的条件、自然環境や市街地の整備状況などを踏まえ、災害に対する安全性や生活利便性の向上など、誰もが生活しやすい土地利用を図ります。

土地利用の推進にあたっては、移動の円滑化や防災機能の向上などを図るため、道路整備や公園などの都市基盤整備を地域の実情に応じた手法により進めます。

(2) 都市の魅力・活力をつくる

魅力とにぎわいを創り出し、まちの活力を高めるため、商業・業務などの都市機能の集積と、良好なまち並みづくりを進めます。

また、国道沿道などにおいて、新たな産業の立地や集積を促進します。

地域活力の維持・創出を図るため、田園環境や農業生産基盤を維持しながら、自然環境と調和した秩序ある計画的な土地利用を進めます。

(3) 自然と共生し、後世に引き継ぐ

低地部に広がる田園地帯や点在する緑地、湧水などの自然環境は、富士見らしさを醸し出し、生活にやすらぎとうるおいを与えるとともに、地球環境にもやさしい貴重な資源です。

これらの多面的な機能を持続するため、適正な保全と活用に努め、後世に引き継ぎます。

■ 2 広域・地域の空間ネットワーク

市内外の移動の円滑化や地域資源のネットワーク化を目指し、利用しやすい道路空間の確保を図ります。

<交通の軸>

本市の交通軸は、市域のほぼ中央を富士見川越道路が、また市域の西部を国道 254 号と東武東上線がそれぞれ縦断しています。さらに市の南東部には、国道 463 号が横断しています。都市間を結ぶ広域幹線道路の整備促進や、それを補完し地域の拠点を結ぶ幹線道路などの整備を進め、交通の利便性や安全性を高めます。

<時を伝えるネットワーク>

市内には、河川、斜面林、歴史公園、古の道など観光資源や地域に根付いた資源があります。これらを骨格とするネットワークを形成し、自然や周辺の地域資源とふれあえる場づくりを進めます。

第2章 施策の大綱

【施策体系図】

将来都市像

ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市
 人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり

基本目標

- 1 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち
- 2 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち
- 3 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち
- 4 にぎわいと活力をつくる人のまち
- 5 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち
- 6 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

基本施策（大柱）

- (1) 子育て支援の充実
(2) 子どもの教育の充実
(3) 青少年の健全育成支援
- (1) 健康づくりの推進
(2) 地域医療体制の充実
(3) 地域福祉の充実
(4) 高齢者福祉の充実
(5) 障がい者福祉の充実
(6) 社会保障の充実
- (1) 人権の尊重
(2) 生涯にわたる学習・教育環境の充実
(3) 市民文化の創造
(4) スポーツ・レクリエーションの推進
(5) 文化財の保存と活用
- (1) 農業の振興
(2) 商工業の振興
(3) 勤労者福祉の充実
(4) 地域活性化の推進
- (1) 計画的な土地利用の推進
(2) 水と緑の保全と活用
(3) 循環型社会の形成と生活環境の保全
(4) 市街地の整備
(5) 道路・交通環境の整備
(6) 上下水道の整備
(7) 防災・防犯対策の充実
(8) 消費生活・市民相談の充実
- (1) 市民自治の推進
(2) 計画的な総合行政の推進
(3) 健全な財政運営
(4) 広域行政の推進

第1節 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

(1) 子育て支援の充実

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

(2) 子どもの教育の充実

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

(3) 青少年の健全育成支援

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

第2節 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

(1) 健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

(2) 地域医療体制の充実

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉の充実

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいづくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

(5) 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

(6) 社会保障の充実

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

第3節 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

(1) 人権の尊重

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

(2) 生涯にわたる学習・教育環境の充実

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

(3) 市民文化の創造

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

(5) 文化財の保存と活用

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

第4節 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

(1) 農業の振興

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

(2) 商工業の振興

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

(3) 勤労者福祉の充実

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生に努めます。

(4) 地域活性化の推進

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人を訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

第5節 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

(1) 計画的な土地利用の推進

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

(2) 水と緑の保全と活用

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

(3) 循環型社会の形成と生活環境の保全

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

(4) 市街地の整備

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

(5) 道路・交通環境の整備

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

(6) 上下水道の整備

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

(7) 防災・防犯対策の充実

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

(8) 消費生活・市民相談の充実

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

第6節 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

(1) 市民自治の推進

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

(2) 計画的な総合行政の推進

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

(3) 健全な財政運営

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

(4) 広域行政の推進

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

第 4 部 資料

財政見通し【中期財政計画（平成29年1月策定）】

市では、「健全な財政運営に関する条例（平成24年4月施行）」に基づき、将来にわたって計画的な財政運営を行っていくため、毎年度、総合計画と整合性を図った上で中期的な財政見通しに基づく財政計画を策定しています。

平成29年度から平成33年度の5年間における財政見通しは、歳入の骨格をなす市税が評価替えや償却資産の減価償却などによる固定資産税の減少などにより、緩やかに減少することや、歳出のうち、少子高齢化の影響により扶助費が増加することなどから、今後も厳しい財政状況が続く見込みです。

歳入の見込額

(単位 百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
自主財源	18,044	17,346	17,050	17,335	16,996
市税	15,141	14,883	14,914	14,864	14,454
繰入金	1,344	992	710	1,046	1,119
繰越金	291	253	253	252	250
その他	1,268	1,218	1,173	1,173	1,173
依存財源	16,516	16,285	14,816	14,957	15,404
地方譲与税等	1,847	1,847	1,913	2,282	2,282
地方交付税	3,100	3,300	3,300	3,100	3,400
国・県支出金	7,923	7,737	7,608	7,662	7,709
市債	3,646	3,401	1,995	1,913	2,013
合 計	34,560	33,631	31,866	32,292	32,400

※普通会計（一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計）ベースの推計。

用語解説



自主財源：市が自主的に収入できる財源
 市 税：市民税、固定資産税など
 繰 入 金：財政調整基金などの基金の取崩し
 繰 越 金：前年度から繰り越された財源
 依 存 財 源：国や県の意思により交付されるため、市が自主的に収入できない財源
 地方譲与税等：自動車重量譲与税など国税の一定割合が国から交付される財源
 地方交付税：用途を限定されず国から交付される財源
 国・県支出金：特定の目的のため国または県から交付される財源
 市 債：借金による収入

歳出の見込額

(単位 百万円)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
義務的経費	17,200	17,470	17,596	17,853	17,936
人件費	5,062	5,024	4,863	4,834	4,795
扶助費	9,503	9,724	9,848	9,973	10,102
公債費	2,635	2,722	2,885	3,046	3,039
投資的経費	4,942	3,558	1,650	1,678	1,678
物件費	5,082	5,055	5,053	5,146	5,131
補助費等	4,608	4,634	4,590	4,576	4,550
繰出金	2,460	2,604	2,667	2,729	2,795
その他	268	310	310	310	310
合 計	34,560	33,631	31,866	32,292	32,400

用語解説



義務的経費：支出が義務付けられている経費

人 件 費：職員給与、議員報酬など

扶 助 費：子育てや高齢者福祉などの社会保障関係経費

公 債 費：借金の返済

投資的経費：道路や建物など資本の形成に向けられる支出

物 件 費：上記以外の消費的性質の経費

補 助 費 等：負担金、補助金など、他市町村・団体に対する現金的給付に係る経費など

繰 出 金：市の他の会計へ支出する経費

基金の残高見込額

(単位 百万円)

基金区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
財政調整基金	2,072	1,533	1,276	683	16
公共施設整備基金	761	582	404	225	47
緑地保全基金	668	771	873	976	1,078
文化振興基金	66	66	66	66	66
まちづくり寄附基金	47	46	45	44	43
産業振興基金	9	18	27	37	46
合 計	3,623	3,016	2,691	2,031	1,296

地方債の残高見込額

(単位 百万円)

会計区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
一般会計	22,206	22,595	22,200	21,609	21,106
鶴瀬駅西口土地区画 整理事業特別会計	1,057	862	698	560	438
鶴瀬駅東口土地区画 整理事業特別会計	1,166	1,835	1,702	1,492	1,282
合計(普通会計)	24,429	25,292	24,600	23,661	22,826

策定の経過

庁議（行政会議）

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 1月12日	・後期基本計画策定方針について
第2回	平成28年11月 4日	・後期基本計画案について
第3回	平成29年 1月31日	・議会提出予定案件について

後期基本計画検討委員会（庁内委員会）

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 3月 2日	・中期基本計画第1・2章の進捗状況・課題等の確認・検討
第2回	平成28年 3月17日	・中期基本計画第3章の進捗状況・課題等の確認・検討
第3回	平成28年 3月18日	・中期基本計画第3・4章の進捗状況・課題等の確認・検討
第4回	平成28年 3月24日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第5回	平成28年 3月25日	・中期基本計画第5章の進捗状況・課題等の確認・検討
第6回	平成28年 3月28日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第7回	平成28年 6月28日	・後期基本計画案第1・2章の検討
第8回	平成28年 6月29日	・後期基本計画案第3・4章の検討
第9回	平成28年 6月30日	・後期基本計画案第4・5章の検討
第10回	平成28年 7月 6日	・後期基本計画案第6章の検討
第11回	平成28年 8月24日	・後期基本計画案の検討
第12回	平成28年 9月23日	・後期基本計画案の検討
第13回	平成28年10月18日	・後期基本計画案の検討
第14回	平成29年 1月16日	・後期基本計画案に対する意見募集結果等について

後期基本計画アドバイザー

長野 基 氏（首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 准教授）

項目	日程	検討・協議内容等
意見交換会	平成28年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係及び就労支援関係 ・まちづくり支援関係 ・指標設定や評価方法について

総合計画審議会

回数	日程	検討・協議内容等
第1回	平成28年 3月 2日	・委嘱状交付 ・諮問 ・スケジュールについて ・中期基本計画概要について
第2回	平成28年 3月 16日	・中期基本計画第1・2章の進捗状況・課題等の確認・検討
第3回	平成28年 3月 25日	・中期基本計画第2・3・4章の進捗状況・課題等の確認・検討
第4回	平成28年 4月 13日	・中期基本計画第5・6章の進捗状況・課題等の確認・検討
第5回	平成28年 7月 22日	・後期基本計画案第1・2章の検討
第6回	平成28年 7月 27日	・後期基本計画案第2・3・4章の検討
第7回	平成28年 8月 3日	・後期基本計画案第5・6章の検討
第8回	平成28年 10月 27日	・後期基本計画案の検討
第9回	平成29年 1月 20日	・後期基本計画案に対する意見募集結果等について
	平成29年 1月 27日	・後期基本計画答申

議会関係

項目	日程	検討・協議内容等
説明・意見交換会	平成28年 11月 17日	・後期基本計画案について

地域説明会

日程	会場	参加者
平成28年 11月 17日	鶴瀬コミュニティセンター	18人
平成28年 11月 22日	みずほ台コミュニティセンター	18人
平成28年 11月 24日	鶴瀬西交流センター	18人
平成28年 11月 25日	南畑公民館	15人
平成28年 11月 28日	水谷東公民館	29人
平成28年 11月 29日	ふじみ野交流センター	9人
平成28年 12月 5日	水谷公民館	61人

パブリックコメント

意見募集の実施方法

- (1) 募集期間 平成 28 年 11 月 18 日～12 月 18 日
- (2) 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- (3) 計画案の閲覧及び用紙の配布場所 市役所「市政情報コーナー」、市役所「政策企画課」、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市役所ホームページ
- (4) 意見提出方法 郵送、持参、ファックス、電子メール

意見提出件数

第 1 章「未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち」	18 件
第 2 章「健康で生きいき、相互に支えあう人のまち」	4 件
第 3 章「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」	29 件
第 4 章「にぎわいと活力をつくる人のまち」	24 件
第 5 章「安全・安心、快適な地域をつくる人のまち」	11 件
第 6 章「市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち」	9 件
その他	6 件
合計	101 件

富士見市総合計画審議会条例

平成元年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、富士見市総合計画について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって終了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 10 月 4 日条例第 16 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 15 日条例第 40 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 14 日条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（富士見市基本構想審議会条例の一部改正等に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に富士見市基本構想審議会委員、富士見市立小・中学校学区審議会委員、富士見市放置自転車等対策審議会委員、富士見市下水道事業審議会委員又は富士見市上水道事業審議会委員である者の任期は、第 1 条の規定による改正後の富士見市基本構想審議会条例の規定、第 2 条の規定による改正後の富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、第 3 条の規定による改正後の富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、第 4 条の規定による改正後の富士見市下水道事業審議会条例の規定又は第 5 条の規定による改正後の富士見市上水道事業審議会委員条例の規定にかかわらず、改正前の富士見市基本構想審議会条例の規定、富士見市立小・中学校学区審議会条例の規定、富士見市自転車等の放置防止に関する条例の規定、富士見市下水道事業審議会条例の規定又は富士見市上水道事業審議会委員条例の規定により委嘱又は任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 6 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市総合計画審議会名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	小 山 健次郎	NPO 法人富士見市民大学
副会長	岩 田 仁	特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター
委 員	臼 杵 洋 子	富士見市民生委員児童委員協議会連合会
委 員	大久保 勇 次	富士見市町会長連合会
委 員	大曾根 規 夫	富士見市農業青年会議所
委 員	加 治 浩 史	富士見市商工会
委 員	金 子 雄 一	公 募
委 員	高 橋 千代子	富士見市私立幼稚園協会
委 員	三 宅 宣 之	社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
委 員	森 川 達 也	富士見市 PTA 連合会 ※平成 28 年 6 月 27 日 退任
委 員	守 山 義 一	公 募
委 員	吉 田 和 彦	富士見市消防団
委 員	吉 原 智 博	富士見市 PTA 連合会 ※平成 28 年 7 月 22 日 就任

※敬称略 50 音順

富士見市総合計画審議会への諮問及び答申

富 政 第 4 5 号
平成 2 8 年 3 月 2 日

富士見市総合計画審議会会長 様

富士見市長 星 野 信 吾

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について（諮問）

このことについて、富士見市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画についての調査及び審議
（関連資料等については順次提出します）

2 答申希望時期

平成 28 年 11 月

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

富士見市長 星 野 光 弘 様

富士見市総合計画審議会
会 長 小 山 健 次 郎

富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について（答申）

平成 28 年 3 月 2 日付け富政第 45 号で諮問のありました富士見市第 5 次基本構想後期基本計画について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおりとしましたので答申します。

なお、本審議会や地域説明会などで寄せられた多くの市民の意見を踏まえ、将来都市像である「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

第14回 市民意識調査の概要



1. 調査項目

- (1) 調査地域 富士見市全域
- (2) 調査対象 18歳以上の市民 (3,000人)
- (3) 調査方法 郵送調査
- (4) 調査期間 平成27年7月8日～7月27日
- (5) 回収数(率) 1,303人 (43.4%)
- (6) 主な調査内容
 - 住みごっこち・定住意識
 - 市の34施策に対する評価(満足度・重要度・不満な理由)
 - 今後のまちづくり



2. 結果概要

(1) 総括

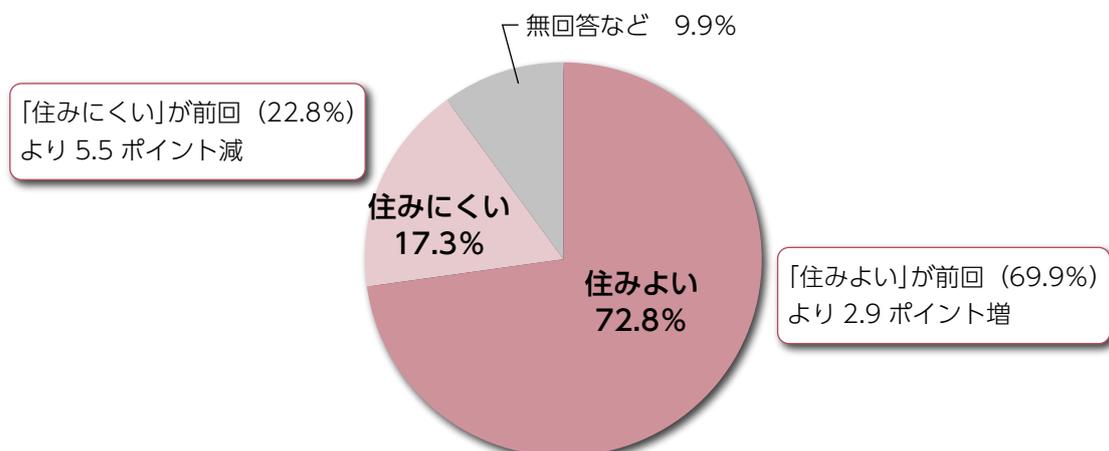
経年変化を調査している、「住みごっこち」「定住意識」は、ともに7割以上が「住みよい」又は「住み続けたい」と回答し、前回調査よりもポイントは上昇している。

また、市の施策に対する満足度は、34施策中29施策で満足度が不満度を上回っている。

(2) 各調査項目の概要

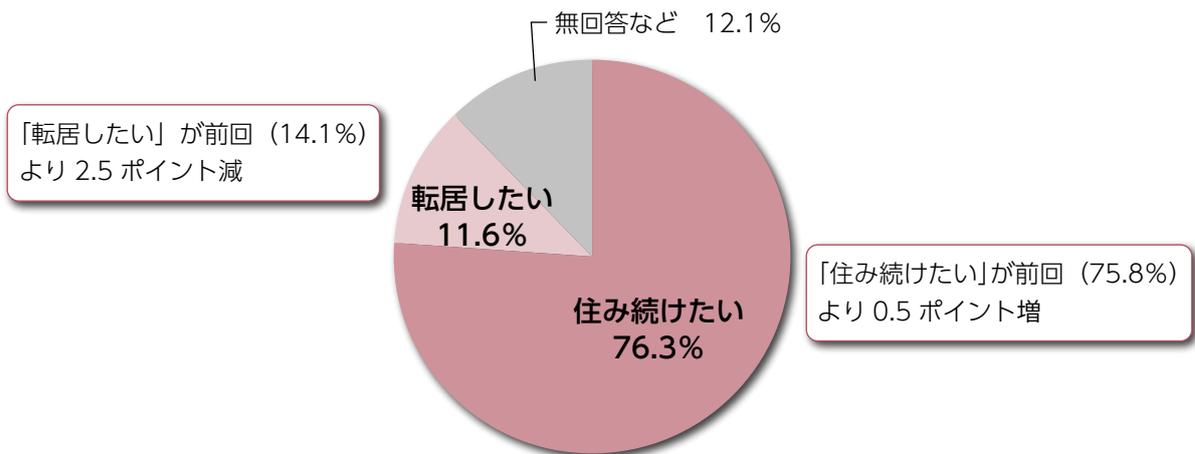
①住みごっこち

- ・72.8%が「住みよい」と回答(前回より2.9ポイント増)



②定住意識

・76.3%が「住み続けたい」と回答（前回より0.5ポイント増）



③市の34施策に対する評価の概要

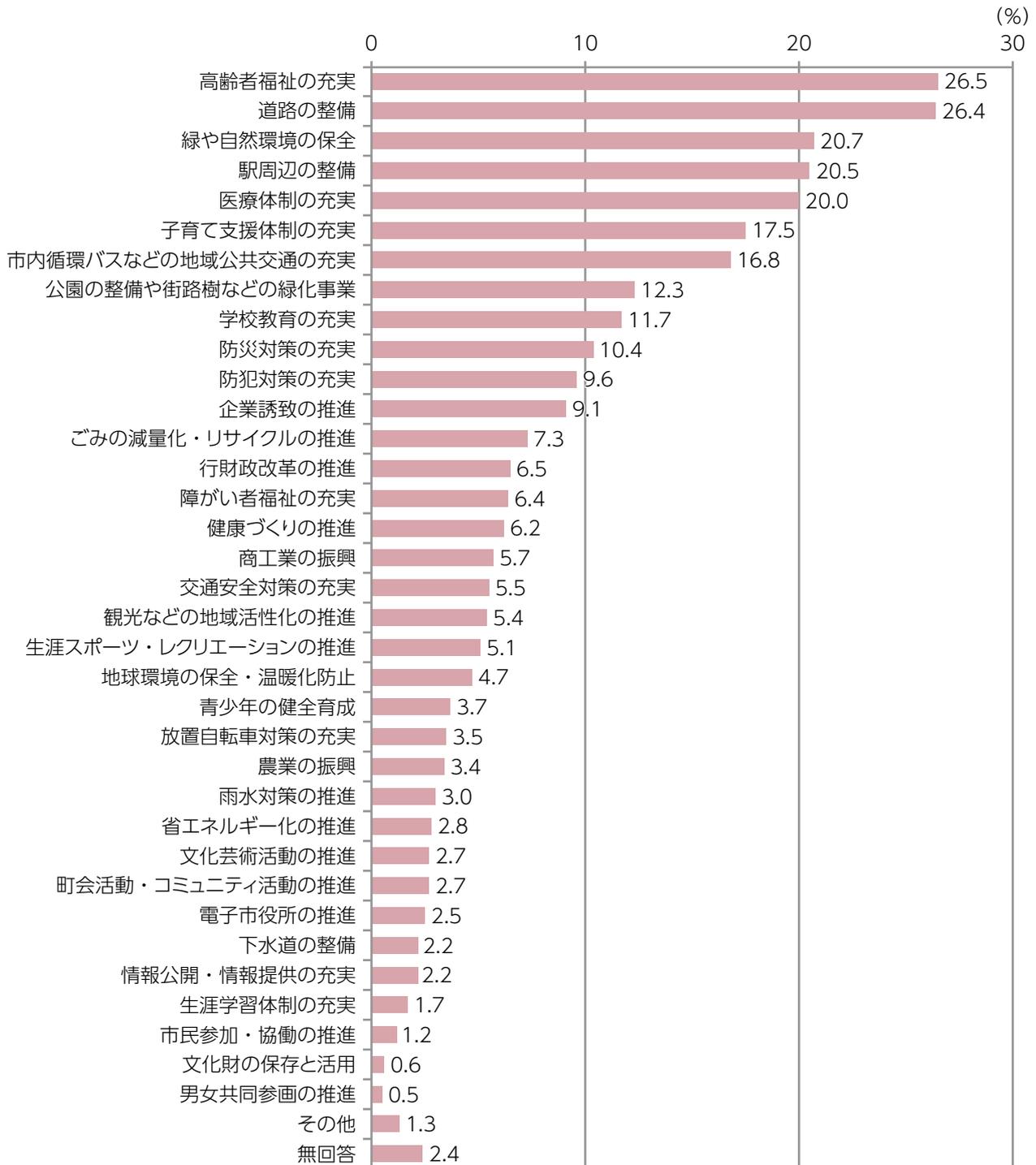
		満足度	
		高い	低い
重要度	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化 ・健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な道路の整備 ・放置自転車・違法駐車対策の推進 ・医療サービス体制の充実
	低い	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化の創造 ・多様な学習活動の支援 ・広報「ふじみ」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の社会づくり ・商業の振興

主な施策に対する満足度・重要度の前回比較一覧

施策名	満足度				不満足度				重要度			
	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)	今回 順位	今回 調査 (%)	平成 24年 (%)	増減 (%)
公園の整備・緑化の推進	4	60.8	58.8	2.0	10	26.5	29.0	▲2.5	11	85.6	87.5	▲1.9
ごみの減量化・資源化	1	75.8	72.4	3.4	24	17.6	20.8	▲3.2	1	91.4	89.8	1.6
地球温暖化対策	19	33.3	32.3	1.0	5	36.0	38.5	▲2.5	26	78.4	80.9	▲2.5
安全で快適な道路の整備	15	37.5	38.6	▲1.1	1	57.8	57.2	0.6	20	82.3	83.5	▲1.2
放置自転車・違法駐車対策の推進	8	49.2	46.5	2.7	3	37.8	41.8	▲4.0	16	83.7	83.0	0.7
地域防災力の向上	13	39.9	34.8	5.1	4	37.7	41.6	▲3.9	9	86.5	86.4	0.1
医療サービス体制の充実	11	44.5	36.7	7.8	6	34.2	42.2	▲8.0	2	90.7	86.6	4.1
福祉のまちづくり	12	40.7	42.2	▲1.5	7	29.2	30.0	▲0.8	14	84.8	85.7	▲0.9
保育サービスなどの充実	26	27.3	29.9	▲2.6	28	15.9	17.8	▲1.9	15	84.6	81.7	2.9
子育て支援環境の充実	21	32.4	33.6	▲1.2	34	11.5	13.3	▲1.8	18	83.4	80.8	2.6
健康づくりの推進	3	67.2	64.2	3.0	23	17.8	19.6	▲1.8	3	90.5	87.7	2.8
高齢者相談体制の充実	20	33.0	26.8	6.2	20	20.8	29.2	▲8.4	6	88.1	84.9	3.2
介護保険事業の推進	28	26.3	26.8	▲0.5	21	20.2	22.0	▲1.8	5	88.5	88.2	0.3
誰もが住みやすいまちづくり	7	51.7	52.6	▲0.9	8	28.3	28.3	0.0	4	89.5	87.3	2.2
障がい福祉サービスの充実	32	23.9	25.7	▲1.8	33	13.6	14.4	▲0.8	8	86.8	83.3	3.5
豊かな教育環境の充実	22	31.1	26.9	4.2	32	14.0	18.1	▲4.1	10	86.1	81.7	4.4
学力の向上	27	26.5	22.9	3.6	29	15.0	20.2	▲5.2	13	84.9	80.8	4.1
青少年の健全育成・いじめ防止対策	34	16.4			12	25.2			7	87.3		
市民文化の創造	10	46.9	48.0	▲1.1	11	25.5	21.9	3.6	33	69.6	69.4	0.2
多様な学習活動の支援	14	39.8	38.0	1.8	19	21.9	20.4	1.5	32	72.2	68.9	3.3
図書館サービスの充実	6	55.7	54.0	1.7	26	16.0	16.9	▲0.9	27	78.0	74.6	3.4
生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	23	29.8	30.7	▲0.9	9	28.0	24.9	3.1	31	73.1	68.5	4.6
農業の振興	18	36.2	33.7	2.5	14	24.6	23.5	1.1	25	78.6	73.7	4.9
商業の振興	30	25.3	21.5	3.8	2	43.1	45.6	▲2.5	30	74.8	72.6	2.2
広聴活動	29	25.4	26.7	▲1.3	15	24.5	27.9	▲3.4	23	80.3	78.5	1.8
広報「ふじみ」の発行	2	75.6	77.4	▲1.8	30	14.8	15.3	▲0.5	12	85.2	86.2	▲1.0
市ホームページの運営	16	37.1	36.9	0.2	25	17.2	17.4	▲0.2	29	75.1	73.4	1.7
情報公開	16	37.1	36.0	1.1	31	14.5	16.8	▲2.3	21	80.8	77.1	3.7
市民参加・協働の推進	25	28.3	29.3	▲1.0	22	18.2	20.2	▲2.0	28	77.9	76.0	1.9
コミュニティ活動の推進	9	48.6	49.4	▲0.8	18	22.3	22.6	▲0.3	24	79.8	79.1	0.7
男女共同参画の社会づくり	33	23.2	23.6	▲0.4	26	16.0	15.9	0.1	34	68.6	63.6	5.0
行財政改革	31	24.6	30.7	▲6.1	13	24.9	36.6	▲11.7	22	80.4	81.7	▲1.3
市民相談の充実	24	29.4	31.2	▲1.8	17	22.5	15.7	6.8	16	83.7	79.0	4.7
窓口サービスの改善	5	60.4	60.0	0.4	16	22.7	22.1	0.6	19	83.1	82.7	0.4

④今後のまちづくりに要望する施策

・「高齢者福祉の充実」「道路の整備」が高くなっている。



富士見市総合計画

第5次基本構想・後期基本計画

発行 平成29年（2017年）発行
富士見市
〒354-8511
埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
TEL 049-251-2711（代表）
編集 総合政策部 政策企画課



富士見市総合計画 第5次基本構想・後期基本計画